

△資料紹介▽

広島における陪審裁判（二）

——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道
ならびに刑事判決原本を中心にして見る

陪審裁判——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

緑 大 輔・増 田 修

加 藤 高・紺 谷 浩 司

（執筆順）

目 次

解題——広島における陪審裁判——

一 はじめに

二 陪審法制定への歩み

三 陪審法施行の準備

四 広島における陪審裁判の実際

1 陪審評議に付せられた事件数

2 陪審公判一覧表

3 陪審裁判についての新聞報道

①「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」昭和三年一月三日判決

②「広瀬町の美人仲居殺し事件」昭和三年一月三日判決

③「府中町の女髪結殺し事件」昭和四年二月二〇日判決

④「落合村の恨みの放火事件」昭和四年三月一八日判決

⑤「竹原町の手柄の放火事件」昭和四年四月二七日判決

⑥「三庄町の強盗傷人事件」昭和四年六月五日判決

⑦「木ノ江町の女房斬り事件」昭和四年七月三〇日判決

⑧「福山市の女給の殺人未遂事件」昭和五年五月一九日判決

⑨「福島町の実兄殺し事件」昭和六年三月一六日判決

⑩「段原町の一〇銭からの殺人事件」昭和六年三月一八日判決

⑪「呉市の放火事件」昭和九年三月一六日判決

4 陪審裁判を担当した判検事・弁護士の間歴

五 新聞報道に見る陪審裁判の不振

六 おわりに

平成17・18年 調査活動記録——広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会——

【資料一】広島における陪審裁判——「刑事判決書」の記事……………（以上前号）

【資料二】広島における陪審裁判——「中国新聞」の記事……………（以下本号）

【資料三】広島における陪審裁判——「芸備日日新聞」の記事——

（注）本へ資料紹介の執筆者および「資料一」ないし「資料三」のファ

イル作成者は、次の通りである。

①「解題——広島における陪審裁判——」(緑 大輔、広島修道大学法学部助教授)

②「一はじめに」ないし「六おわりに」および「資料二」(増田 修、広島弁護士会弁護士)

③「平成17・18年 調査活動記録——広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会——」(加藤 高、広島修道大学名誉教授)

④「資料一」および「資料三」(紺谷浩司、西南学院大学法科大学院教授、広島大学名誉教授)

【資料二】広島における陪審裁判——『中国新聞』の記事——

広島地方裁判所において陪審裁判に付された一一件の新聞報道を、判決日順に掲載する。同一事件について『中国新聞』(「中国」と省略)と『芸備日日新聞』(「芸日」と省略)の報道がある。【資料二】では、『中国新聞』の記事を事件順に、その中では発行日付順に掲載し、【資料三】では、『芸備日日新聞』の記事を事件順に、その中では発行日付順に掲載した。

なお、陪審裁判についての報道は全文収録したが、事件発生当時の記事などについては、(注)として、報道された年月日などを掲載するに止めた。

(注1) 夕刊は、発行日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配達

された。したがって、同一日付でも、原則として夕刊の報道から先に掲載した。また、夕刊は日付の後に夕刊と表示したが、朝刊は日付のみ表示した。

(注2) 資料として収録するに当たっては、被告人、証人および被害者の姓、ならびに関係する会社名などについては、ローマ字1字ないし4字で表示した。住所については、町村以下の字・番地は□で表示した。漢字は、氏名に用いられる場合を除き、原則として常用漢字を使用した。漢字に付された振り仮名は省略し、文章には句読点を付した。

①「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」昭和三年一月三日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和三・一〇・一において、「祭酒から刃傷沙汰、制止した従兄を斬る」と題して報道された。

●「中国」昭和三・一一・二夕刊

二ツの陪審裁判が、近く広島で開廷

美人仲居殺し事件と

本郷の殺人未遂事件

広島市広瀬町の美人仲居殺し犯人、空鞆町NI義一(四九)に

か、る窃盗殺人事件の公判は、二日、広島地方裁判所において行はれるはずで、本人が辞退せぬ限り、広島における最初の陪審事件として、陪審裁判に附せられることになってゐる。

また、尾道支部裁判所で予審中であつた、沼隈郡本郷村字□□部落農ST武夫(二〇)にかゝる殺人未遂事件も、このほど有罪として予審終結し、被告人が殺意を否認してゐるので、法定陪審事件として、一日、広島地方裁判所へ記録を送つて来た。これも、近く公判手続を行つて、広島における第二回の陪審裁判として、準備されるはずで、

この事件は、既報の通り武夫が、貧乏人として、無理解な世間から侮辱されてゐたところ、本年九月二十九日祭典の酒宴の席上で村人某から侮辱され、憤怒のあまり、日本刀で某を斬りつけんと駆けまはる途中で、従兄のST勘一(四四)から遮られ、血迷つた武夫は、勘一を斬りつけて重傷を負はせたもので、殺人未遂か傷害かと問題になる事件であり、かつ、武夫の家族は病人や子供ばかりで、彼の収容後は赤貧におち、部落民の同情金でやうやく糊口をしのいでゐるといふ事情もあつて、好個の陪審事件である。

●「中国」昭和三・一一・八

沼隈の従兄斬りが、広島最初の陪審

広島における陪審裁判(二)

来る二十三、四の両日
地方裁判所で開廷さる

既報に尾道支部裁判所で殺人未遂罪として予審終結した、沼隈郡本郷村字□□部落農ST武夫(二〇)の公判準備は、七日午後、広島地方裁判所において、宮脇裁判長かゝり、樫田検事干与、石川弁護士立会のもとに行はれたが、

武夫は、裁判長の審理に対し、同人が、九月二十九日、祭典の席上で侮辱された村人某を日本刀で斬りつけんとして、阻止した従兄の勘一を斬つた事件につき、殺意はなかつたと否認した模様で、

いよ／＼法定陪審事件として、陪審裁判に附せられること、なり証人は弁護士から申請の七名を喚問と決した。なほ、開廷期日は本月二十三、四の両日と決定し、この日に開廷のはずだった仲居殺しNI義一の殺人事件は、延期されること、なつたので、STの事件が広島最初の陪審公判となつたが、この事件は、

既報の如く酒に酔うての凶行で、殺人か傷害かの問題もあり、また、犯人の家庭に事情があるので、

陪審員がいかに審理に参与し評決するか、また、裁判長の判決いかに注目されてゐる。

●「中国」昭和三・一・二四夕刊

けふ開かれた広島初の陪審公判

鍛冶屋、洋服屋、金貨などが陪審員

事件は沼隈郡の従兄殺人未遂

【午後からは証人調べ】

広島最初の陪審裁判が、二十三日、広島地方裁判所で開かれた。事件は、沼隈郡本郷村の百姓S T武夫(二〇)が、さる九月二十九日、同村氏神八幡神社御興かつぎ慰労宴で飲酒酩酊し、M K房一と口論の、ち罵詈されたので、憤怒のあまり同人を殺害せんと自宅から日本刀を持出して、房一を探しまはる途中の道路で、従兄のS T勘一(四四)に取押へられんとしたので、房一の代りに勘一を斬りつけて、三ヶ所の重傷を負はせたといふ殺人未遂事件で、頗る簡単な事案ゆえに、も一つの陪審事件である広瀬町の美人仲居殺し犯人N I義一をアト廻しにして、最初の裁判にかけられたわけだが、宮脇裁判長係、樫田検事立会のもとに、初陪審員の腕試しの事件なので、今村控訴院長、南谷検事長、古森検事正、伊藤裁判所長、中村警察部長、その他お歴々も臨席して頗る大が、りである。

◇ この日朝から押し寄せた公判ファンの群衆で、裁判所の庭は埋っ

たが、傍聴券がもらへずにごく帰るもの多く、一方呼び出された陪審員は、紋付羽織で詰めかけ、開廷の午前九時までに三名出席、三名欠席といふ好成绩である。

陪審員の顔ぶれは、百姓を第一に指物師、鍛冶屋、洋服屋、銀行会社社員、職工、八百屋、金貨、

といふところで、いづれも相当の年配。県下の全郡各地から呼び上げたところに、裁判長の苦心が見える。ことに、山奥から出て来た百姓さん達が、午前七時ごろから、古くさいトンビやバスケットをもって、田舎者姿で来たのが人目を引いた。午前九時四十分、判事席後方の扉が開き、係官、陪審員が臨席すると、人込みを分けて被告のS Tが連れ込まれる。被告は、一見マダ子供じみた青年で、カスリの上下を着て小さくなって、脅えた様子を見せてゐる。かくて、不公開の中に三十三名の陪審員につき、抽選により正員十二名の選定にか、つたが、被告からも弁護士からも一名の忌避者をも出さず、十二名の正陪審員と補充員二名を選ぶ。この間約三十分で法廷手続きを終り、十時二十分を以ていよゝ「民衆裁判」の幕が切つて落された。

◇ 裁判長を正面にして、右側の上下二段にあならんだ陪審員はいづれも、重大なる責務に緊張してかたくなつてゐる。顔は、木彫の人のやうだ。傍聴席は満員。まづ、裁判長は、陪審員席に向つて細々と注意を述べ、一同起立のうちに、「公平忠実にその職務を

行ふ」旨の宣誓をさせ、ついで、検事は公訴事実を述べ、裁判長は被告に向ひ、「何かいふことはないか」とたゞし、被告は朴訥げな口調で、

勘一に斬りつけたことは、間違ひはありませんが、殺さうといふ気はなかつたのがス。酒に酔うてやつたモンですケナ……とオロ／＼声でいひ放つと、検事はふた、び立つて、

本件は、連続犯として、房一に対する殺人予備事件の点も審理して頂きたい。
と述べるや、陪審員席はや、色めいて、眼をみはり聴き耳を立てる。

◇

酒量の点につき、裁判長の訊問に対し、被告は、「どれほど飲んだか知らぬが酔うてゐた」と答へ、また、房一と口論したことや貧乏人と罵倒されたことについて、「口論はしたが、なにをいつたかは覚えぬ。たゞ罵られたので腹が立った」と述べ、掴み合ひした点も、「ヨク覚えぬ」と答へ、

家に帰つて日本刀を抜身で持ち出した記憶はあるが、ドウいふ氣で持ち出したのかは覚えぬ。房一を斬る考へがあつたか否かも、酔うてゐたので分からぬ。房一を斬つてやるといつたさうですが、自分では覚えません。

と、重要な点は、みな「覚えぬ」といつてしまふので、裁判長はいろ／＼と突込んで訊ねるが、やはり被告は、

広島における陪審裁判 (二)

勘一に阻止されたことも覚えぬ。斬りつけたことはアトで知つたが、ドウ思つて斬つたのか、自分ではわかりません。

と答へ、検事延や予審では、「腹が立ち氣が立つてゐたので、殺す意で斬つた」と申し立て、ゑると、裁判長に突込まれて、「それは、嘘です、間違ひです。前後不覚に酔うてゐたので、何もわからなかつた」と否認。

◇

被告の申立てについて、陪審員は、「困らせることをいふな」といつた様子の当惑の色をみせてゐたが、「何かお訊ねになることはありませんか」と、裁判長からいはれて、一同顔を見合せて黙つてゐる。これで、訊問終り、証人調べに入るに際して、十一時半休憩。陪審員は、控室で缶詰になりながら昼食をすませ、午後零時半から再開、証人七名の調べにうつつた。

正陪審員と補充員

選ばれた正陪審員および補充員は、左の通り。

【陪審員】広島市西魚屋町米商山本常藏、呉市下中町物品販売業

西村序吉、同市境川通同業小山八郎、同市登町同業大森隆太

尾道市土堂町茶販売業三和正太郎、同市久保町被服製造業吉

田伊三郎、福山市神島町同業志田原助五郎、安芸郡海田市町

物品販売業横佩連次、同町銀行員千葉鐵之助、比婆郡峰田村

農耕小池勇平、同郡山内東村農耕竹本榮太郎、同郡本村農耕

荒木民平

一一三 (一一三)

【補充員】安芸芸郡奥海田町銀行員檜垣静人、同郡畑賀村崎長文吉

●「中国」昭和三・一一・二四

殺す意志で斬りつけたか

また日本刀を持出したか

広島最初の陪審公判

審理を終り陪審員の評議会

二十三日、広島地方裁判所における陪審公判の続き——被告ST武夫は、裁判長の訊問に答へて、自分は平素からのぼせ性だと述べ、また、家庭の事情について、

家族九人を見るが暮し向きは悪い方で、貧乏なところを房一に罵られたので、立腹したわけです。

と述べ、終つて、第一の証人本郷村OD矢一(三九)は、一段と高い証人台に立つて、恥しげに、しかしハキハキと、

九月二十九日の祭の酒宴で、武夫は私にも話しかけたが、酒に酔払うて言葉もハッキリせず、足はヨロ／＼させてゐました。

と、被告に有利に証言し、つぎに、喧嘩の相手MK房一が証人に立つて、

II喜一方での酒宴のあとで、UN與一方で、また私と武夫と會つて口論した。けれども、喧嘩にならぬ間に他人にわけられ

てしまひました。武夫は、酒に酔うて足も千鳥足になつてゐたが、平素はおとなしい男です。

と、これも有利に証言。また、被害者のST勘一も証人として、武夫が裸で日本刀をもつて駆け出したので、止めに行つたら私を斬りつけた。私を斬つて、武夫はボンヤリ立つてゐました。

と、有利に証言し、II喜一方は、「勘一が斬るなら切れといつたら、武夫が斬つたのです」と述べ、

◇

証言はいづれも被告に有利だが、その間に陪審員から質問を試みたものなく、一同たゞ黙々として耳を傾け、中には筆記してゐる熱心家もゐた。証人調べの途中から、被告は悲しげに啜り泣きしてゐたが、終つて、裁判長は証拠調べをなし、

予審の調べで、被告は、邪魔をするものは、みな殺するつもりだった、と述べてゐる。

と読み聞かせ、証拠の日本刀を示すや、陪審員席は色めいて緊張する。このとき、被告は再び、予審での申立ては嘘だと力説し、かくて事実調べを終る。

◇

つぎに、檉田検事は立つて、犯罪の事実および法律の問題につき、意見を述べ、

本件の被告は、法廷で殺意を否認してゐるが、事実においては、酒に酔うた上で、貧乏ゆゑ侮辱されたので立腹のあまり、房一

に対して咄嗟の間に殺意をおこしたもので、この点は検事延や予審で被告も自白してゐたのであるから、殺人予備として有罪である。つぎに、勘一を斬つた点についても、被告は殺意を否認してをるが、日本刀を振りかざして斬れば、相手が死ぬかも知れぬと思つて斬つたのだから、ソレだけで殺人行為である。

しかも、本件の被告は、最初には邪魔者だから殺すつもりだったと、殺意を認めてゐたもので、今になって齷してをるが、殺人未遂罪であること明白である。陪審員諸君は、被告を可哀さうと思つて、同情から事実をまげて見るのではないやうに……と、一時間余にわたり有罪論をなし、代つて、石川弁護士は、検事と反対の説を唱へて、「本件は、単なる傷害事件に過ぎない。殺意があつたものではない」と論ず。このあひだ、陪審員一同は、検事や弁護士の顔を見つめて、耳を立て、聞き、「もつと大きい声を出して下さい」と、弁護士に注文したのもあつたが、終つて、四時休憩。



五時再開。天井のシャンデリヤが点ぜられて、明るく法廷を輝かしてゐる。裁判長の陪審員に対する説示に移つて、宮脇裁判長は、事実の關係と証拠の要領および法律上の論点につき説明し、本件で事実上の問題となるのは、第一の房一に対する殺人予備の点では、被告が房一を殺すつもりで、日本刀を持ち出したか否か、また、殺すつもりで捜し廻つた否かであり、第二の勘一

に対する殺人未遂の点では、被告が殺意をもつて斬りつけたか否か、また、その負傷は予審決定の程度と同じか否か、といふところにある。刑法によると、殺人予備罪は二年以下の懲役、殺人未遂罪は三年以上の懲役または無期、死刑といふことになつてをり、減刑もできるが、もし殺意なくして斬りつけた場合には、傷害罪となる。

と説き終つて、問書を作成し、これを交付されて、陪審員一同は退廷した。時に午後六時。これより、評議室に入つて陪審員長を選挙し、いよ／＼左の如き、主問および補問について、「然り、然らず」と答申をなすべく、重大な評議をはじめた。

(主問一) 被告は、MK房一を殺害する意志を以て、自宅から日本刀を取り出し、房一のありかを捜し廻つたものか。

(主問二) 被告は、ST勘一を殺す意をもつて斬りつけたが、他人に止められて、殺意を果さなかつたものか。

(補問一) 被告は、勘一を殺害する意志なくして、斬りつけ傷を負はせたものか。

陪審員の會議は、かなりの議論があつた模様で、五十分で終りを告げ、午後六時五十分再開。陪審員の答申の結果は、主問第一については「しからず」、第二についても「しからず」、補問については「しかり」とあり。すなはち、殺人予備の点は無罪、殺人未遂の点は殺意なしとし、傷害罪なりと認定したものであつたが、これで、陪審員の任務は終り解散したのち、裁判長は合議の結果

この答申を採用することに決し、傷害罪との認定のもとに、さらに続行すること、なった。

● 「中国」昭和三・一一・二五

傷害罪として懲役一年を判決

殺人未遂は否認された

広島最初の陪審公判

既報、二十三日の広島地方裁判所における、S T武夫の陪審公判は、陪審員の答申を裁判長が採択して、殺意なき事件すなはち傷害罪と認定して、第二次の審理に入り、証人として被告の両親が家庭の貧困な事情を述べたのち、検事は懲役一年六ヶ月を求刑し、弁護士の執行猶予論があつて、合議のうへ宮脇裁判長は、被告に対し「懲役一年に処す」との判決を言渡して閉廷した、時に八時半。

● 「中国」昭和三・一一・二五夕刊

広島最初の民衆裁判の批判

公判へ参加した諸家の意見

一般は大成功と見る

二十三日、広島地方裁判所で行はれた、S T武夫にかゝる殺人予備および殺人未遂事件の陪審公判は、広島における初陪審裁判なので、陪審員の成績いかんは注目され、その失敗が懸念されてゐたが、陪審員一同は熱心に審理に参与し、評議においても激しい議論の、ち、主問第一および第二を否認して、補問を肯定し、単なる傷害事件なりと答申したなど、一般からは大成功だとみられてをるが、これについて、公判に臨席した専門家の感想を叩いて見る。

大成功には今一步か、普通人の意志で判断が遺憾

今村広島控訴院長談

まづ、陪審員候補者諸君が、権利義務を理解され、真面目に真相をとらへようと傾聴してゐられたことは感心で、想像以上に陪審員が、理解と緊張をもつてゐたのに、私は敬意を表するものだ。今後、あの真面目さで、職責を諒解して出てくれ、ば、陪審法は大成功である。裁判に対する感想としては、あの事件は、傷害か殺人かといふ簡単なものであつたが、陪審法が要求する順序が、はじめての公判だから、型にとらはれて今一步といふ物足りなさを感じられた。手続においては完全に、検事の弁論も行届いたものであつたが、陪審員に真相をつかませるには、モット言葉の用ひ方など工夫が必要である。裁判長も検事も弁護士も型において整うてはゐるが、真の成功にはなほ一步といふと

ころであった。陪審員の評決の適不適は、モツと記録をみねば何ともいへぬが、非常な見当ちがひでないことは、確かである。しかし、

法律論では、犯罪についての普通人の考へてゐる意志と法律上の意志とはちがつてゐるので、普通人は結果を希望してゐなければ、意志があつたといはぬが、刑法上では希望がなくとも結果が来ることを認識してをれば、意志と認める。すなはち、希望主義ではなく認識主義であつて、相手が死ぬかも知れぬと知つて斬れば、殺意があることになる。今度の評決も、普通人の考へで判断したのではないかと思はれる遺憾があつた。こゝが、事件のヤマなのだから、陪審員に心証を得せしめる方法において、ヨホド苦心せねばならぬ。この点で、物足りなさがあつたが、これを除くと、成功だつたといふことができる。

検事の不満が、陪審法の妙味

南谷検事長談

陪審員が二名欠席したのみで、三十四名みな出席したことは、まづ陪審法の勝利であつた。また、相当の服装を整へ、□□な責任を感じて出られこと、法廷で終りまで倦まず調べを傾聴されたことも、国民の理解を立証するもので、私を感激させた。それから、検事としては、事件そのものを陪審員諸君に了解させるため、通俗的にわかりやすく意見を述べる工夫の必要を感じた。法律では、未必の故意といつて、必ずしも人を殺す意が

広島における陪審裁判(二)

なくとも、相手が死ぬかも知れぬとの認識があれば、殺意があるのだ、この点を樫田検事も熱心に論告したが、陪審員に徹底しなかつたのではないかと思はれる。今後は、平明に説明せねばなるまいと感じた。陪審員の評決については、私も検事の立場として不服もあるが、そこが陪審法の妙味なのだから、何もいふまい。

常識の勝利

石川弁護士談

弁護士として列席した、尾道の石川弁護士は語る。

私は、最初から傷害だと信じてゐたが、不安もあつた。形式上では、本人の自白もあるので、殺人になる事件だが、その真相を見抜いて、陪審員が傷害との判断を下されたことは、事実に適合したもので、当然とはいひながら感心した。これは、健全な常識の判断の勝利で、陪審員として大成功だと、私は思つてゐる。

●「中国」昭和三・一二・一夕刊

第一回陪審判決確定

既報II 検事から殺人未遂で起訴され、広島最初の陪審公判において、傷害致死と認定された沼隈郡本郷村S T武夫は、さきに言渡

一一七(一一七)

された懲役一年の判決に対し、服罪することになって確定した。

②「広瀬町の美人仲居殺し事件」昭和三年一月三〇日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和三・八・七夕刊において、「大年増の

美人仲居、広瀬町で殺害さる」と報道され、その後、被害者を取り

巻く男性達が、被疑者として次々に逮捕された大事件であった。「中

国」昭和三・八・八、昭和三・八・一一、昭和三・八・一二夕刊、

昭和三・八・一二、昭和三・八・一三、昭和三・八・一八夕刊、昭和

三・八・一九夕刊、昭和三・八・二二夕刊、昭和三・八・二八夕刊、

昭和三・九・一二、昭和三・九・一三夕刊、昭和三・一〇・一三、昭

和四・八・二八夕刊、昭和四・八・二九夕刊

●「中国」昭和三・一一・四夕刊

広瀬町の仲居殺し、陪審裁判に決定

来る二十三、四日に広島で最初の開廷

広島市広瀬町の美人仲居殺し犯人、空鞆町NI義一(四九)にかゝる、窃盗殺人事件の公判準備は、二日午後広島地方裁判所において、宮脇裁判長係、楳田検事干与、森保弁護士立会のもとに行はれたが、義一は裁判長の訊問に対して、徹底的に否認するの

態度に出た模様で、被告人も希望して陪審裁判に附せられることとなり、弁護人から証人十名を申請して容れられ、いよ／＼来る二十三、四の両日、広島最初の陪審裁判として開廷されることとなった。

●「中国」昭和三・一一・九夕刊

美人仲居殺し、陪審公判に決定

犯行を全然否認し、短刀の件で陪審要求

二十七、八両日開かれる

広島市広瀬町の美人仲居殺し犯人、空鞆町NI義一(四〇)にかゝる、窃盗殺人被告事件の公判は、二十三、四両日に開廷のはずのところ延期になり、二十七、八両日に開廷と決し、広島における第二回の陪審裁判に附せられることとなった。

この事件は、既報の通り、本年八月六日午前一時ごろ、広瀬町SEトメ方の仲居OMハマヨ(四一)が、何者かに殺害され、

九月十二日に義一が犯人として検挙されたもので、義一は本年

五月十三日からハマヨと情を通じ、青物市場で稼いだ金を貢ぎ

こんでゐたが、サンザしぼられたあげく冷淡にされ、他に情夫

があるらしいので、憤怒から鍛冶屋町TS武士之助の店で短刀

を盗み、広瀬神社前でハマヨを殺したといふことになってゐる。

しかし、義一は、今日までの調べに對し、犯行を全然否認して、冤罪だといってをるらしいので、有罪か無罪かと陪審員の評決いかんは、すこぶる注目されてをり、また、窃盜の点についても、義一は否認して陪審を請求してをるので、一部分ではあるが、請求陪審は全国でも最初の審理となるだらうと。

● 「中国」昭和三・一・二八夕刊

美人仲居殺し、犯行を一切否認す

けふ開かれた陪審裁判

有罪か無罪かの興味ある事件

広島第三次の陪審裁判として、広島市空鞆町青物商NI義一（四〇）にかゝる窃盜殺人事件の公判が、二十七日広島地方裁判所に於いて、宮脇裁判長係、樫田検事立会のもとに開かれた。

義一は、十二、三年前に妻帯したこともあるが、禿頭を嫌はれて二度とも離別となり、その後は独身生活をつゞけてゐたところ、本年五月十三日ごろ、市内広瀬町YMマサ方仲居OMハマヨと情交を結んでからは、同人に金品を贈与して關係をつゞけ、ハマヨが情夫を持つて義一を嫌悪し、金品を受取りながら情交には応ぜぬやうになり、八月五日の深夜、ハマヨの勤め先の鷹匠町SE飲食店でハマヨが他の男と情交した模様嫉妬、憤激

広島における陪審裁判（二）

のあまり殺意をおこして、準備のため鍛冶屋町TS金物店から七首を窃取し、携へて飲食店に帰つてみると、ハマヨが出たアトなので追跡して、翌六日午前一時ごろ広瀬神社鳥居前の路上において、七首を以てハマヨの背部を突刺し即死せしめた——といふ事件。

被告は、検事廷および予審廷では、犯行を自白してゐたが、公判準備の途中から否認しはじめ、冤罪だと申立てるに至つた。有罪か無罪かの問題になるので注目され、今村控訴院長、南谷検事長その他、お歴々の法官も臨席して大がりに開廷。この日呼び出された陪審員候補者のうち二名欠席、三十四名出席して、午前十時から陪審員の抽籤を行ひ、一名の忌避者も出さずに、

広島市紙屋町時計商藤谷正夫ほか十一名の正陪審員および補充員二名を選定し、公判は十時半から開廷。裁判長も検事も二度目なので馴れて余裕をみせてをるが、陪審員一同は初回だから、かたくなつて緊張してゐた。被告は、頭の光つた老人で、検事が述べた公訴事実につき、裁判長の訊問に答へ、

それは、間違ひです、無根です。私の覚えのないことです。警察で責められて身が堪らなかつたので、嘘の自白をしたものでもありません。八月五日の夜は、私は家に寝てゐたので、窃盜も殺人もありません。ただし、ハマヨと情交關係があつた点およびハマヨが他に情夫を持つてゐたことも、その通りですが、私は嫉妬した

一一九（一一九）

りしたことはありません……ことに殺さうなど、思ったこと
ありません……

と徹底的に否認して、陪審員を驚かす。また、被告は、禿頭で苦
勞したことを告白したのち、ハマヨとの関係を述べて、

はじめは、月十円で情交する約束だったが、ハマヨから将来は
夫婦にならうといひ出したので、私も妻にしてやってもい、と
考へてゐた。

と、甘いところを述べ、「ハマヨが、私を嫌ひ出したといふのも
間違ひです。また、他に情夫があると知って、私が嫉妬したとあ
るのも嘘です。」と否認してしまひ、

ハマヨが情交を拒絶したこともありません。冷たく扱はれたこ
ともなく、私は腹を立てるワケもなかったのです……警察でヒ
ドイことを調べられて、嘘を自白したけれども、全然覚えのな
いことです。八月五日には、友人の家へ遊びに行つてゐました。
と弁解につとめた。裁判長から、「このまへ公判準備では、野球見
物に行つてゐたと申立てたではないか。」と、突込まれて、義一
はいひ詰まつてしまひ、三分間ほど黙つて赤面したのち、「あ、さ
うです。覚えちがひでした。」と言葉をにこす。

◇
しかし、義一は最後まで否認しつゞけて、「八月五日の夜は、早く
から自宅で寝てゐた。」と申立て、

SE飲食店を窺うたことも、七首を盗んだことも、ハマヨを

斬つたことも、全然ありません。予審では、嘘を自白したので
す……なにも知らずに六日の朝早く市場へ行つてゐると、刑事
が私を連れて行つて、一度かへされたが、また一日くらゐして
捕らへられ……警察でいぢめられて……

と縷々弁じて、「どうぞ明るいおさばきを——」を哀願。これに
対し陪審員一同は、裁判長に促されても、被告に質問を試みるも
のなく、たがひに顔見合せて、興味あり気になつた。黙々と傾聴し
てゐる。午後零時二十分休憩。昼食ののち、一時半から再開して、
証人十二名の調べにうつつた。

●「中国」昭和三・一一・二八

四時間もつゞいた、仲居殺しの証人調べ

大体においては被告に

有利な証言が多い

二十七日、広島地方裁判所におけるNI義一の陪審公判のつゞき
——午後は、証人として、七首を盗まれたTS牛之助が調べられ
たのち、隣家のTYカメラは、「短刀を盗んだ犯人は、大きい男で、
カスリの浴衣を着てたやうです。」と証言したが、証拠品の衣類は
シマであるから、被告にや、有利な証言である。次に、YMM
サは、

ハマヨに二階を貸してゐたが、男が四、五人も出入りするうちで、小早川といふのが一ばん色男だった。途中から義一が来なくなつたといふ事實はない……ほかに、背の高い髪を分けた男が二度ばかり来たが、ハマヨに嫌はれて来なくなつた。

と被告に頗る有利に証言して、事件の上に疑問の蔭を投げかける。次に、飲食店の女将 O M タメは、

ハマヨは、義一が禿頭で、夜でも帽子をかぶつて寝るからイヤでかなはぬとか、帰るときついて来るのが怖ろしくてならぬとか、私に打明けてゐた。ハマヨは、小早川の方を好いてたやうです……

と、これは不利に証言し、また、髮結の F T サイも証人として、私が仲を取りもつたのですが、ハマヨは途中から義一を嫌ひでした。しかし、義一の方は、熱心にハマヨを思つてゐたやうです。ハマヨは義一がついて来るのをイヤがつて抜けて帰つたこともあり、また、ふたりが乱暴な喧嘩をしたことも聞きました。八月五日の夜は、私とふたりで帰るところを、ハマヨは斬られたのです……犯人の顔はわからなかつたが、白い浴衣を着た若い大きい男でした。それが義一かドウか知りません。警察でも義一だといつたことはありません。

と、不利にも有利にもとれる証言をなす。次に、三好巡査部長は、西署で義一を調べたのは私ですが、自白を強いたことはなく、本人から素直に犯行をくはしく自白して、アトで胸がスツとし

た、重荷をおろしたやうだとさへ告白し、それから始めて夜も眠れることになつたといふ有様でした。——義一は、自分ではみじめな生活に甘んじながら、ハマヨに貢いで熱中してゐたのに裏切られて、嫉妬から犯行におよんだものです。——F T サイが、警察で犯人は義一だと申したのも事実です。

と、頗る不利な証言をなす。このとき、被告は泣いてゐたが、フト立上つて「それは嘘です。私は責められて、心にもなく自白したのです。」と申立つ。次に、H N 松次、Y N B 森之助の兩名は、八月五日の夜に S E 飲食店のまへで涼んでゐたが、義一が窺ひに来たのは見なかつた。ソナナ男は、なかつたやうです。

と、有利に証言し、Y G 繁造、N I 常吉の兩名も、義一は、人殺しなどする男ではありません。

と、有利に述べ、証人調べは四時間余にわたつたが、陪審員一同は、一度も質問を試みるものなく、しかし、最後まで熱心に傾聴してゐた。

●「中国」昭和三・一一・二九夕刊

専門的な質問も出た

第一日の公判 (続き)

既報 II 二七日、広島地方裁判所における、N I 義一の陪審公判の

証人調べに際し、Y G 警造は、

八月六日の朝早く、市場で義一と会ったが、少しも変わった様子はなかった。

と述べ、また、被告の実弟常吉は、

八月五日の夜は、義一は私の家で夕食をすませ、ラジオを聞いて、十時半ごろ帰ったが、十一時すぎ義一が寝てゐるのを母がみてもどった。

と証言し、隣家のY D 新一も証人として出て、

五日夜十一時ごろ、義一が自宅で寝てゐるのを、私はみました。と述べ、この三名の証言は、被告にとって頗る有利なので、事件はさらに疑問に包まれるに至ったが、この時一陪審員がはじめて口を開き、新一に対して、「その夜、義一は蚊帳をつつて、寝てゐたか否か。」と初質問を試みて上出来——。かくて、午後六時二十分に証人調べ終り、つぎに、裁判長は証拠書類および物件の調べを行ひ、被告に不利な証拠の開示をした。このときまた、他の一陪審員から、

短刀の鑑定をしたとき、指紋は残つてゐなかつたか。

と、なか／＼専門的な質問を、裁判官に試みた——。こゝで一先づ打切ることにして、閉廷した。時に八時。

二時間に亘り、有罪を主張

被告の犯行否認を、一蹴した樫田検事

仲居殺し陪審官判(第二日)

広島地方裁判所における、N I 義一(四〇)の窃盗および殺人事件陪審官判第二日は、二八日午前九時半から開廷。一夜を宿舎に缶詰めされた陪審員一同は、もはや裁判に馴染んで落ちつき払つてをる——。きのふで審理を、をへたので、けふは弁論にうつり、犯罪の事実上および法律上の問題について、まづ、樫田検事は有罪意見を述べ、

被害者のハマヨは、佐伯郡観音村の某資産家の娘で、県下の某名家に嫁いでゐたが、性多情淫奔のため離縁となり、K Y 某と内縁の夫婦となつて、各地を流浪したのち、昨年二月から来広し、K Y と別れてのちは、仲居をして転々しながら、いろいろな男と関係してゐた、あはずれ女であつた。

と、事件の発生および捜査の経過を説明したのち、被告は、公判廷では犯行を否認してをるが、警察では自白してゐる。これは、任意に供述したもので、強いられたといふのは嘘である。また、検事廷でも「女の態度に立腹して斬りました。しかし、殺意はなかつた。」と自白し、さらに予審では、「女に裏切られたから憎んで、殺意をもつて殺した。」と自白してゐる。被告は、いまになつて否認してをるが、以前の供述は信ずるに足る証拠だ。……何とかして罪を逃れようとなせつて否認してゐる被告の心事は、あはれなものであるが……

と被告の弁解を一蹴し、さらに証拠を論じて、

被告の自白の方が、事実にも符合してをる。被告は否認するが、ハマヨから嫌はれてゐたことも、証言で明白だ。……ハマヨは、仇っぽい美人で、被告は嫉妬から犯行におよんだものである。

FTサイは、被告は犯人だと知りながら偽証してゐるし、NI常吉、YD新一兩名の証言は、問題にならぬ。

と、二時間にわたつて弁論し、正午休憩。食事ののち、午後一時から再開して、検事の意見のつゞきがあり、さらに、森保、田坂、秦三弁護士が無罪論にうつつた。

●「中国」昭和三・一一・二九

弁護人は飽迄、無罪を主張

興味加はる陪審裁判

さらに廿九日続行さる

二十八日、広島地方裁判所におけるNI義一の陪審公判つゞき——午後も榎田検事は、午前につゞいて有罪の意見を述べ、

窃盗の点も、殺人の点も、被告が犯人であること明白で、証拠は充分である。地理的にみても、時間的にみても矛盾はない。これは、恋に盲目となつた被告の犯行で、もし殺す意がないとしても、斬れば死ぬかもしれぬと認識して斬れば殺意であるか

広島における陪審裁判(二)

ら、殺意を否認してもやはり殺人罪である。

と、現場付近の凶解を示しつ、痛論す。これに対して、秦、田坂、森保三弁護士は交々熱弁をふるつて、

百人の罪人を逸すとも、一名の冤罪を罰する勿れ。半信半疑の証拠ならば、被告の利益にとるべしと、これ刑法の精神である。

被告の自白は、不自然で事実と相違してゐる。これは、強要された嘘の自白である。警察では、ごう問の実例は多い。しかし、被告は決して犯人ではなく、有利な証拠が多い。また、犯行の動機もなく、ことに短刀窃取の点の証拠は絶無である。本件には、被告の自白のほかには有力な証拠なく、しかも、これは現実とあらゆる点で矛盾してをり、被告が取消してゐるから、全く証拠不十分な無理な事件である。

と、四時間にわたつて、無罪論をなし、終わつて、いよく事件は疑問に包まれたまゝ、大緊張裡に裁判長の陪審に対する発問にうつらんとしたとき、宮脇裁判長は、

おそくなつたから、今日はこれで打切り、明日に続行します。

陪審員諸君は、気の毒ですが、いま一夜だけ……

と宣して閉廷した。ときに、午後六時。かくて、陪審員一同は、二夜つゞいて宿舎に缶詰の身となつたが、果して有罪無罪いづれの答申を胸に抱いて寝たことやら——。なほ、二十九日は午前九時から、たゞちに裁判長の説示および発問にうつるはずで、もしも陪審員が問書に対して、「然らず」すなはち義一には窃盗および

一一三三(一一三三)

殺人の嫌疑なしと評決すれば、重大な事件であるから、裁判長がそれを採択するか否かも大問題であり、場合によっては再陪審に附せられるかも知れぬだらうと、各方面から注目されてゐる。

● 「中国」昭和三・一・三〇夕刊

大激論の末、遂に有罪の答申をした

社会の耳目を一つにあつめた

美人仲居殺しの大団円

有罪か無罪か、疑問に包まれゐた広島地方裁判所における、NI 義一(四〇)の窃盗殺人事件、陪審公判第三日は、二九日午前十時から開廷。二夜つゞけて缶詰めとなつた陪審員一同はもちろん、係の各法官、弁護士、被告ならびに臨席の広島控訴院管内各首脳部の法官から傍聴人にいたるまで、いづれも大緊張裡に——。かくて、いよ／＼陪審に対する発問にさき立ちて、宮脇裁判長は、まづ、厳かな口調をもつて、

きのふ、弁護士からの弁論のうちにあつた言葉で、「疑はしきは、軽きに從へ。」といふのは、諺であつて規定ではなく、要するに公平に判断すべしといふ精神に過ぎぬ。また、「百人の罪人を逸すとも、一人の冤罪を罰するなかれ。」といふ諺もあるが、困難な事件を逸してよいといふわけではない。また、警察の取

調べの処置についても、他の例で推察してはならぬ。陪審員諸君は、冷静公平に判断せねばならぬ……

と、意味深長な論告をあたへたのち、説示として、

本件で問題となるのは、(一)ハマヨが、被告の他に情夫をもつた、め、被告を嫌ひだし、金品を受取りながら、情交はゆるさなかつたか否か、(二)被告は、そのため煩悶し、八月五日深夜にSE飲食店の外から窺うて、ハマヨが他の男と関係してゐるのを見て、殺す気になつたのか否か、(三)被告は、その夜、TS金物店で短刀を盗んだか否か、(四)被告が、その短刀で、広瀬町の道路において、ハマヨを斬りつけ即死させたものか否か——の四点であり、また、(一)窃盗犯人と殺人犯人とは同一人か、(二)犯人は果たして被告か否か——も問題である。と、これらに対する不利な証拠につき、一時間半にわたつて説明し、

窃盗罪は、一年以上十年以下の懲役に、殺人罪は、死刑、無期もしくは三年以上の懲役に処せられることになつてゐる。

と、述べ終つて、左の如き問書を陪審員に交付した。

【問一】被告は、TS武士之助方で短刀を盗みたりや。

【問二】被告は、短刀でOMハマヨを突刺し殺したものなりや。

かくて、陪審員一同は評議室に退き、いよ／＼問題の評決にうつる。ときに十一時四十分。

陪審員の評議は、激論があつた模様で一時間半にして終り、午後

一時二十分再開。陪審員の評議では、問一に対して「然り」、問二に対しても「然り」とあり、すなはち、被告は短刀を盗んで、O Mハマヨを殺害したものであると、被告に対する検事の公訴事実
は正当で、真犯人と認定すべきであるといふ答申をしたので、裁判長は合議の結果、これを採択することに決し、右答申の事実を基礎として、法の適用および刑の認定について、樫田検事の論告にうつつた。

●「中国」昭和三・一・三〇

動機に同情され、懲役八年求刑

殺人罪としては寛大な論告

判決は三十日言渡さる

二十九日、広島地方裁判所におけるNI義一の陪審公判つゞき——有罪と決して、被告は、顔をうつ伏し、泣きもせず黙々としてゐるが、樫田検事は、

被告はハマヨを熱愛するあまり、自分の不自由は堪へて、金品を賣いでゐたのに、女に裏切られて、愛すればこそ——犯行におよんだもので、動機には同情できる。

と論じて、窃盗および殺人罪としては、比較的軽く懲役八年を求刑。これに対し、森保、秦両弁護士は退席し、田坂弁護士も簡

広島における陪審裁判(二)

単に、

私としては、あくまで無実を信じてゐたので、今となつてはたゞ寛大な御処分をお願いしたい。

と、一言のべたのみで終わる。このとき被告は、論告の途中からいかにも堪へられぬといふ様子に、すゝり泣いてゐるが、「何かいふことはないか。」と裁判長にいはれても、黙々として頭をあげず、判決は三十日午後一時にいひ渡しと決して、二時すぎ閉廷。

陪審員の答申は、常識的で正しい

各地で見なかつた例と

古森検事は語る

有罪無罪が問題となつてゐた、義一の事件につき、陪審員が有罪の答申をしたことに対し、検事局側では大いに満足の意を表して、重荷を下したやうな安心ぶりであるが、古森検事は語る。

本件は、有罪か無罪かといふ大問題であつたが、陪審員の答申を、私としては正しいものと確信してゐる。いま、で、各地で行はれた陪審裁判では、検事の意見が陪審員から否定されることが多かつたやうで、本件などは珍らしいことだが、検事の法律にとらはれた見方を、陪審員の常識的な見方によつて緩和することは、陪審法の一長所であらう。たゞ、無茶な答申をさせぬやう、判事も検事もよほど修養せねばならぬと、私は感じて

一二五(一二五)

る。そして、陪審員が、予想以上に真面目に熱心に、かつ、理解をもつて、冷静公平に判断されたことに、敬意を表してゐる。

不服上告か

これに対し、弁護士および被告側では、あくまで無罪を信じてゐたので、大いに不満の模様であるが、判決があつたのち、不服として大審院へ上告するかも知れぬと。

●「中国」昭和三・一二・一夕刊

求刑通り、八年の懲役

美人仲居殺し陪審判決

けふ判決を言渡さる

広島地方裁判所における、第二回の陪審裁判に附せられて、世間の耳目を集めてゐた、広島市広瀬町の美人仲居殺し犯人、空鞆町青物商N I 義一(四〇)の窃盗殺人事件に対し、三十日午後一時四十分、宮脇裁判長は、検事の求刑通り懲役八年の判決をいひ渡した。

●「中国」昭和三・一二・一一

陪審裁判の費用、仲居殺は六百円

その三分の一は被告の負担

証人費用も申付かる

夕刊所報「有罪か無罪か」といはれてゐる、広島市広瀬町美人仲居殺し犯人N I 義一は、つひに広島地方裁判所において、懲役八年を宣告されたが、なほ、宮脇裁判長は、義一に対し、右判決と同時に、

陪審費用の三分の一および予審ならびに公判における証人の費用全額は被告の負担とす。

旨を、いひわたした。しかして、陪審費用とは、どれくらゐか、るものか。——義一の陪審は、三日間にわたり、陪審員は二日つゞけて缶詰めとなつたので、費用総額五百三十五円四十八銭也であつた。

すなはち、最初の日によび出された陪審員候補者の三十六名のうち、市外から来たものに対しては、前夜の宿泊料を五円、汽車賃は二等賃金、陸路を歩いてくれれば一里九十銭の俵代、自動車に乗ればその賃金、といふ具合に往復旅費が支払はれ、また、陪審員の選定にもれた二十名に対しては、日当二円五十銭、そして、裁判に關与した陪審員に対しては、最初の日が五円と翌日から二円五十銭づゝ、の日当が支払はれた——といふ内訳で、なほ、証人は公判廷で十一名、予審廷で二十名くらゐ調べられたその日当各一元五十銭づゝ、だから、義一は大した借金ができたわけである。なほ、さきに開かれた、S T 武夫にかゝる第一回陪審

裁判には、費用金額四百五十二円六十銭であったが、これは全部国庫の負担となった。しかるに、義一には、一部負担をいひ渡された。理由は、同人の事件が法定陪審ではなく（注、強盗は法定陪審、窃盗は請求陪審）、最初は自白してをりながら、途中で翻して陪審を請求したのだから、（注、窃盗に対して陪審費用が）かゝることになったものだと。いづれにしても、陪審裁判とは、随ぶん費用のいるものではある。

● 「中国」昭和三・一二・六夕刊

美人仲居殺し、上告の申立

広島地方裁判所の陪審裁判で有罪と認められ、懲役八年を言渡されてゐた、美人仲居殺しのN I 義一（四〇）は、右の判決を不服として、五日、大審院へ上告の申立てをした。陪審事件で上告をしたのは、わが国ではおそらく最初のことだらうといはれ、大審院がこれをいかに裁決するか注目されてゐる。

● 「中国」昭和四・二・一五夕刊

問題になった、仲居殺しの上告

今後陪審上告の指針

広島における陪審裁判（二）

裁判長の説示に難点

陪審裁判に対する判決を不服として、大審院に上告して来たものは、全国で計五件に達し、

最初の陪審上告、広島市空鞆町□□青物商N I 義一（三八）が、昨年八月六日、七首を盗み、O M ハマヨといふ女を殺害した窃盗殺人事件は、広島地方裁判所で懲役八年を言渡されたものであったが、いよ／＼来る三月一日、刑事一部藤波裁判長、三橋検事係、秦良一、森保祐昌の二弁護士立会で開廷されることになったが、

陪審における処女上告として、法曹界ならびに一般からすこぶる注目されてゐた、問題の上告趣意書が、十二日午後、大審院に到着し、裁判長ならびに検事のもとへ廻付された。上告趣意書にあげられた論点は、左の六項目であるが、今後の上告に対する指針ともなり、種々法律的に難かしい解釈の与へらるゝ、陪審の重要な裁判であるが、ことにその趣意書の内容の争点は、陪審員の答申の根本をなすべき陪審裁判長の説示に意見が加はつてゐるかどうかといふ、重要性を帯びただけに、大審院の解釈ならびに判決は、すこぶるその結果如何を注目されてゐる。

上告趣意の六項目を、要約すると左の通りである。

一、裁判長の説示が、弁護士弁論を四点にわたつて反駁してゐる。これは、「説示中に意見が加わることで」、判決の結果

に重大の影響がある。

一、証人 S E とめの証言は、陪審法の定むるところによつて、証拠とすることは出来ないにもか、はらず、裁判長の説示中に証拠として採用し、述べたことは不当である。

一、当然証拠となることの内容をば、その要領さへも説き及んでゐないことの不法がある。

一、問題となるべき事実につき、被告の利益となることを避けた事実あり。

一、本件は、殺人窃盜の併合罪だとして取扱つてゐるが、窃盜、殺人と各々別個の犯罪として取扱ふべく、一罪としての取扱いでない旨を説示で述べねばならぬ。ところが、それが、なされてゐない。

一、裁判長は、記録から予審調書だけを取はずして、陪審員に交付し、その際、予審における被告の陳述と、公判廷における被告の陳述が、違つてゐることを強調し、陪審員に理解せしめようとした。陪審法第八十二条には、陪審員に対し、証拠物や書類を交付することを許してあるが、それは単に見せるためにするのであつて、読ませるためにすべきではない。裁判長は、この際、読ませるためやったのだから不当だ。

●「中国」昭和四・三・二

全国に率先した、陪審裁判の上告審

広島広瀬神社前の美人仲居殺し

検事は上告理由を弁駁

広島市広瀬神社前の仲居殺し事件——広島市空鞆町□□青物商 N I 義一 (三八) は、広島地方裁判所宮脇裁判長、櫻田検事係りで、同裁判所における第二回の陪審公判として開廷され、広島地方にて重大な犯罪として興味をひいてゐたが、結局、宮脇裁判長から懲役八年を言渡された。その際、裁判長の説示が不穩当であるとて、この点を法律をもつて争ふこととなり、秦良一、森保祐昌の両弁護士が、大審院に上告を申立て、大審院刑事部藤波裁判長、三橋検事係りで、一日正午開廷となつた。当日、両弁護士は、上告理由として、大要左の如き申立をなした。

第一、証人の呼出しが出来るものを、呼出さざることの不穩当なること。

第二、取調要点の内容を示さず、被告に不利益であつたこと。

第三、利益の証拠を明示せぬこと。

第四、窃盜、殺人を併合罪としてゐるが、この点を明かに示さぬこと。

第五、被告の自白を記載してゐる訊問調書を、証人に読み聞かせ

ながら、記録から該調書を引き外して、陪審員に示さぬこと。これに対し、三橋検事は起つて、左の如き反対意見を述べた。第一、陪審法第七十三条第一号に証人とは、広義の解釈で差支へない。その証人を呼出すと呼ばずとは、広義の解釈を待つものである。

第二、裁判長は、必要と認むる証拠のみの要領を示せば宜しい。第三、弁護人より見て利益不利益の問題は、裁判長は関知しない。第四、陪審法犯罪の構成要件は、併合罪とするも、関連罪とするも差支へない。

第五、訊問調書を証拠と見るは、広義の解釈で差支へない。と論告した。かくて、全国における陪審法劈頭の上告裁判は、不日解決を与へらるること、なつた（東京発）。

③「府中町の女髪結殺し事件」昭和四年二月二〇日判決

（注）本事件は、当初、「中国」昭和三・一一・二〇において、「病床の亭主の前で、美人の髪結惨殺さる」と題して報道された。

●「中国」昭和四・一・一九夕刊

殺人か傷害致死か

髪結殺し来月十八日陪審へ

広島における陪審裁判（二）

芦品郡府中町青物商N M岩吉（五二）にかゝる、殺人事件の公判準備は、十八日、広島地方裁判所において行はれた。

昨年十一月十九日午前十一時ごろ、同町E M兼一の内縁の妻で、女髪結のN E ツル（二八）を兼一の病床のまへで、刺身包丁をもつて突きさし、出血死させた事件であるが、

殺意を否認した模様で、いよ／＼広島における第三次の陪審事件として、二月十八日午前九時から陪審裁判に附せられることになり、当日は、証人として被害者の夫兼一ほか八名をも喚問することになつた。この事件は、殺人罪か傷害致死罪か、問題になるはずであるが、被告岩吉が犯行におよんだ事情については、人間愛欲の悩みがひそんでをる。

岩吉と兼一夫婦とは、近所に住んでゐたが、ツルが岩吉の死んだ先妻にヨク似てゐるので、岩吉は、ロクマクで寝てゐる兼一を気の毒がる傍ら、ツルを非常に愛してゐた。ツルも、子のやうにして岩吉に愛されてゐたが、岩吉の愛しかたが猛烈で、いつも晩酌などの酌をしてもらつて楽しんでゐた。

しかし、岩吉とツルとの間に痴情関係は絶対になく、親子のやうな愛であつたと否認してしてゐるらしく、他人の証言もそれを裏書してゐる模様で、

ところが、岩吉のあまりひつこい態度を、ツルが厭がり出して行かなくなつたので、十一月十五日の夜に岩吉は、ツルをよびに行つたところ、ツルの妹婿になぐられたので、それを立腹し

てゐた。岩吉は、十九日に青物行商の途中で酒を三合ばかりのみ、昼飯をたべに帰る途中で、兼一方の前を通りかゝり、ツルと兼一とが仲よくおはぎを食べてゐるのを見て、飛びこんで凶行におよんだものだといはれてをる。

犯行の刹那について、岩吉は「酒に酔うてゐたのと、かねてからの立腹とから、二人の姿をみて、思はず知らず躍りこんで、夢中に斬った。」といひ、また、

刺身包丁は、家を持って帰るツモリで、持つてゐたものだと、要するに、発作的な犯行だと弁解してゐる模様である。

●「中国」昭和四・二・一九夕刊

人情悲劇髪結殺し、依然殺意を否認す

殺意はなく「夢中」で斬った

傷つけるためにと被告の陳述

広島県青品郡府中町青物商N M岩吉(五三)にかゝる、殺人被告人の陪審公判は、十八日午前十時十分から広島地方裁判所において、宮脇裁判長係、櫻田検事干与、林飛弁護士立会で開廷。

事件は、被告が同町M M兼一内縁の妻女髪結業N I ツル(二八)を、昨年十一月十九日刺して、出血のため死にいたらしめた痴情からの事件で、殺人か傷害致死か?と陪審員一同は緊張の色

をみせ、傍聴席も満員。

検事の公訴事実陳述ののち、審理に入ったが、白頭の田舎臭い老人である被告は、裁判長の訊問に対して殺意を否認し、ツルとの関係について、

ツルの所業に感心したのと、ツルの顔が十六年前に死んだ私の先妻にヨク似てゐたので、心を惹かれたからです。そのころ、夕飯のときツルに対して「わしの子になつてくれぬか。」といったら、「なりません。」といったので、一さう可愛くなつて来た。私には子がないので、ツルを養女にもらひ、兼一も養子に引取るつもりでした。

と述べ、裁判長から、被告が同人を家へ引寄せようとしたが、応じないので乱暴をしたといふ点も、極力否認。「そんな証言をしてゐるものがあつたら、こゝへ呼んで下さい。」と、やゝ興奮。凶行当時のことについて、

十一月十九日には、朝から行商に出て、昼まへに飯をたべに帰へる途中、兼一方を窺つたのは、戸が開いてゐたから見たので、戸を私が開いたのではない。台所にゐたツルの姿を見て、私は飛びこんでツルに斬りつけた……

と述べ、犯行は酒に酔うて夢中でやった、それも殺す意はなく、傷つけるために刺したと陳述。裁判長から、熱愛が憎悪に一変して殺したのではないかと訊され、「憎んだことはなく、いまでも可愛いくて、狂気になりさうです。」とのべ、十一時五十分休

憩。午後一時から再開して、証人調べに移った。

●「中国」昭和四・二・一九

証人の悉くが、被告に不利

府中町女髪結殺し事件

陪審公判のつゞき

夕刊所報Ⅱ広島地方裁判所における、青品郡府中町の女髪結殺し、N M岩吉の陪審公判、午後は一時再開。証人として出廷したK Mシナ(五六)は、被告岩吉の内縁の妻であるが、

岩吉と私とは、ツル一家の不幸に同情して、兼一に食物をやったり、ツルに飯を食はせたりしてゐた。岩吉が先妻に似てゐるといふと、ツルは嫌つてゐたが、養女になるといつたので、岩吉は喜んでゐた。私は、嫉妬したことはないが、岩吉とツルのことで喧嘩するやうになつた。岩吉は、ツルが可愛いくて堪らぬ風でした。岩吉は、情け深い男で、乱暴者ではありません。ツルの妹婿に殴られて、二日間泣き通してゐた。十九日の凶行

後に、帰宅して自殺しかけたので、私が阻止しました。

と、こゝまで有利に証言したが、裁判長に突込まれて、岩吉は、いつも荷車を引いて帰るのに、その日だけ車を置いて、しかも、近道をせず遠まはりして、ツル方の前を通つたのです。

広島における陪審裁判(二)

ツルとの関係に痴情があつたか否かは、男と女とのことですから、怪しいものではありません。包丁を持って行つたのも不思議です。

と、つい被告に不利な証言を述べてしまふ。次に、T D三八藏(五四)は、

岩吉は、ツルが子になるといふので、いろんな品をやつたのに瞞されたといつて、泣いてゐた。岩吉は、酒癖の悪い男です。と、被告に不利に証言し、S Nヨシノ(三三)も同様に述べ、次に、I Dナツ(五七)が、

十九日に岩吉が、兼一方の障子を開けて入つて、ツルを殺した。と、不利に証言するや、一陪審員から、

兼一方の台所は、障子が閉じてゐても、中を窺えるか否か。

と適切な質問を試みる。次に、ツルの実母O Mマツノ(四八)は、めんめんと被告に対する怨み言を述べて頗る不利に証言し、また、M O芳夫(三三)、H I九一、D I俊夫らも大たい不利な証言をなし、終つて、裁判長は、被告に証拠を読みかさせたが、不利なもの多く、四時半休憩。同五十分再開。樫田検事は、犯罪構成に関する事実上および法律上の問題につき、

被告とツルとの関係については、子に対するやうな純な愛でなく、酒の酌をさせて楽しんだり、将来は兼一が死んだら引取らうと、玩弄物に対する如き不純な特種な恋愛が動いてゐたものに違ひない。ところが、執拗さをツルに嫌はれ、しかも、彼女

一三二(一三二)

の娘婿に殴られたので、被告は憤慨のあまり、可愛さ余って憎さ百倍の心となつて、殺意を決し機会を窺つて、つひに殺害したものである。このことは、前後の事情および証人の言によつて明白である。被告の弁解は、罪を免れんための嘘の否認である。

と述べ、これに対して、林飛弁護士は、傷害致死論を主張し、本件は、被告が述べる如く、殺意ありしものにあらず、傷ける意で斬つたに過ぎぬと見るべきである。ツルを殺さねばならぬ事情はなかつた。

と論じ、午後六時五十分休憩。夕食後八時再開、宮脇裁判長の陪審員に対する説示および発問に移つた。

●「中国」昭和四・二・二〇夕刊

髪結殺しへ、十五年求刑

殺意を然りと答申

あす判決を言渡される

朝刊統報 十八日、広島地方裁判所における女髪結殺し、N M 岩吉の陪審公判は、午後七時四十分から再開。宮脇裁判長は、陪審員に対する説示のち、次の問書を交付。

主問 被告は、ツルを殺意をもつて突刺し、出血死させたものな

りや。
補問 被告は、殺害する意志なくて、ツルに刺傷を負はせ、出血にて死に至らしめたものなりや。

陪審員の評議は、五十分にして終り、主問に対して然りと答申した。時に九時四十分。裁判長は、陪審の答申を採決し、殺人罪との認定のもとに、第二次弁論に入り、櫻田検事は、

被告は、明治三十二年二月に和歌山で友人を殺し、故殺罪により大阪で懲役九年の刑をうけ、大正五年五月には福山で先妻を傷害した罪により懲役十月に処せられてをる前科者で、粗暴性がある男であるが、人妻のツルに対して親切にしたのは、恋愛の野心があつたことで、ツルが冷淡だといって、憤慨し殺害するにいたつた犯行には、同情の余地がない。無期懲役にも処すべき罪であるが、酒に酔つての犯行でもあり、老人でもあるので……

と、懲役十五年を求刑。林飛官選弁護士は、減刑論を試み、午後十時半閉廷。判決言渡しは、二十日午前十時。

●「中国」昭和四・二・二二夕刊

髪結殺しは十三年、判決言渡さる

広島地方裁判所の陪審裁判で殺人罪と認定された、芦品郡府中町

の髪結殺し、N M岩吉(五三)は、二十日午前十一時、宮脇裁判長から、懲役十三年の判決を言渡された。

● 「中国」昭和四・五・二二三

府中町の髪結殺し

上告棄却を言渡さる

広島地方裁判所において陪審裁判の結果、殺人罪として懲役十三年の判決を言渡され、服せず上告中の芦品郡府中町大字□□青物行商人N M岩吉(五二)は、二十二日午前十一時四十分、大審院第二号法廷において、中西裁判長より、上告棄却の言渡があった(東京発)。

④ 「落合村の恨みの放火事件」昭和四年三月一八日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和四・一・一五夕刊で、「落合村の放火」と題する、五行の小さな記事で報道され、翌日には、「中国」昭和四・一・一六夕刊で、S Tセツが「被害者にの、しられ、その恨を晴らすため」と二段組で報道された。

広島における陪審裁判(二)

● 「中国」昭和四・三・一六夕刊

悪罵された恨みに、糊でも焼いて復讐

金持の男から情交を迫られ

侮辱された貧しい女の放火事件

安佐郡落合村大字□日稼S Tセツ(四七)にかゝる、放火未遂事件の陪審公判は、十五日午前十時から広島地方裁判所において、宮脇裁判長、樫田検事かゝりで開廷。

被告人セツは、昨年一月ごろ、同村W玉市の妻にたいし糯米二升の売渡方をたのみ、代金八十銭の前貸しをしておいたが、玉市の妻は数日のち自殺したため、セツは糯米を渡してもらへなかつたので、玉市に代金の返却を求めたところ、玉市は、「自分の妻が、お前のやうな貧乏人から借金するはずはない。お前が、妻から借りてゐたのだから。」と、セツを悪罵して応ぜず、そのち、セツが十円の盗難にかゝったときも、玉市は他人の前でセツに対し、

お前が、五円も十円も金を盗まれることがあるか。他人の金を盗りでもせねばならないはずだ、と侮辱したので、セツは玉市を恨んで報復せんものと、本年一月十三日午前八時ごろ、玉市の家財および農業収穫物を焼失さす目的で、同村O D貞夫方の納屋および住宅へ放火せんと企てた、

一三三三(一三三三)

といふドラマチックな事件で、セツは、はじめから泣きむせんで、切なさうに涙を手拭でぬぐひながら、悲痛な声をしぼって、

主人は酒屋で、長男は東京で、次男は鍛冶屋で、働いてゐるが送金してくれるほどでなく、十五歳になる娘が女工をしてときどき金を送つてくれるが、私は日稼やワラ細工をして貧乏なくらしをしてをります。W玉市は、アメリカ戻りの金のある男で、金のことで私を悪口したので腹が立ちました。盗まれた十円は娘がくれた金ですし、八十銭でも私には大金で、なほ昨年十一月ごろ玉市は、私に情交をいどんだことさへあります。しかし、玉市に復讐してやらうといふ心はなかつたが、一月十三日の朝、フトした、

出来心から、玉市の仕打が憎くてたまらず、ツイ玉市が同居してゐる貞夫方へ放火してやる氣になつて、コタツの火を持ち出しました。そして、貞夫方の隣のFM鐵雄の木小屋内の松葉などへタドン火を投げたので、火が燃えあがつて板戸や古畳を焼いたことは事実です。私は、タ、納屋にある玉市のモミを焼いてやる心で放火したもので、貞夫方の住宅や玉市の家財を焼く心は決してなかつたのです。それまでには、他人が消し止めるだらうと思つてしたのです。

と重要なケ所を否認した。正午休憩。午後一時から玉市らの証人調べに移つた。

●「中国」昭和四・三・一六

恨みの放火事件

証人は悉く被告に不利

十五日の陪審公判続き

(夕刊の続き) 十五日、広島地方裁判所における、STセツの放火未遂事件陪審公判は、午後一時から再開。証人として、被害者W玉市(五九)は、

セツに対して情交をいどんだことはあるが、金のことで悪罵したことはない。

と弁解し、被告に不利に証言して、公判廷でセツを罵り、裁判長から制せられた。なほ、

KMマツノ、OD貞夫、ODシズヨ、FM鐵雄、KNコト
らも、大いに不利な証言をなし、終つて、榎田検事は、

被告人が、FMの木小屋を焼くつもりで放火したことは、自分で認めてゐるから、本件はいづれにしても無罪にはならぬ。しかし、木小屋へ放火することによつて、ODの納屋および住宅を類焼させて、玉市の家財、モミなどを焼くつもりだったか否かの争点については、被告は公判廷では否認してゐる。法律では、人のをらぬ場所へ放火すれば懲役二年以上、もし、人のをる建物へ放火すれば死刑、無期または懲役五年以上といふ罪に

なつてゐるが、焼く意志がなくとも、焼けるかも知れぬと思つてすれば、ヤハリ犯意ある放火罪で、被告は納屋および住宅が焼けるかも知れぬとの考へで、放火したことは明白であり、納屋では貞夫がいつも仕事をしてゐて、当日もつたのだから、本件は証拠十分なる放火未遂罪である。

と、意見を述べ、江藤官選弁護士は、

被告は、木小屋へ放火してODの納屋のモミを焼くつもりだったことは、明白してゐるのであつて、住宅を焼くつもりだった点を否認してゐるが、これが正当である。納屋に貞夫がゐた点は怪しいし、被告が認識したとは思はれぬ。

と、反対意見を述べ、午後六時休憩。七時から、裁判長の陪審員に対する説示および発問に移つた。

●「中国」昭和四・三・一七夕刊

放火としては、最も軽い罪

恨みの放火事件評決

検事から懲役三年求刑

既報〓十五日、広島地方裁判所における、S Tセツの放火未遂事件陪審公判は、夕食ののち、午後七時から再開。宮脇裁判長は、陪審員に対して説示ののち、左の如き問書を交付。

広島における陪審裁判(二)

主問(一)被告人セツは、W玉市に対する恨みをはらさんため、玉市の同居せるOD貞夫方納屋および住宅を焼いて、同所にある玉市の粉を焼失せしめんとして、貞夫方の納屋に隣接せるFM鐵雄の木小屋に放火して、前記納屋および住宅に延焼せしめんとしたが、未遂に終わったものか。

補問(一)被告人は、貞夫方の納屋の一部が職場で、貞夫が現在するかも知れぬと知りながら、前記の如く放火したものか。

補問(二)被告人は、貞夫方の納屋のみを焼く意志で、しかも、貞夫がそこに現在してゐるかも知れぬと知りながら、前記放火して未遂に終わったものか。

補問(三)被告人は、貞夫の納屋のみを焼く意思にて、かつ、貞夫が納屋に現在することを知らずして、前記放火したるも、他人に消し止められて、目的を遂げなかつたものか。

陪審員は評議の結果、主問および補問の一、二を否定し、補問の三に「然り」と答申した。

すなはち、被告人の犯罪は、住宅放火未遂ではなく、人のみない場所へ放火して未遂におはつた(放火罪では最も軽い罪)とみるべきであると評決したもので、被告人および弁護士の主張が通つたわけだが、

裁判長はこれを採決して、公訴事実の一部を否定した認定のもとに、第二次弁論にうつり、楳田検事は、
犯罪動機には、同情してよい事情もあるが、罪が罪であるから、

一三五(一三五)

特に軽くするといふことはできぬ。

と、懲役三年を求刑。江藤官選弁護士は、執行猶予論をして、午後九時半閉廷。判決言渡しは、十八日午前九時。

● 「中国」昭和四・三・一九夕刊

恨みの放火は懲役二年

三年の求刑に対して

既報Ⅱ広島地方裁判所の陪審公判に附された、安佐郡落合村大字□STセツ(四七)にかゝる放火未遂事件は、十八日午前十時、宮脇裁判長から、懲役二年の判決を言渡された。

⑤ 「竹原町の手柄の放火事件」昭和四年四月二十七日判決

● 「中国」昭和四・四・二六夕刊

手柄の放火は、嘘の自白

放火夜警団員が、陪審公判で犯行否認

功名したさに放火した、青年夜警団員加茂郡竹原町字□□、理髪職OT秀雄(二二)にかゝる放火被告事件の陪審公判は、二十五日午前九時半から広島地方裁判所において、宮脇裁判長係、榎田

検事立会のもとに開かれた。

被告人秀雄は、本年二月旧年末のため、同町□□部落の青年団員の一人として、部落の夜警に従事中、二月六日夜九時YOケイ方へ、火災発見により他人から推賞されたさに放火したが、他人に消し止められて、大事にいたらなかつたものである……が、被告人は、検事調べおよび予審では犯行を自白してゐたにか、はらず、途中から陳述を齷へしはじめた、

と検事から公訴理由を述べたが、被告人は、裁判長の調に対し、検事のいはれたことは、間違いだ。

と犯行を否認し、

その時刻には、他の場所にゐたので、現場へは行つたこともない。放火したのは自分ではなく、犯人については他に怪しい男があつた次第で、自分は冤罪である。警察で責められて、嘘の自白をしてゐたのです。

と申立てた。正午まへ休憩。午後一時から訊問がつゞけられた。

● 「中国」昭和四・四・二六

放火陪審公判、証言有利、被告は依然否認

今日も続行

夕刊続報Ⅱ二十五日、広島地方裁判所における加茂郡竹原町、理

髪業OT秀雄(二二)の放火事件陪審公判。

午後は一時から、午前につゞいて、被告人は裁判長の訊問に答へ、警察では、警官から自白すれば赦すが、せねば帰さぬといぢめられ、仕方なくタバコのするがらからの失火ですと自白させられ、次には、放火だらうと責められて、嘘の自白をさせられた。その自白を齟へすと罪になると、警部補からいはれたので、帰して貰へるものと思つて、検事へも予審判事へも、同様の嘘の自白をした。

と弁解し、陪審員中三名から、被告の学歴および警察との関係などについて質問あり。証人によれば、

Y M テル子、N H 章、K M ササエ、K K 眞一、K T 嘉太郎、U T ミカ、K I 桂

らは、いづれも当夜の被告の挙動および時刻の点で、大体有利に証言したが、陪審員一同はめづらしくも、それ／＼数回にわたり、詳細な質問を試みて熱心さを見せた。証人は、十二名あるので、午後七時閉廷。二十六日も、つゞいて証人調べがあるはず。

● 「中国」昭和四・四・二七夕刊

警察官は、不利な証言

放火被告へ

広島における陪審裁判(二)

広島地方裁判所における加茂郡竹原町字□□、OT秀雄(二二)にかゝる放火事件陪審公判第二日——二十六日は、午前九時半開廷。証人として出廷した、忠海警察署の

稲本警部補、西藤、松浦両巡査

は、それ／＼被告人を検挙した当時の模様を述べて、

被告人の挙動に怪しい点が多かつたので、疑はれた。しかし、誘導尋問はしてゐない。警察で被告人は、任意に自白したもので、決して無理はしなかつた。同人を脅したなどいふ事實はない。

と、不利な証言をなし、午後零時半休憩。

● 「中国」昭和四・四・二七

有罪か、無罪か、興味ある陪審答申

竹原町の放火公判

夕刊統報——二十六日、広島地方裁判所における、加茂郡竹原町OT秀雄(二二)の放火事件陪審公判。第二日午後は二時から開廷。宮脇裁判長は、一時間半にわたつて証拠の呈示をなし、終つて、弁論に入り、楳田検事は、

被告人が警察で誘導尋問されたといふ弁解は、嘘である。被告人が真犯人であることは、証拠十分であり、同人が刑務所で面

一三七(一三七)

会に來た姉に向つて、自分が悪いことをして皆に迷惑をかけて濟まぬと、告白した事実がある点を見ても明らかである。本件は、純然たる放火罪である。

と、二時間にわたり有罪意見を述べ、中場弁護士は、

被告人が犯人かも知れぬといふ疑ひのみで、断罪するのは危険である。本件の証拠は、いづれも薄弱不十分であり、自白も強ひられてしたと見るべきで、事実とは合はぬ。功名したさの放火など、は、コヂつけとしか思はれぬ。警官以外の証人の証言は、被告に有利である。

と、熱心に無罪論を主張して、午後七時休憩。なほ、被告人秀雄は、刑務所に拘留されて八十日になる間に、母のハルは可愛い末子の身を心配して病氣となり、つひに三月はじめに死亡。父力松も同様煩悶から、いまや重病の床に臥してをり、このことは被告人に秘せられてゐたが、弁護士の弁論によつて事実を知つて、はじめて悲嘆した被告人の有様は、傍聴人から同情された。かくて、午後八時再開。いよ／＼裁判長は、詳細に説示をなし、有罪か？無罪か？陪審員の答申を求めた。

●「中国」昭和四・四・二八夕刊

手柄の放火無罪

陪審公判で判決さる。

朝刊統報Ⅱ二十六日の広島地方裁判所における、加茂郡竹原町字□□、O T秀雄(二一)にかゝる放火事件陪審公判、第二日午後は、八時から再開。宮脇裁判長は、説示ののち、左の問書を陪審員に交付。

主問、被告人は、二月六日午後九時すぎ、竹原町Y Oケイ方と胡神社との間なる路地において、ケイ方へ延焼することを認識しながら、落松葉へ放火して立去りたるため、ケイ方の壁板を焼くに至つたものなりや。

補問、被告人は、前記放火をなしたるも、他人が消したるため、ケイ方の壁板を燻焦したるに止まりたるものなりや。

陪審評議は、午後十時から三時間におよび、激論もあつた模様で、午前一時やうやく評決。答申は主問、補問ともしからずとあり、裁判長はこれを採用して、直ちに被告人に対して、「無罪」の判決を宣告した。このとき、熱心に残つてゐた傍聴人は、一同思はず嘆声をあげ、傍聴席にゐた秀雄の実妹は、感謝のあまり号泣するなど、劇的シーンをみせた。広島では、陪審事件での無罪はこれが最初で、検事も多分上告せぬらしい。

◎「三庄町の強盗傷人事件」昭和四年六月五日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和四・三・一四夕刊において、「因島の傷人強盗、犯人は船乗」と題して報道された。

●「中国」昭和四・五・四

因島三庄町の強盗傷人

陪審公判を、六月三日開廷

既報、青森県生れ当時住所不定、火夫H Y金作(二二)が、三月十一日夜十時ごろ、御調郡三庄町で通行人を一升徳利でなぐり、金時計と錦紗兵児帯とを強奪した事件は、強盗傷人罪として、三日、広島地方裁判所において公判準備を行はれたが、一部犯行を否認したらしく、陪審事件として六月三日に開廷されることになった。

●「中国」昭和四・六・四夕刊

酔うて強盗、しかし犯意を否認

強盗傷人事件の陪審公判

強盗傷人事件が、はじめて広島地方裁判所の陪審裁判で審理された。御調郡三庄町O S鉄工所因島工場三庄分工場ドック内TK丸の火夫手伝ひ、青森県生れH Y金作(二二)にかゝる被告事件で、三日午前九時から、宮脇裁判長係、櫻田検事干与、永井弁護士立会のもとに開廷された。事件の内容は、

広島における陪審裁判(二)

被告は、TK丸が入渠中に辞職したが、給料は借金で押へられたので金に困つてゐたところ、本年三月十一日知人と、もに飲酒し、同日夜十時ごろ酒に酔うて、三庄町大字□□の道路にさしか、つたとき、丁度M J半三郎(三三)と出会つたので、強盗の目的で、携へてゐた酒一升瓶で同人の顔をなぐり、なほ、割木でなぐり蹴り倒して、七個所に傷害を加へたのち、同人から錦紗兵児帯と金時計とを強奪したものである。

公判廷における被告人は、恥しげに頭をかきながら、強盗ではありません。単なる喧嘩です。双方とも酔うてゐたので、フトしたことから喧嘩になり、格闘したのち、M Jが追ひかけて来て私をころばせたので、私は落ちてゐた割木でなぐり返したのです。裸にしてやらうと思つて帯を引っぱったり、シヤクにさはるので時計を引きちぎったりしたが、いづれも盗むつもりではなく、喧嘩のためです。最初から強盗などいふ心はなく、また、金を出せといつたことはありません。と否認し、午後は証人調べがあつた。

●「中国」昭和四・六・四

単なる傷害か、強盗か

陪審公判の続き

一三九(一三九)

夕刊統報Ⅱ三日、広島地方裁判所における、御調郡三庄町の強盗傷人事件被告人H Y金作(二二)の陪審公判第一日午後は、七名の証人調べがあったが、いづれも被告に不利な証言をなし、終つて、立会榎田検事は、

被告人は否認してゐるが、本件は、金に困つて強盗を働いたものであるとみるべきだ。

と意見を述べ、官選永井弁護士は、被告人が弁解する如く、単なる喧嘩からおこつた傷害事件とみるのが本当で、強盗ではない。

と論じ、次に、宮脇裁判長は、陪審員に対して説示ののち、強盗傷人が傷害かとの発問をなし、陪審の評議に入った。

●「中国」昭和四・六・五夕刊

強盗傷人として求刑

陪審員の答申を採用

既報Ⅱ三日、広島地方裁判所における、御調郡三庄町の強盗傷人事件被告人H Y金作(二二)の陪審公判で、宮脇裁判長は説示の、ち、陪審員に対して、

(主問) 本件は、強盗傷人か、(補問) 単なる傷害か、との発問をなしたが、陪審員の評議は、主問に対して「然り」と

答申。裁判長は、これを採択したので、強盗傷人事件として、榎田検事は、

強盗傷人事件は、懲役七年以上といふことになってゐるが、本件は酌量減刑できるから、

懲役三年六月を求刑、官選永井弁護士は減刑論をなし、午後十一時閉廷。判決言渡しは五日。

●「中国」昭和四・六・六夕刊

酔漢強盗懲役三年六月

求刑通りけふ判決

既報Ⅱ広島地方裁判所の陪審公判で有罪と決定された、御調郡三庄町の強盗傷人事件被告人H Y金作(二二)に対して、五日、宮脇裁判長から、検事の求刑通り懲役三年六月の判決をいひ渡された。

⑦「木ノ江町の女房斬り事件」昭和四年七月三〇日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和四・五・一八夕刊において、「妻を斬つて、自殺を企つ」と題して報道された。

●「中国」昭和四・七・三〇夕刊

女房斬りは、殺意否認

けふ陪審公判が開廷された

愛想づかしをする妻を斬った、木ノ江の殺人未遂事件の陪審公判は、二十九日午前九時から広島地方裁判所において、開廷された。被告原籍愛知県越智郡龍岡村、当時豊田郡木ノ江町字□料理店M〇好一(二九)は、妻マチヨからの度々の離婚話で心荒んでゐるところへ、五月十六日朝些細なことから口論し、つひに治療三十日を要する重傷を負はすにいたつたもので、好一は、わがま、な妻の振舞ひを、涙とともに陳述したが、殺意は否認。正午、事実調べををはり休憩、午後証人調が続行された。

●「中国」昭和四・七・三〇

常に虐待されたと、妻が不利の証言

木ノ江殺人陪審公判

二十九日のつき

豊田郡木ノ江町M〇好一(二九)にかゝる殺人未遂か傷害かの事件は、二十九日正午休憩後、午後一時から続行された。証人調べ

広島における陪審裁判(二)

に入り、当の被害者たる、好一の妻マチヨは、

好一は、いつも妾につらく当り、殴る蹴るの虐待で、何べんか実家に逃げ帰り、離婚話を持ち出しました。けれども、好一は、「籍がこちにある限り、どうしたって逃がしはせぬ。お前の逃げるところへは、どこまでだって、つきまとはってやる。」と、嫌がらせをいって、困らせました。斬られる二、三日前にも、頸をしめて殺してやるといつて、騒ぎました。

と、夫婦とも思はれぬ、憎しみの口調で、被告にすこぶる不利な証言をなし、午後二時再度休憩。午後四時続行し、他の五人の証人調べに入ったが、マチヨの証言に反し、被告に有利な証言を述べ、ついで、榎田検事は、

被告は、凶行直後には、殺意があつたと自白して置きながら、予審に入ってから、急に最初の一刀しか覚えぬといふは不審であり、かつ、十一ヶ所の剃刀傷から断じて、殺意がなかつたとはいはれぬ。

と、殺人未遂論をし、これに対し、中場弁護士は傷害論を主張し、裁判長の説示に入つて、殺人、傷害の分岐点をなす殺意の有無につき、事実ならびに証人の証言を羅列して、陪審員の参考供した(午後九時)。

●「中国」昭和四・七・三一夕判

女房斬りは、懲役三年

陪審員の答申通りに

朝刊統報Ⅱ豊田郡木ノ江町字□M〇好一(二九)にかゝる、殺人未遂事件の陪審公判は、二十九日午前九時から広島地方裁判所で、宮脇裁判長、榎田検事係りで、審理は前後十時間半にわたり、夜を徹して三十日午前一時半に至り、裁判長から殺人未遂犯として、懲役三年の判決があつた。

証人調べののち、陪審員に対し、裁判長から主問として、「被告人M〇好一は、その妻マチヨを殺意をもって、剃刀をもって斬りつけ、頭部をはじめ十一ヶ所に創傷を負はさしめたるもマチヨにおいて、逃避した、ため其目的を達せざりしものなりや。」を提出したるに、陪審員は熟議の上「然り」と答へて、殺人の意思ありと立証した。

検事の求刑は、その意見にもとづき殺人未遂として論告し、懲役四年であつたが、裁判長は該犯罪の最小限度たる懲役三年を判決した。

⑧「福山市の女給の殺人未遂事件」昭和五年五月一九日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和五・一・二四において、「女給上りの妾、旦那の口へ硫酸」と題して報道された。

●「中国」昭和五・四・八

情熱地獄、愛する男に硫酸を飲ます

準備公判で殺意否認

近く陪審裁判開廷

叛いてゆく愛人に硫酸を飲ませて、無理心中を遂げようとした情熱の女——当時福山市鍛冶屋町AD食堂の女給、沼隈郡鞆町生れ、福山市寺町KD茂方OZミツコ(二四)にかゝる、殺人未遂事件の公判準備は、七日午後、広島地方裁判所で小玉裁判長、北村検事係、米田弁護士列席のもとに行はれた。

ミツコは、六年前から同市中霞町製綿業TG武一(三三)と恋におち、夫婦約束をして情交をつづけてゐたが、昨年夏ごろから、武一は家庭の事情のため遠ざかり冷淡な態度となつたので、ミツコは絶縁されるものと思つて、未練に悩んでゐたところ、昨年十一月に彼女の母親が死亡し、病める父と幼い弟とを養はねばならぬ立場となつたので、行詰りを感じ、いっそ武一を殺

して自分も死なうと、昨年十二月ごろ決心して、硫酸を用意した。それを知らぬ武一は、本年一月一日に年賀の帰りに、寺町の彼女の宅を訪れ、同衾して眠ったので、同日正午ごろミツコは、武一の口中に硫酸を注ぎこんだが、武一が目覚めて逃げたので、頭部および口中に治療三週間の火傷を負はせたのみで、殺意を遂げることが出来なかった。

頗るロマンチックな事件であるが、ミツコは警察でも検事局でも予審でも殺意を認め、無理情死をしようとしたものと、自白してゐたに拘らず、にはかに公判準備では、まへの陳述を齟して、殺意を否認し、

武一を殺して、自分も死なうといふ考へでしたことではなく、そんなことを思ったことはありません。硫酸を用意してゐたといふのも嘘で、実は染料止めに使ふ硫酸をもらつて来てゐたのです。武一が、冷たくなり寄りつかなくなつたので、引留めようとして、硫酸を飲ませ腹痛をおこさせて、二三日家に泊まらせた、そして、心ゆくまで介抱してやりたいと思つてしたことで、それが硫酸であつた、めに、大変なことになつたのです。と弁解した模様で、本人も希望して法定陪審事件として、陪審裁判に附せられることになつた。これが、広島における本年最初の陪審公判となるはずで、期日は未定であるが、公判ファンを唸らせることだらう。

●「中国」昭和五・五・一七夕刊

介抱したさに「硫酸」を飲まず

叛いた愛人殺害未遂事件

けふ陪審公判に附さる

叛いてゆく愛人に硫酸を飲ませて、無理情死を遂げようとした、情熱の女——福山市鍛冶屋町A D食堂の女給、沼隈郡鞆町生れ、福山市寺町K D茂方O Zミツコにかゝる殺人未遂事件は、広島地方裁判所における本年最初の陪審裁判として、十六日午前八時から、小玉裁判長係り、樫田検事立会、米田弁護士列席のもとに公判が開かれた。

ミツコは、数年前から福山市中霞町製綿業T G武一（二三）の情婦となつてゐたが、昨年夏から家庭の事情のため関係を遠ざけようと思はれたので、絶縁されるものと思ひ、傍ら実母が十一月に死んで病身の父と弟を養はねばならなくなつたので、悲觀した結果、本年一月一日武一が、年賀の帰途ミツコの許を訪れ、同衾して睡眠中、その日の正午ごろ、この機会に武一を殺して自分も死なうと決心し、かねて用意の硫酸を口中に注入したが、武一が飛起きて瓶を奪つたので、顔面、口腔内咽喉などに治療三週間の火傷を負はせたのみで、殺意を遂げなかつたものである、

と検事から公訴事実を述べ、九時半から、裁判長の訊問に入ったが、厳かに陪審公判廷に立ったミツコは、未決監の生活にやつれをみせてゐるが、近代的な美人で派手な錦紗の袴も意気に、永い女給稼業の習慣からか羞恥の模様もなく、涙もこぼさず悲しい顔さへしないで、絶えず嬌笑を浮かべながら甘ったるい声で、

殺意はなく、男に腹痛をおこさせて、二、三日自分の家で寝させたい、介抱したいと思つて飲ましたのです。警察や予審で、男から捨てられさうなので、殺意を持つたと申したのは嘘で、冗談にいったのです。

と、しきりに殺意を否認して、傍聴席に満員の婦人連を苦笑させたが、陪審員からは質問もなく終つて、証拠調べに入り、被害者のT G武一は、女が感情を害してをらうと思ふけれど、殺さうとまで決心することはないはずです、と、ミツコに有利な証言をした。なほ、女給F I浅子の調べがあつて休憩。午後も証人調べを続行された。殺人未遂か、傷害か、過失傷害か、陪審員の評決は十七日に行はれるはず。

● 「中国」昭和五・五・一七

愛すればこそ、傷害の大罪

福山A D食堂の女給

陪審公判のつゞき

夕刊統報「福山市A D食堂の女給O Zミツコ(二四)」が、情夫に硫酸を飲ませて無理心中を企てた、殺人未遂被告事件の広島地方裁判所における陪審公判。

十六日午後も、証人調べが行はれたが、大体において被告人に有利な証言者が多く、終つて、ミツコは、

私が、警察や予審で殺意があつたやうにいったことは、自分さへ悪くなつてゐれば、T G武一に迷惑もかゝらず、したがつて別れずすむと思つて、よい加減なことをいつたので嘘です。と、いちらしく弁解し、殺意を否認しつづけた。立会の榎田検事は、

被告人の弁解が、ほんたうだとすれば、傷害罪である。しかし、起訴事実の通りなら、無理心中の殺人未遂罪である。ミツコは、頼の貧しい家庭に生れて、カフエを転々と女給をしてゐた。病める父と弟とを、母が養つてゐたが、母が死んでミツコに責任がかぶさつて来たので悲観した。ところが、男との関係は、数年来の恋愛関係である。人間を盲目にする、強い恋である。しかも、男は、妻との義理で、遠ざからうといひ出したので、ミツコは、寂しさ頼りなさ、やるせなさから、世を儂み死を決して、その道づれに愛する男を殺さうといふ決心となつたのは、自然な人情であつた。その結果、硫酸を洗濯屋でもらつて来て用意して、無理心中の機会を待つてゐたのである。故に、警察でも予審でも、殺意を認めてゐたのに、途中から自白を齎へし

たものである。

と、芝居や小唄を引用して、恋愛心理を説き、人情を論じて、起訴理由を正当なりと主張。米田弁護士は、

本件は、無理情死の未遂とは信じられぬ。前後の事情からみても、殺したり死んだりする原因も理由もなく、従つて、死の用意をしてゐなかつたことでも明白だ。どの証拠をみても、殺意を確めるものはない。やはり、チョット腹痛をおこさして、泊めさせたくて飲ませたと認めるのが本当である。殺人未遂ではなく、単なる傷害罪である。

と、反対意見を述べ、裁判長は、事件の証拠として、被告人が、家庭の事情のため悲観してゐたことは、証人がある。被告人も、予審ではこれを認めて、なほ男からは、遠ざかられ捨てられさうなので、むしろ男を殺して、自分も死なうと決心したので述べてゐた。しかし、実行を鈍つてゐる間に、男から大阪や西条へ遊びに連れて行つてやらうと約束して、裏切られたので腹を立て、一緒に寝てゐるうちに決心して、用意の硫酸で無理心中を遂げようとしたのだと、述べてゐた。これらの証拠を信すべきか、公判廷の陳述を信すべきか。

と、詳細に説示して、左のやうな問書を陪審員に交付す。時に午後六時二十分。

(主問) 被告人は、殺害する意志をもつて、硫酸を飲ませたが、殺意を遂げなかつたものか。(補問) しからずとすれば、硫酸

広島における陪審裁判(二)

を飲ませて、傷害を加へたものか。

陪審の評議は一時間して後、答申は主問然らず、補問然り、すなはち、傷害罪と認むべきであるといふにあつた。裁判長は、これを採用して、第二次弁論に入り、楳田検事は、

傷害罪とすれば、男を二、三日泊めたい、介抱したいと思つて、硫酸を飲ませたことになるが、刑の量定においては、殺人未遂罪と大した異なりやうはない。無理心中の未遂とすれば、むしろ同情すべき点が多いが、傷害の目的でしたとすれば、妻子ある男を自分の愛欲心を満足させるために、自分のわがま、のために、家庭を破壊して引止めようとしたもので、情状甚だ悪い憎むべき犯罪である。傷害罪としては重いし、改悛の情も明かでない。愛欲に狂ふ他を戒めることも必要である。

と、比較的重い懲役二年を求刑。被告ミツコは、ホツとしたものか、夜に入つた、めか、切なげにしきりに泣いてゐた。弁護士は、情状酌量を論じて、執行猶予をもとめたが、八時半閉廷。判決いひ渡しは、十九日午後一時。

●「中国」昭和五・五・二〇夕刊

愛欲の殺人未遂は、懲役一年

既報に愛する男を泊めたい、看護がしたいの情熱から、硫酸を飲

一四五(一四五)

ませた、福山市A D食堂の女給O Zミッコ(二四)に係る、広島地方裁判所の陪審公判は、検事から懲役二年を求刑されてゐたが、十九日午後二時、小玉裁判長から、傷害罪としては罪が重く情状が悪いから、執行猶予とすることは出来ない、懲役一年の実刑を言渡された。

◎「福島町の実兄殺し事件」昭和六年三月一六日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和五・九・一〇において、「屠用ナイフで、実兄を突き刺す。飲酒中些細な口論から、被害者は生命危篤」(見出しは四行)と題して、三段組で報道された。

●「中国」昭和六・三・一四夕刊

酒に酔うて、前後不覚

極力殺意を否認す

実兄殺し陪審公判

広島市福島町屠夫N M豊三郎(三九)の実兄殺し事件の公判は、広島地方裁判所で本年最初の陪審裁判として、十三日午前十時から、小玉裁判長、楳田検事係、森保弁護士列席のもとに開かれた。被告人は、チョット凄いい顔をした男で、どてら姿で出廷。検事か

ら、

被告人は、数年前に妻と離婚してのち独身生活をして、食事だけは隣家にある実兄のN M澤吉方ではゐたが、昨年九月九日午後六時ごろ、澤吉方とともに酒をのみ、夕食をすませたとき、被告人が毎夜のやうに酩酊して酒癖が悪いから、早く帰宅せよと澤吉方から注意されたのに、これは食を呑んでいふものと誤解して口論のち、一たん帰宅したが憤慨のあまり殺意を生じ、肉切包丁を自宅からもち出して、同七時ごろふた、び澤吉方へゆき、同家の台所で同人の腹部を突刺し、そのため腹管破裂による急性腹膜炎をおこさせて、同月十四日つひに死亡さすにいたつたといふ、殺人事件である。

と、公訴事実を述べ、審理に入つたが、被告人は、兄から注意されたことも、口論も、刺したことを覚えぬといひ、

私は、酒癖がよくないので、一升以上のもので、酔ふと自分で自分がわからなくなります。その日は、午後から五、六ヶ所でコップ酒をのみ、兄の家でのんだのを加へると、一升以上になるので、途中からわからなくなつたのです。記憶はありませんが、検事から、私が兄を刺したといはれて驚きました。あれだけ仲のよかつた兄を刺し殺したとすれば、私は死刑になつてもかまはぬと思ひます。けれども、なにも覚えないので、

と、さすがに泣き声になつて沈んでゐたが殺意を認めず、証人九名の調べにうつつて、

同町KIハツ（六三）その他、被告人がその日に酒をのんだといふ、店の主人らが調べられたが、いづれも覚えぬとか、来たことはなかったとか、その日に会ったが酔うゐなかつたなど、被告人へ不利な証言をするものが多い。陪審員は黙々として一語も発せず、正午休憩。午後も続行した。

●「中国」昭和六・三・一五夕刊

情状が重いと、懲役七年求刑
実兄殺し公判

統報 十三日、広島地方裁判所における、福島町屠夫NM豊三郎（三九）の実兄殺し事件陪審公判は、陪審員の答申により傷害致死罪として、第二次弁論にうつり、榎田検事は、

被告人は、心神喪失の状態で澤吉をつき刺したといふことになつたが、罪もない澤吉はこれがため死亡し、その家族は悲惨な状態におとされてゐる。傷害致死罪としては、情状がすこぶる悪い。

と、懲役七年を求刑。森保弁護士との減刑論があつて、午後十一時閉廷。判決は、いひ渡しは、十六日。

広島における陪審裁判（二）

●「中国」昭和六・三・一七

実兄殺し、懲役四年に服罪す

既報 広島市福島町屠夫NM豊三郎（三九）の実兄殺し事件は、広島地方裁判所で、本年最初の陪審裁判として審理され、傷害致死罪になつて、立会の榎田検事から懲役七年が求刑されてゐたが、十六日午後、小玉裁判長から、
犯行当時は酒中毒のため心神耗弱の状態にあつたのだから、情状を酌量する

と、懲役四年の判決言渡しがあり、豊三郎は感謝の涙にくれながら、ただちに上告権を放棄して服罪すると申述べた。

⑩「段原町の一〇銭からの殺人事件」昭和六年三月二十八日判決

（注）本事件は、当初、「中国」昭和五・一・二二夕刊において、「刺身包丁で、同僚を突き殺す。わずか金十銭が喧嘩の発端。段原町で石工同志の惨劇」と題して、三段組で報道された。

●「中国」昭和六・三・二八夕刊

十銭からの「殺人」公判

被告は殺意を否認、証人も有利に証言

大阪市此花区上福島中三丁目生れ、当時広島市段原町YS金一方、石工職NG長造（二九）の、わづか十銭に絡まる殺人事件の公判は、陪審裁判として、二十七日午前十時から、広島地方裁判所で小玉裁判長係、櫻田検事立会のもとに開かれた。傍聴席は、裁判所関係の夫人や令嬢で華やかに満員で、被告人が恥しげに口ごもる姿も春らしい。

長造は、昨年十月三十一日午後九時ごろ、YS方で勘定日の酒をのみ、酔払って同僚YI新吉と、同人が十銭を紛失したことから口論ののち、同人に殴打されたので憤慨し、にはかに殺意を生じて、かくしもった刺身包丁で、同人の左胸部を突き刺し殺害したものである。

といふのが公訴事実で、殺人か、傷害致死か、正当防衛か、問題であると、検事が述べたに対し、被告人は、

殺す気は絶対ありませんでした。わづか十銭のことで新吉が文句をいってゐたので、なだめようとしたところ殴りつけられ、カッとなって夢中で包丁で突き刺したのです。十銭を私が盗んだと疑ったのでもなく、それで私が憤慨したのでもありません。と泣きながら否認し、予審の実地検証で格闘の跡がみられる点を突込まれて、

格闘したことはありません。包丁は、突く意志も斬る気もなく、

新吉がやって来ないやうに、振りまはしてゐるうちに、あつたのです。新吉とは仲良しだったのに、過つて死なせたのは残念です。包丁は、仲間とバクチをうつ用心にもつてゐたのです。と、芝居が、りにむせびながら述べ、終つて、証人の同僚H三郎（三五）その他は、大体において被告人に有利な証言をした。正午休憩。午後も続行した。

●「中国」昭和六・三・二八

十銭からの殺人公判

二時間にわたつて、殺人罪を主張！

殺人罪か、正当防衛かで

検事・弁護士熱弁をふるふ

夕刊つゞき二十七日、広島地方裁判所における、広島市段原町石工職NG長造（二九）の殺人事件の陪審公判。午後は、証人調べが二時におはり、小玉裁判長から証拠書類の読みきかせがあつたが、

被告人が、被害者と十銭のことで口論した際、および凶行の模様について、また包丁は途中で

階下へとりに行つたらしいといふ点について、不利な証言もあり、

被告人は、あひ変わらず殺意を否認して正当防衛を主張したが、
弁論にうつって、榎田検事は、

被告人は、はじめ、検事の取調べに對しては傷害致死だと申立
て、みたが、前後の事情および証拠からみて、殺人罪として起
訴され、予審でも

証拠十分なりとして、殺人と決定されたものである。法廷では
陳述を変へて否認してゐるが、意識をもつて包丁をふりまはし
たからには、過失傷害致死とはいへぬ。殺人における意思は、
明白な殺意でなくても、死ぬかもしれぬと知つて刺した場合に
は、刑法上殺人とみられる。被告人のいふ正当防衛については、
反対な証言ばかりで嘘である。証拠によれば、明かに殺人罪で、
包丁もこの事件のために、

用意にもち出して、かくしてゐたものとみるべきだ。

と、二時間にわたつて、殺人罪を主張し、森保、水田弁護士は、
本件は、正当防衛の無罪か、もしくは傷害致死罪とみるべきで、
どの点からいっても、殺人罪とするのは不合理だ。

と主張、裁判長は、説示ののち、左のやうな問書を陪審員に交付
して、陪審の評議に入った。

【主問】被告人は、新吉を殺意をもつて、刺身包丁で突きさし
て殺したのか。

【補問】単に傷つけるつもりで刺して、死にいたらしめたもの
か。

広島における陪審裁判（二）

●「中国」昭和六・三・二十九夕刊

陪審員は、傷害致死答申

検事は、懲役七年を

十銭の殺人公判

昨報二十七日、広島地方裁判所における、広島市段原町石工職
NG長造（二九）にかゝる、十銭からの殺人事件公判は、夜に
入つて、小玉裁判長から、陪審員に對し、

【主問】被告人は、殺意をもつて、Y I新吉を刺身包丁でつき
刺し、殺害したのか、

【補問】しからずとすれば、被告人は、殺意なくして兇器を
もつて、新吉をつき刺し、死にいたらしめたものか、

【別問】しからずとすれば、被告人は、新吉のため不法に殴打
され、かつ、窓際におしつけられて、蹴殺されようとする状
態にあつたので、自己の生命を防衛するため、止むを得ず前
記の行為におよんだものか、

との問書を交付した。陪審員は、評議ののち、主問の殺人にしか
らず、補問の傷害致死にしっかりと答申し、裁判長はこれを採択し
て、第二次の弁論にうつり、榎田検事は、傷害致死罪としては情
状が悪いと懲役七年を求刑した。

五年の判決

一四九（二四九）

陪審の結果、傷害致死罪となったNG長造に対し、二十八日午前十時、広島地方裁判所で、小玉裁判長は、懲役五年の判決をいひ渡した。

①「呉市の放火事件」昭和九年三月一六日判決

(注) 本事件は、当初、「中国」昭和八・一〇・一において、「焼けるが儘に、断水時の紅蓮。呉市二十五年振の大火、全焼二十、半焼五戸」と題して、五段組、写真付きで大きく報道された。

●「中国」昭和九・三・一三夕刊

へ口患者の被告、放火を否認

けふ広島地方裁判所で

久方振りの陪審公判

広島地方裁判所で、約三年振りに、陪審公判が行はれた。事件は、広島県深安郡広瀬村生れ、当時呉市神田通り□丁目写真真業MI雅留(三〇)にかゝる放火被告事件で、十二日午前十時二十分から、福田裁判長、和田検事、高橋弁護士、陪審員列席で開廷。陪審公判は、昭和六年三月二十八日、NG長造にかゝる殺人事件があつて以来、久しぶりなので、傍聴席は定数席一杯。裁判長、まづ陪

審員に注意心得をのべ、事実調べに入り、和田検事、公訴事実をのべる。

IG秀人氏所有の家を、月二十三円で借り、七年一月TY館といふ写真真業を開業、機械類動産価約千七百円にNHDS火災、TH火災の両保険会社と計四千円の契約をしたが、同年八月失火から床一尺ばかりを焼き、両保険会社から百三十五円の支払ひをうけた。そのころ同人は、へ口中毒になり、生活困難を来し、昨年九月三十日多額な支払に現金十円余しかないところから、以前の失火を思ひ、放火を決意、自宅に放火装置をした結果、同日午後二時出火、当時早魃水道中断のため、隣家十二棟十三戸を全焼、さらに八棟八戸を半焼したとの事件。

丸刈、小柄の被告は、「覚えはない」と否認し、裁判長は、「保険金をとらうとしたのではなく、七年、電灯をつけ放して火が出たと同様、電灯から火が出たのだな。」と問ひ返せば、「ハイ」と低声に答へ、審理は午後につづいた。

●「中国」昭和九・三・一四夕刊

呉の放火事件、陪審公判

呉市神田通□丁目写真真業MI雅留(三〇)にかゝる放火事件の陪審公判は、十三日午前九時三十分から、広島地方裁判所福田裁判

長、和田検事立会で、高橋弁護士列席で開廷。検事の論告、弁護人の弁論を終り、正午休廷。

●「中国」昭和九・三・一四

へ口患者の放火

懲役一五年求刑

夕刊つゞきⅡ呉市神田通り□丁目写真業MI雅留(三〇)にかゝる放火被告事件の陪審公判は、広島地方裁判所福田裁判長、和田検事立会、高橋弁護士列席で、十三日午後一時十五分再開。裁判長の説示に入った。

午前中は、和田検事から、約一時間にわたり有罪の論告、ついで、高橋弁護士から無罪論があつたが、午後は、前述の通り、裁判長から証拠など二時間余にわたり説示があつて、「主問としては、放火なりや。補問としては、失火なりや。」の問書を交付。三時四十分から陪審員四十分間評議の結果「然り」の旨、答申。裁判長、会議を宣し、陪審員の答申採択となつた。

ついで、和田検事は、「へ口患者で、同情の余地はあるが、人家稠密で早魃の際、情状重し。」と論じて懲役十五年を求刑、弁護人の弁論があつて、最後に被告は涙声で、「放火でない。」と、あくまで否認の言葉をのべた。閉廷午後五時十五分。判決は十六日午後

広島における陪審裁判(二)

二時。

●「中国」昭和九・三・一七

懲役十二年の判決

へ口患者の放火事件

呉市神田通□丁目写真業MI雅留(三〇)が、へ口中毒から家計困難となり、昨年九月末自宅に放火、近隣十数戸を全半焼した、同人にかかる放火被告事件は、陪審公判で行はれたが、十六日午後二時、広島地方裁判所福田裁判長から、懲役十二年(求刑十五年)の判決言渡しがあつた。

(注) 被告人雅留は、上告したが、昭和九年六月一四日、大審院第一刑事部は、上告を棄却した(「法律新聞」昭和九・一〇・一五。後に、稲葉慶和・編「資料で見る陪審法判例集」、学術選書・平成二二年八月に収録)。

一五一(二五一)

【資料三】 広島における陪審裁判——『芸備日日新聞』の記事——

① 「沼隈郡の従兄殺人未遂事件」昭和三・一一・二三判決

● 「芸日」昭和三・一一・八

広島最初の陪審公判

広島瀬町の仲居殺しは後廻し

本郷町の殺人未遂を廿三日から開廷

広島地方裁判所に最初の陪審公判は、広島市広島瀬町の美人仲居殺しの犯人、同市空鞆町NI義一(四九)にかゝる殺人事件と内定してゐたが、同事件が弁護士其他の都合で、まだ期日が確定しないので、第二の陪審事件として、同地方裁判所の公判に附されることになつてゐた、沼隈郡本郷村ST武夫(二〇)にかゝる殺人未遂事件が、来る二十三、四の両日、広島地方裁判所の最初の陪審事件として、開廷されることになつた。

同事件は、武夫が貧乏人として、無理解な世人から侮辱されてゐた矢先き、本年九月廿九日村祭の酒宴の席上で、同村の某から、お前の如き貧乏人の出る幕ではないと云はれたので、憤怒の余り、日本刀で切りつけんと駆けつける途中、従兄のST勸一(四四)から遮られたので、昂奮の極に達した武夫は、勸一を斬つけて重傷を負はせたものである。

● 「芸日」昭和三・一一・二四夕刊

広島地方裁判所最初の陪審公判開廷さる

始めて陪審員に選ばれた十二名

事件は本郷の殺人事件

新しい、ちやうどお伽話の王様のすみかのやうな、きれいな法廷に、ほんのほや／＼の陪審員たちが、きまり悪そうにずらりと列んで、広島県最初の陪審公判が、廿三日午前十時から、広島地方裁判所で、いと厳かに開かれた。

これよりさき、最初の陪審公判があることを知つてゐた定連の傍聴者をはじめ、これらにさそはれた人々、その他初ものがたべたい物ずきなどら、早くも同

裁判所構内は、素晴らしい人気を呼んでゐたが、すべてが被告人本位の法廷であり、傍聴人の数もごく少く制限されてゐるので、喧嘩腰の大混雑裡に傍聴券をもらひ、許された五十余名がギッシリ詰込まれて、大きな重たい硝子入りのドアはびつたりと閉された。宮脇裁判長をはじめ、樫田検事、石川弁護士、夫から世三名の陪審員中、抽籤をもつて選ばれた、

安芸郡海田町十六番地物品販売業横佩連次◇呉市中町八番地物品販売業西村序吉◇福山市霞町四百五十七番地被服製造業吉

田伊三郎◇広島市西魚屋町六十一番地ノ一米商山本常藏◇比婆郡山内東村大字百十二番地農竹本榮太郎◇比婆郡峰田村大字峰耕三百五十七番地農小池勇平◇同郡本村大字本二千九百六十六番地農荒木民平◇福山市神島町上市四百二十四番地被服製造業志田原助五郎◇呉市堺川通二丁目物品販売業小山八郎◇安芸郡海田市町百六十二番地銀行員千葉鐵之助◇呉市登町一丁目十五番地物品販売業大森隆太

の十二名と、他に二名の予備とが、モーニングや紋付袴に威儀を正して居列び、なほ、判官席の背後には、今村控訴院長、南谷検事長をはじめ、伊藤所長、古森検事正、中村警察部長などズラリと列ぶ。

まづ、裁判長は、陪審員に対し、その責務の重且大なることを諄々と説いた上、同事件に対しては、この法廷に於て取調べた事のみ基いて、最も熱心に注意してお聞にならなければならぬ、証人などの尋問に若し不審の点があれば、裁判長の許しを得て尋問することができる。すべて公正無私に、情実利害を離れ、また被告人に対する好き嫌ひその他後難など考へず、最も正しき心で事実の真相を公平に判断しなくてはならぬ、評議の顛末の如きは、法律をもつて堅く洩らすことを禁じてあるからと最も入念な心得と注意とをうながした後、宣誓をなし、裁判長は、被告席に腰をおろしてゐた、

被告人広島県沼隈郡本郷村□□□□番地農S T武夫(二〇)を

広島における陪審裁判(二)

さしまねいて、住所氏名年齢をたゞし、かくて立会櫻田検事は、被告人は、昭和三年五月廿九日広島県沼隈郡本郷村I I喜一方に於て開催された、同村氏神八幡神社御輿昇慰勞宴に出席の上、飲酒酩酊の末同村U N與一方に到り、同家に於てM K房一と些細な事から口論の結果、房一より罵詈せられたため、これに激怒し同人を殺害せんと決意し、直ちに自宅に立ち帰り日本刀を取出し、これを携へて再び與一方に引返してきたが、房一の所を不明のため、該日本刀を携へた儘、其行衛を捜査中の折柄、同村S T桑二郎方南道路に於て、居村S T勘一が被告人をなだめてこれを取押へんと為したる処、被告人は当時酒気を帯び、且つ房一の所を確めたが能はなかつたため、焦慮せる折柄であつたため、勘一が、

被告人の行動を妨ぐるを快しとせず、寧ろ勘一を殺して其の鬱憤の一部を霽さんと決意し、其場に於て所携の日本刀で勘一に斬付け、因て同人の左頬部右口肩横後方より右外聽道口耳翼中央を切断せる長さ十三種深さ二、五種の切創、及左頸左上髮際

の三個所に、全治三週間を要する切創を蒙らしめたが、其場に於て他人に遮られたため、同人を殺害するの目的を遂げなかつたものである。

と公訴事実を述べ、審理の際に殺人予備の点も審理して頂きたいとつけ加へた。

一五三(一五三)

被告は殺意を全然否認す

兇器を示され相違なしと答ふ

午前十時半、一先休憩

裁 只今検事から述べられたことに就いては間違ひはないか、
とまづ総括的の尋問を發せられ、一見十八、九歳と見える、まだ
子供らしい紺緋の武夫は、
殺すといふやうな考へはなく、たゞ酒に酔ふてわからずにやつ
たことあります。

とハッキリと殺意を否認し、

裁 與一から酒宴の席上で、口端に乳がついてゐる貧乏人がと罵
られたので、與一覺へて居れ、プチ斬つてやると云つたそうで
はないか。

被 ヨウ覺えて居りません。

裁 口端に乳をつけてゐるやうなものが、貧乏人の癖にこんな処
に来るものではないと云はれた、と云ふことではないか。

被 ヨウ覺えません。

裁 何を云ふかおどれも貧乏してゐやがるではないか、と云ふた
といふことであるが、どうか。

被 そう云ふただらうと思ふ。

裁 房一から罵られて、口もろくに利けぬ程怒つてゐたといふこ
とだが、

被 ハイ怒つて居りました。

裁 刀を取りに帰つたね。

被 どうして帰つたかは知らぬが、刀を持ってきてゐたことは覺
えてゐる。

裁 家に帰つて、佛壇の下にあつた刀を、

持つて出たといふことであるが、その日本刀は、

と裁判長より、さびだらけになつた名ばかりの日本刀を示され、

被 ハイ日本刀は、それに相違ございません。

裁 殺すつもりでないならば、どう云ふ訳で房一のありかを搜し
たか。

被 飲んでいたから覚えません。

裁 口端に乳とか、貧乏人が居るところではないなどと云はれた
から、それに立腹して殺す氣になつたのではないか。

被 どんな氣になつて、そうしたか覚えません。

裁 予審では、貧乏人と云はれたので口惜しくて堪らず、殺さう
殺さうと思つて搜し廻つたと云つてゐるが、どうか。

裁 刀を持って、村上が居つたらプチ

斬つてやると云つてゐたそうであるが、この点はどうか。

被 ヨウ覺えません。

裁 酒に酔ふてはゐるし、房一を斬り殺してやらうと思つてゐた
矢先き、勘一が怒鳴りつけて止められたので、邪魔をする奴は
斬り殺してやるといふ氣になつたと云つてゐるが、どうか。

被 予審では、そう云つてゐるが、断然そう云ふ氣はありませんでした。

裁 勘一に斬りつけ、其結果、左頬部左口角横後方より左外聴道口耳翼中央を横断せる長さ十三糎深さ二、五糎の切創及左頸部左上髪際の三ヶ所に、全治三週間を要する、切創を負はせてゐるが、覚えてゐるか。

被 どこを何遍斬つたか存じません。

裁 三度斬り下したといふことであるか。

被 何遍か私是一向に知りません。

一通り被告人についての審理が済んだので、裁判長は、陪審員のお方は、お訊ねになる方はありませんか、と陪審員に向つて尋問を促したが、別に訊ねやうとする者がなかつたので、午前十時三十分、同裁判長は一先づ休憩を宣した。

証人の一人は被告に有利に証言

武夫は同夜大分酔ふてゐた

一人は苦しい証言

午後一時再開、裁判長はこれから証人調をしますから、それに先立つて被告人に訊ねることがある、と被告人席の武夫を供述台の上に立たしめ、
裁 被告人は、のぼせると鼻血を出すといふことであるが、どう

広島における陪審裁判(二)

か。

被 左様であります。のぼせると鼻血を出すことがあります。

裁 家内は何人か、暮らし向きはどうであるか。

被 家内は九人でありまして、暮し向きはよくありません。

裁 貧乏してゐるのに、貧乏人だと云はれたからとて腹が立つたか。

被 さうであります。

裁判長の被告人に対する尋問は、これで打ち切、同事件に深い關係を有する、同村の農OD矢一(三八)の証言に入る。

当夜、武夫が酒がないから取つて来ないかと云ひますので、そんなことはお前のやうな若い者が云はないでも、年取つた人がちゃんと居るから、早く帰つて寝よと云ひました。その際には

同人は、大分酔ふて足もひよろついて居つたやうであります。

日頃は、別に短氣といふやうな青年でもなく、到つて温順でございます。

と簡単な中にも有利な証言をなし、次で同事件の中心人物たる、

同村のMK房一の証言に移る。

八月二十四日の午後四時ごろ、II喜一方の前で、OD矢一と武夫とが酒を買へといふことから話をして居つたので、その時口端に乳がついてゐる癖にそんな事を云ふことはいらぬ、早くいで寝ねと云ひました。貧乏人の癖に、こんな処に来る処ではない、と云つて同人の胸のところを押ししました。

一五五(一五五)

裁 武夫が、覚えて居ればち斬つてやる、と云つたそうであるがどうか。

証 双方とも酒に酔ふて居つたが、よくは判らなかつたが、たしかそう云つてゐたやうであつた。酒の酔ひは、まア千鳥足といふ程度であり、日頃酒をよく飲むといふ方ではないが、一杯酒は好きらしい。しかし、それも暮し向きの為め、飲んでゐなかつた。口端に乳がついてゐるとか、貧乏人がとか云つたのは、酒の上での戯談にすぎない。

とちよつと苦しそうな証言をなして、同人の証言を打ち切る。

●「芸日」昭和三・一一・二四

美句を並べた華かな樫田検事の論告

被害者等も被告に有利な証言

最初の陪審公判続き

広島地方裁判所最初の陪審公判である、沼隈郡本郷村S T武夫(二〇)の殺人事件は、夕刊所報後、被害者である同村のS T勘一および同村のUN與一、同I I喜一の三名が、いづれも

武夫は、平素温順な方で、別に他人と喧嘩口論もせず、尚ほ、兇行当日は随分酒に酔ふてゐた。

と、いづれも被告に有利な証言をなして、証人調を終り、証拠調

べのうへ、
樫田検事の論告に入る。

ぶべつ的言辞のため、アルコールも手伝つて、斯くの如き犯罪を余儀なくせられたが、被告人は平素温順な青年で粗暴の行爲のなかつたことは、ふだんの行状より見て明かである。しかるに、お祭騒ぎの神輿曳ぎの慰労宴の際、平素より余分の程度を越した、め、昂奮して居つた時、M K房一から貧乏人の出る幕ぢやアないと云はれてゐる。貧乏人は、裕福な家庭とを比べれば、羨しい感情に溢れてゐる。青二歳の出る幕ではない、これは房一ではなく、他のものも云つてゐる。殊に被告人は、貧乏人の出る幕ではないと云はれた事が実に腹立しくなつたと、被告人本人も認めてゐる。総て殺人事件といふものは、咄嗟の間に行はれるのが常である。本件も計画的でなく、さ、やかな事から、殺すといふ氣になつたものである。日頃一合飲めば、ほんのりとする青年が、三合四合と度の過ぎた為め、熱し切つてゐた青年の頭、平素

修養のある人ならいざ知らず、ヨ一シこの怨みを晴らしてやらう、一見これは無理からぬことである。然し、決して賞むべき事ではなく、実に慎しむべき事である。他愛もないこと、他人を殺してやらうと決意したことは、前田検事の前でも、また豫審判事の前でも明瞭に云つてゐる。そうして、抜き身のま、の日本刀を携へたま、房一を斬つてやる、しかるに肝腎な房一

の姿が見つからない。この際なだめて、而して遮った勘一が、聞かない余りに斬るなら斬って見イと言ったらしく、構えて而かも日本刀を振り翳して、同人の頭を目がけて斬り下してゐる。人間の最も大事な頭部を目がけて斬りつける以上、被告人の行為自体は、殺意を決定した結果であると見るより外はない。被告人は、卒直に敢然と殺すつもりであつたと云つてゐるのに、翻然殺意はなかつたと云つてゐるのは、被告人が静かに、獄中で考へた結果、其責任の軽からんことを願つてゐるのであると思ふ。この青年については、同情すべき点はあるが、事実をまげて観察をするといふことになれば、大なる間違ひである。要するに、第一の房一を殺さんとした迄は殺人豫備、第二の勘一に斬りつけた迄は殺人未遂を、と

同検事一流の華やかな論告をなし、これに対し、石川辯護士は検事とは正反対の方面から弁論をなし、午後四時休憩に入る。

殺意の有無と殺人予備と

三つにつき慎重取調べる

陪審員の評議に入る

午後五時再廷、裁判長は、陪審員諸君の評議を煩はすに先だつて、犯罪構成に関する事実上及び法律上の罪につき、被告人は、殺意がなかつたと供述してゐる点、及び検事は、M

K房一も殺すつもりであつたからこれは殺人予備であり、またST勘一に斬りつけたのは殺すつもりでやつたことであるといふ意見、並に弁護士は、房一に対する点も殺人予備ではなく、勘一に罪する点もこれ又殺す意思でやつたものではなく単なる傷害である。

と同日同法廷に於て現れた、被告人の供述、検事、弁護士の意見と三人三やうの説示を、約一時間に亘つて最も慎重にこゝろみ、かくて、いよ／＼裁判の民衆化たる陪審員の使命である、別室における評議に入つた(午後六時)。

●「芸日」昭和三・一一・二五夕刊

陪審員が下した評決が、判官の意見と一致

殺す意志や其予備なく傷害罪

広島最初の陪審公判

広島最初の陪審公判である、沼隈郡本郷村□□□□番地農ST武夫(二〇)に係る殺人未遂事件は、昨報の如くであり、裁判長は約一時間に亘る説示ののち、左の主問及び補問を發した。

主問一 被告は、MK房一を殺害する意思をもつて日本刀を取出し、UN與一方その他に行つて房一を捜査したか。

主問二 被告は、勘一を殺害する意思をもつて斬りつけたか。

広島における陪審裁判(二)

一五七(一五七)

補問一 被告は、勘一を殺害する意思なくして斬付けたか。
 かく陪審員は、設けられてゐる別室において、約五十分間に亘り、慎重に慎重を重ねて議を練り、その結果、陪審長は裁判長に答申書を差出したが、

「主問第一に対しては『然らず』、主問第二に対しても同様『然らず』、補問に対しては『然り』、

の答申をなし、この時裁判長は陪審終了を告げたので、陪審員たちは午後六時五十分退廷した。これに対し、裁判長並に両陪席判事は、直に合議をなし答申採用に決したので、殺人予備の点は無罪、殺人未遂の点は傷害罪と決した。それより、証人として被告の両親を出廷せしめたが、兩人とも家庭の貧困を訴へて同情を求め、樫田検事の論告となり懲役一年六月を求刑し、これに対し石川弁護士は情状酌量論をなしして刑の執行猶予を求め、裁判長等は再び合議の結果、被告に対し懲役一年を言渡した。時に八時廿分。

裁判の民衆化を如実に示す

最初の陪審裁判

ST武夫(二〇)に係る事件は、警察署でも殺意があつたものとして殺人未遂の意見書を作製し、また同事件をつぶさに取調た検事局でも殺意があつたものとして起訴し、これに予審を請求してゐる。さて、殺人未遂事件として予審を請求された予審部では、

これを微に入り細に亘つて取調、証人その他参考人と、ありとあらゆるふるひにかけたが、その結果も、当時酒に酔ふてゐた武夫は、口端に乳がついてゐて貧乏人のくせにとぶべつされたので、カツとなつて殺す氣になり、日本刀をか、えてMK房一の行方を捜査中、その行手を同村のST勘一にさへざられたので、七面倒など、まづ同人に斬りつけて同人も殺してしまふつもりであつたと認定されてゐる。また、公判廷においては、公訴事実であるST勘一に対する殺人未遂の事実ばかりでなく、立会樫田検事は、最初房一を殺してしまふといふ意志があつたから、これも殺人予備として同時に審理されんことを、と法廷において更に追訴してゐるのである。

然るに、この事件を裁判の民衆化たる陪審法にかけ、十二名の陪審員によつて慎重に慎重を重ねられた審議の結果、房一も殺すつもりで捜査したかといふ主問一に対しては、『然らず』。然らば、勘一は殺す意志であつたといふ主問二に対しても、『然らず』。要するに、武夫は房一も殺すつもりで捜したのではなく、また勘一に斬りつけたのも殺すつもりではなく、たゞ酒の爲めに一時に昂奮してゐた結果、単に傷つけるといふ程度に過ぎなかつたといふ認定を下している。

素人の裁判官である陪審員諸君が、かくの如き認定を爲したのに対して、本もの、裁判官は如何なる態度に出であるかといふに、判官連も陪審員諸君と同じく、房一も殺すつもりで捜査したので

はなく、また勘一も殺すつもりでやったのではない、たゞ一時の激怒の結果傷けてやらうと思つてやったものに過ぎないといふ、所謂傷害の認定をなし、こゝに初めて陪審員と裁判官との一致点を見出すことになつたので、裁判官の方では陪審員の答申を採択して同事件は傷害罪であると懲役一年を言ひ渡したのである。

広島県下最初の陪審公判事件については、当日選ばれた陪審員たちは、以上の如く、よく事件の真相を掴み得て、社会の爲めまた被告人の爲めに、本県の民衆をして有意義ならしめたものと云はねばならぬ。

②「広瀬町の美人仲居殺し事件」昭和三・一一・三〇判決

(注) 本事件は、当初、「芸日」昭和三・八・七夕刊において、「雨中大増の美人、通行中刺し殺さる」と題して報道されたが、犯人が分からず、その後、「芸日」昭和三・八・七、昭和三・八・八夕刊、昭和三・八・八、昭和三・八・一一、昭和三・八・一二夕刊、昭和三・八・一二、昭和三・八・二夕刊、昭和三・九・一二、と犯人逮捕に至るまで報道され、その後も、昭和三・九・一三夕刊、昭和三・九・一三、昭和三・一一・一八、と報道された。

広島における陪審裁判(二)

●「芸日」昭和三・一〇・二三

美人仲居殺しの子審終結有罪

公判廷で殺意を否認すれば

第一回の陪審公判を開く

広島市空鞆町青物市場めさきNI義一(四〇)は、殺人罪として広島地方裁判所予審に附され審理中の処、十二日終結有罪と決定、同所の公判に附せられることになつたが、

義一が全身の愛をさ、げてゐた、原籍佐伯郡観音村、当時広島市広瀬町Y M マサ方止宿、同市鷹匠町飲食店仲居OMハマヨ(四一)が、他に情夫を作り愛憎尽かしをしたので、これを恨み、八月六日午前一時頃同市広瀬神社附近に待伏せして、唯一突に殺害したもので

同人の公判に當つては、広島地方裁判所第一回の陪審公判が開廷される訳であるが、同人は予審に於て犯行を認めてゐるので、公判の際も予審同様犯行を認めれば、陪審公判には附せないはずである。尚、公判は、来月二日と決定した。

●「芸日」昭和三・一一・二夕刊

広島最初の陪審公判

広瀬の仲居殺し

広島市広瀬町広瀬神社前で年増美人を一突きに刺殺した、NI義一に係る殺人事件は、広島地方裁判所最初の陪審公判として、二日同裁判所で公判準備を聞くこととなった。なほ、第二の陪審事件として同法廷にのぼるのは、尾道支部で予審が終結したST武夫にかゝる殺人未遂事件である。

●「芸日」昭和三・一・二八夕刊

警察で責められて、嘘の事を自白した
徹頭徹尾筋を通して否認

広瀬の仲居殺し公判

むし暑い本年八月六日の深更、広島市広瀬町広瀬神社前の暗がり
で、二人連れで帰途についてゐた年増美人の仲居が、暗に閃いた
冷たい兇刃のために、その場にコロリとよこたふれ、そのまゝ、紅
にそまって屍となつてしまつた——同事件は、初め謎の仲居殺し
として、迷宮深く葬られんとしてゐたのであるが、その後所轄部
署の涙ぐましい捜査によつて、やつと一ヶ月振りに検挙された。
これが、けふ広島県下における第二回陪審公判事件として、広島
地方裁判所の

公判廷に立つことになつた、広島市空鞆町青物商NI義一(四〇)
である。

この公判を聴かんと、早朝から続々と押しかけ、例によつて五
十枚の傍聴券に羽が生えて飛び、かくて広島市紙屋町時計商藤
谷正夫ほか十一名の陪審員と、なほ二名の補欠とが行儀よく居
ならび、また判官席の背後には、今村控訴院長、南谷検事を
はじめ数多の判検事連がズラリと顔を揃へ、いよ／＼午前十時
廿分から、いと厳かに開かれた。

宮脇裁判長は、前回同様陪審員一同に、その
心得をふくめた後、裁判手続きについて更にざとざとところがあり、
一通りの型をふんだうゑ、立会榎田検事は、

被告人は、十三年以前に妻帯したことがあるも、禿頭である
為め妻に嫌はれ離別となり、爾来独身生活を経て居つた処、
昭和三年五月十三日ごろ広島市広瀬町YMMサ方の仲居OMハ
マヨと情交を結び、其後同人に対し金品を贈与して關係を継続
して居るうち、ハマヨは他に情夫を持ち被告人を嫌悪するに至
り、被告人より金品を受けながら、
情交の要求に応ぜず、これが為め悶々の情に堪へざる折柄、同年

八月五日深更、ハマヨの勤め先たる同市鷹匠町SE飲食店に到
り、戸前より窺つたところハマヨは他の男と酒間に嬉々とする
のみならず、情交を為してゐるが如き状況であつたので、被告
人は嫉妬憤激の極、ハマヨを殺害せんと決意し、其準備として

同市鍛冶屋町金物商 T S 武士之助方店頭より同人所有の匕首一本を窃取し、これを携へて前記 S E 飲食店に帰ったところ、ハマヨは既に同家を立ち出でて居るより、其後を追ひ翌六日午前一時ごろ同市

広瀬町広瀬神社鳥居前の路上において、右匕首をもって同人の背部を突刺し、右肺に貫通せる刺創を加へて、之に起因する内出血のため即死せしめたものである。

と公訴事実を述べ、これに対し、頭のはげた背の低い義一は、私はそんなことをした覚えはありません。あの晩は、家に帰って寝て居ったものでありますが、警察でせめられて、私の身がたまらぬのでつひ心にもないことを申しましたが、あれは全然うそであります、

と、頭から事実を否認し、ハマヨとの関係のいきさつについては、私がいつも酒を飲みに行く鷹匠町の S E 飲食店に、本年の五月十三日ごろ、同様酒を飲みに行ったところ、その晩 O M ハマヨといふ十人なみの年増仲居が居り、この女も一人ものであるといふことでしたから、月十円で関係を結ぶこととなり、その晩持ち合せの金五円を与へて、爾来ズツと情交を続けて居りました。始めのうちは、下にも置かぬやうにもてなして呉れるので、青物の初ものなどが出る時には、

親にも食はさぬやうにして、ハマヨの処に持つて行つてやり、ハマヨの精神さえよければ、末は夫婦になつてもいい、と思つて

広島における陪審裁判 (二)

居った。

肝腎な八月五日の深更の兇行当時のことをたづねても、ただ知らぬ存せぬと、一つとして認めず、

心にもないことを自白したのは、警察でひどい折檻を受けたからで、出るところに出て裁判をうければ判ることだと、嘘の自白をしたものであります。

と徹頭徹尾筋の通つた否認をつげ、これにて同人に対する一応の取調を打ち切り、

これに対し、森保弁護士は、ハマヨの変死を聞いて線香を立て、やつたといふがそれはどこか、また秦弁護士から、野球見物に行つたといふがそれは何日であつたか、また田坂弁護士から、兇行当夜の寝つきはどうであつたか、などと被告人に対する答弁の補ひがあり、午後零時半一先づ休憩。

●「芸日」昭和三・一一・二八

或証人は有利に、或証人は不利

真犯人か否か謎の怪事件

広瀬仲居殺し公判

年増仲居殺しの犯人、広島市空鞆町 N I 義一 (四〇) にかゝる、窃盗殺人事件陪審公判 (夕刊つゞき) 午後二時再開。

一六一 (二六一)

同事件が起つたその当夜（八月五日）午後十二時ごろ、七首一本を何者にか盗まれたといふ、広島市鍛冶屋町金物商T S武士之助の証言に入り、七首一本を盗まれたのは事実であるが、それが誰に盗まれたものやら判らぬ、人の話では四つ角のところに浴衣を着た大きな四十格恰の男が立つて居つたが、盗んだものはあれではなかつたらうかと云つてゐた、

と、義一の小男に似ず、大きな男であつたと有利な証言をなし、ついで同町の雜貨商でT S金物店と隣で、当夜あひくちを盗まれた前後の模様を知つてゐるといふ、T Yカメ（四五）の証言に移る。

その晩は雨が降つて、近所も皆やすんで居り、それに私の眼が薄いのでよく判らなかつたが、十二時を少し廻つてゐた頃、紺の浴衣を着て居た男が、金物屋の前をうろ／＼して居り、傘かステッキのやうなものを持って居つたやうに思ふ、この時裁判長より、その時その男が着てゐたといふ着物はこれではなかつたらうかと、縞の浴衣を示され、

雨の夜であつたからよ／＼は判らなかつたが、たしか紺のやうであつた。

と、これまた被告に有利な証言をなし、ついで、殺されたO Mハマヨが同居して居つたといふ、同市広瀬元町Y Mマサ（五四）の証人調に移り、

私のうちには、最初K Yハルといふ者であるといふて来られま

したが、その後O Mハマヨが本名であるといふことを知りました。同人のもとには、K B KとかO Mとか、そのほかH Dといふ男が出入して、たまには泊つて帰ることもあり、これら三人のうちではK B Kといふのが一番若くてい、男であつた。こんなにハマヨさんが、多くの男を連れて来るので、余りそんなに多くの男を引ツ張り込んでゐる、近所の手前も悪く、また風評が悪いからと注意したことがある。東の方の人で、髪をきれいに分けた大きな男が、四度ほど来て二度ほど約十分間位づ、あがつて行つて居つた。ところがその後で、ハマヨさんが言はれるのには、あの人は好かんからあの人が来られたら、居らんと云つて呉れと云つてゐた。

と、同事件とは重大な關係を有する事實を述べて、法廷の空氣を彌が上にも緊張させ、この時森保弁護士をはじめ二弁護士から、矢継ぎ早に急所を突かれ、結局被告に有利此上なしの証言をなし、ついで同町のH O タマ（六六）の証言に入り、

義一といふ人が来るが、それは厭ぢやがついて来て困る、寝るにも帽子をかづいてゐて頭が禿げてゐるから、

と、これはちつと不利な証言をなし、次で当夜殺されたO Mハマヨと連れ立つて歸つてゐたといふ、生きた証拠の女髮結F T サイの証言に入り、

当夜ハマヨを殺した男は、どんな男でどんなものをかぶつてゐたかは、暗かつたので少しも分らなかつた。

と、有利此上なき証言をなし、次で同事件を取調た元西署の巡査部長三好方時の証言に入

同事件は、本人の申立によつたもので、決して折檻などの誘導によつた自白ではない。

と、同人のみ不利な証言をなし、こゝで五時三十分、十分間の休憩をなし、再会後YNB森之助氏の証言に入った(午後六時)。

●「芸日」昭和三・一一・二九夕刊

可愛さ余り憎さが百倍、ハマヨを殺したのだ

罪を逃がれんとしての否認

広瀬の仲居殺、樫田検事の論告

有罪か、無罪か、審理が進むにつれて、自分が殺したものではないと、どこ／＼までも否認する、年増仲居殺しの犯人、広島市空鞘町青物行商NI義一(四〇)に係る事件は、十一人の証人中十人までは義一に有利な証言をなし、兇行当時の本八月六日の午前一時前後には、たしかに自分の家に寝てゐたのを見たといふ事実さえ判り、さては判官席は勿論、この難事件をどう判定するかといふ、最も興味の中心にある陪審員たちも、終始耳をそばたてて片言隻語も聞き洩らさじと緊張し、時には専門家でなくては気がつかないやうな重大な質問を發し、

広島における陪審裁判(二)

また、

弁護士も、有利なことへと、ゲン／＼突き込んで、その言葉を記録にとゞめさせやうとし、何ら事件に関係のない傍聴人らですら我ことのやうに真に身を入れて聴き入るといつた有様で、午後八時まで、誰一人として退廷するものはなかった。前日において、すべての証拠調が済んでゐるので、廿八日午前九時四十分より、広島地方裁判所で開廷された第二回続行公判は、直に樫田検事の意見に入ったが、これに先だち同検事は、言葉を和げ被告義一に對しても、『あなたは私が調て、これからは予審判事の調であると云つたのを記憶してゐますか』など、たゞすところがあり、しょんぼり佇立した被告に着席をゆるして、

徐ろに口を切り、

これから事実上法律上について意見を述べることにする、と前提し、

本年八月五日二時ごろ、私の枕もとにあつた警察電話のベルがけたたましく響いた。それによると、六日午前一時ごろ広瀬神社の前で四十歳位の女が背後から刺されて即死してゐるとのみで、他に何ら判つてゐなかつたので、こんな事件には予て経験のある予審判事にも来て貰ふことにし、私より後れて予審判事も現場に駆けつけられたのであります。屍体を検視し、更に香川医師の解剖の結果は、背中への傷が致命傷で肺臓の中に兇器の尖端が深くはいつて居り、そこに多量な血液が溢れて居つて、

一六三(一六三)

この出血の爲め死に致つたものであると云ふことがあつた。当夜は雨がしよぼ／＼降つて居つたので、

屍体を缶詰会社の軒下に移した。然るに、この際同事件のために幾多の端緒となつた、鳥籠が転げて居つた。被害者である女の身許は、佐伯郡で相当の家庭に生れて二度ほど縁付いたけれども、多情の爲つひに二つとも破鏡の嘆に遭ひ、その後仲居などをして転々として居つたものであるといふことも判つた。こんなことで、直ちに警察に行つて見ると、鍛冶屋町の金物商TS武士之助方の店頭にあつた、七首（価格七円位）が盗まれてゐるといふことも判つた。

屍体の傷と云ひ、盗まれたといふ七首とがその鋭利な点などから一致点を見出すことが出来るので、私達の神経は妙に緊張した。これより後、午前六時ごろに、広瀬神社附近の畑の中に、一つの新らしい七首が投げ込まれてゐるのが、家人によつて発見されたので、岡山の医科大学の遠藤教授に御依頼して鑑定を致したのであります。それによると、洪のやうに黒くなつてゐるのは、人血に相違ないといふことが判つた。こうなると、同七首こそ、被害者ハマヨを殺したものであることは、香川医師の検案書とびつたり符合し、要するに、TS金物店の七首を盗んだものが、その犯人であるといふことが、時間その他の關係で次第に明白になつて来た。被害者は、その日FTといふ女髮結と相生傘で帰つて居つたところ、その瞬間に傘諸共グツと

刺されたことは、後になつて検事の検証の際に判つた。また、ハマヨが斬られた際のその浴衣のきずとも、これ又びつたり一致する。当夜屍体となつたハマヨの懐中には、現金二円廿六銭がくしまはれて居つた。この点より、同事件は強盜の所爲ではない、また同女は到つて淫奔な女であるといふことが明白になり、これ等の点より痴情の方面の捜査に着手し、NI義一もその日真ツ先に容疑をかけられたが、的確な証拠が得られなかつたので数時間の後返へされてしまつた。この外OM、YM、KBKなどといふ、これ又痴情關係方面を片つ端から調べて見た。然るに、

事件は全く五里霧中となつてしまつた。その後、AN某といふのも容疑者として挙げられたのであるが、これは強盜殺人といふ名のもとに行はれてゐるといふことであつたが、これは同事件には距離が遠いので突き離してしまつた。その捜査の結果、被害者の持つてゐた鳥籠が非常な有力な端緒となり、被告NI義一がハマヨと月十円で妾同様の關係を結んでゐる事実があり、女はそうでもない男はゾツコン惚れ込んで、青物屋さんとしては相応な品を持つて行つて、歓心を買つて居つた。昨日、当法廷において元西署の三好巡查部長の証言にもあつたやうに、被告の申立は、任意の供述で少しも無理がないと云つてゐる。同巡查部長の供述は、最も重大な証拠である。警察署における自白は、『どうも恐れ入ります。私は、ハマヨが無情であるから

腹立しさの余り殺しました』と云つてゐる。その他、ハマヨが、夜戸をしめ出したこと、広瀬神社の前を通るのは何だか怖ろしいと云つてゐたことまでも、ちゃんと調書に載つてゐる。警察官は、小説家ではない、被害人が云ひもしないことをこしらへて書くやうなことはない。僅か五十銭のため、義一に対し、ハマヨは金がなければ来なくてもよいと言って、言葉の行が、り上、ハマヨから眼部を蹴られて眼をはらしてゐたといふ事実がある。然るに、被告はこれは、

野球に行った際、ボールが当たつたのであると云つてゐる。兇行の事実については、あの晩鍛冶屋町の金物屋で短刀を盗んで、広瀬神社の右の石のところに隠れて居り、一本の傘を二人でさして行く、その背後からやつたと云つてゐる。また、ハマヨはその晩義一からハマヨさんと声をかけられたが、ハマヨはあなたとは連れだつて帰らぬ、この甲斐性なしがと罵つたので、腹立ちまぎれに傷位はつけてやらうと思つた、と云ふことになつてゐる。

かくの如き、総ての点に合致符合する調書は、決して誘導尋問の結果でない、と検事としての立場上、この点を特に力説し、

私は樫田検事である、これから予審にかけるから正直に申し立てをせなければならぬと云つたら、有難うございますと私を拜んだ、その際の取調に七月七日の晩にはふじやうがあるといふから、

尻を向けて寝たといふことであつた。また、女から甲斐性なしと云はれたことも自ら進んで云つて居る。それから兇器である短刀を示して、こんな鋭利なもので突けば死んでしまふではないかと云つたが、殺すといふやうな考へはなかつた、傷をつけてやらうといふ程度であつた、

と云つて居る。更に予審廷においても同様、少しも無理がなくきれいに殺意までも明白してゐるのに拘らず、公判といふ出る場所に出ればと云つて、準備公判から俄然供述を翻してゐるが、これは自己の罪跡をおほはんが為めであることは、これ又実に明かな事実である。

然るに、被告人が供述を翻へしたからとて、私は改悛の情がないものであると、憎しみをもつて見るやうなものではない。兄弟が刑務所に面会に来る、こうなると、

両親のことなどを考へて、何とかして罪より逃れたいと悩む、これは人間として、またあり勝ちなことであると思ふ。然し、事実といふものは一つしかない。

と強く言葉をはき締、更に争点となつてゐる証人の証言につき、一々微に入り細を穿つ意見をこゝろみたくへ、

ぞつこん惚れ込んでゐる女から、日々にすげなくされるやうになつたので、可愛さ余つて憎さが百倍と、所謂嫉妬の結果、大それた犯罪を犯すに至つたものである。

と、約二時間半に亘つて極力有罪意見をこゝろみて、午前十一時

五十五分、一先づ休憩に入る。

●「芸日」昭和三・一一・二九

列席弁護士何れも、無罪なりと主張す

事件いよ／＼怪奇を極める

広瀬の仲居殺し公判

(夕刊つゞき)有罪か、無罪かの瀬戸際に立つて慎重審理を続けられてゐる、年増仲居殺しの被告、広島市空鞆町青物行商N工義一(四〇)に係る事件は、午後一時廿分再開。楳田検事は、更に有罪意見の論旨を進め、兇行現場その他時間の関係などを、陪審員をはじめ関係者に徹底せしめるために、背の高い衝立やうのものに、地図を詳しく描き、一々これを指さして、これ又くわしい意見を試み、斯ては同検事一流の恋愛哲学を振りかざして、これでもかこれでもか、と云はぬばかりに畳みかけ、

短刀を盗んだといふ窃盗の事実は勿論、惹いてはハマヨを殺害したといふ点についても明かである。つきましては、仏国にあるやうに感情をまげず、最も公平に最も慎重に判断していただき度い、

といふ、約三時間に亘る大意見をこゝろみ、これに対し、秦弁護士は、

法律の力も何もいらぬ、たゞ殺したか殺さぬかといふことを、判断していただければいいのである。検事は、殺したといふ証拠をおあげになりましたから、私はそれとは反対に殺さないといふ証拠をあげるものである。

と前提して、

一体人權蹂躪といふものは、あるものかないものか、ごう問といふ事実が、あるかないか。これに就いては、和歌山県で、我々の

仲間の弁護士二人が殺された時の警察の調べの際に、実に残酷な人權蹂躪問題があつた。

と、その実例をあげて論旨を進めつゝある時、裁判長は、この事件に関係のないものはなるべく述べないやうにしていた。きたいとの注意があり、同人人權蹂躪問題については論旨をそらし、被告がわきを見て居つた時、三好部長からひどく怒られたので、どうも済みませんと云つたところ、『それ見よ、気がすつかりしたらうが』と云つた。要するに、これが白状の緒となつたものである。昨日三好部長が証人台に立つた時、被告の頸のあたりに汗が一ぱいにじみ、今にも問ひかけんとするの風であつたら、自分は特に注意を促した次第である。

と警察の調べの矛盾不合理であつたことを縷々論じたのち、検事の意見を帳消しにし、ついで田坂弁護士の同様無罪意見の後、更に森保弁護士は、

世の中に殺しもしないものが、だん／＼白状した事実は、しば／＼ある。検事は、検事の立場上、ハマヨの体に刺されたところの刃は、畑の中に投げ捨て、あったものに違ひないと極論されましたが、それには当らぬところがある。短刀の血が正しくハマヨの血であるといふ鑑定がどこにある、被害者ハマヨと姉妹以上のつきあひをしてゐた女髮結のFTサヨが、偽証に問はれんとしてまで、かたきの立場にある被告義一のために利益の証言を為すといふことは、どう考へても考へられぬ。

と微細に亘り、極力無罪論をこゝろみて、一先づ休憩、午後六時閉廷。明日も続行の筈。

●「芸日」昭和三・一一・三〇夕刊

義一はハマヨを殺した、懲役八年求刑さる

陪審員は窃盗殺人を認む

広瀬の仲居殺し公判

検事は、有罪意見を縷々三時間に亘つて、なるほどなアアとうなづかせ、これに対し、弁護士の方も、なか／＼まけてはをらず、老巧な森保弁護士をはじめ、秦、田坂の新進が、これまた入り替はり立ち替はり約四時間に亘つて、検事とは全然反対の立場から極力無罪意見をこゝろみて、これまた至極尤もだなアと感動さ

広島における陪審裁判(二)

せ、つひには陪審員をはじめ満廷すし詰の傍聴人を酔はしてしまひ、また判官席の背後に陣取つてゐた今村控訴院長をはじめ南谷検事正、伊藤広島地方裁判所長、古森同検事正、森岡山地方裁判所長、水野鳥取裁判所長、菅波同部長判事、児玉松山地方裁判所部長判事

その他管内の各首脳部連を、熱心に傾聴させるといふ張り切つた場面を見せ、前夜のうちに結審の運びとなり、有罪か無罪かの判決を下されることになつてゐた、年増仲居殺し事件の被告、広島市空鞆町青物行商NI義一(四〇)に係る窃盗殺人事件は、大事に大事を踏む裁判所の立場上、これを更に一日延期せしむることとなり、廿九日午前十時から、引続き広島地方裁判所宮脇裁判長、樫田検事係で開廷された。裁判長は被告義一に対し、

昨日に引続いて審理をするが、今まで取調べられたことについて、何か申立をして置くことはないか、

と訊ね、『別に何もありません』と答へたので、『それでは陪審員各位に申します』

昨日、一昨日の両日に亘り、終日熱心に傾聴せられたことについて、敬意を表します。いよ／＼各位の評議を煩はすに先立ち、ちよつと注意申し上げることがある。

と前提し、弁護士の意見の中に、『疑はしきものは、軽きによる』といふことがありましたが、これは古来からの言ひ伝へであつて、決して法の精神でない。

一六七(一六七)

また、『百人の罪を逃がすより、一人の冤罪を罰するな』と云ふのも、これ又単なるたとへに外ならないから、陪審員各位は当法廷に現はれた事実のみを基本として、最も冷静にまた公平に出でなければならない。

とこ、で最後の釘をかたく打ったのち、被告義一が犯したといふ公訴事実その他証拠、各証人の証言について、一々詳しくとき示し、更に争点となつてゐる時刻ならびに地理の点に及び、ついで検事の有罪意見、三弁護士の無罪意見などにつき、約一時間に亘る細心の説示をなし、その結果、

第一、NI義一は、昭和三年八月六日午前零時頃、広島市鍛冶屋町金物商TS武士之助方の店頭より七首を盗みたるや。

第二、NI義一は、昭和三年八月六日午前一時頃、広島市広瀬町広瀬神社前の道路に於て、七首を以てOMハマヨの背中を突き刺して、殺したるものなるや。

との問書を、陪審員に交付し、

これによつて、同事件の有罪か無罪かゞ決する基本となることであるから、最も慎重にまた冷静公平に、

と繰返して、いよ／＼法律の民衆化たる陪審員の評議に入り、午前十一時四十分休憩。

午後一時廿五分再開。

陪審員長より、裁判長に評議の結果の問書を提出したので、同裁判長より山本書記をして之を朗読せしめたが、その結果、

主問第一 然り
主問第二 然り
要するに、NI義一は、

本年八月六日午前零時ごろ、広島市鍛冶屋町金物店TS金物店の店頭から七首一本を窃取し、その七首をもつて、兇行の現場であつた広島市広瀬町広瀬神社前の小暗いところに隠れ、当夜OMハマヨが女髪結のFTサヨと相合傘で帰途についてゐたのを、背後からグザツと突き刺して、即死せしめたものである、といふことが、

判定されたもので、山本書記によつて、この最も重大なる問書が朗読された瞬間には、法廷の空気がいやが上にも緊張し、『矢ッ張りそうかなア』と思はず口ずさませた。樫田検事は、同情ある論告の後、懲役八年を求刑した。判決は、廿日午後一時、言渡されるはず。

●「芸日」昭和三・一二・一夕刊

広瀬の仲居殺し、懲役八年判決

打ちしほれた被告NI義一が

メソ／＼と泣き出す

有罪か、無罪かの瀬戸際に立つて三日間、大事に大事を踏んだ年

増仲居殺しの陪審公判は、陪審員の殺したものであるとの答申によつて、廿九日結審したので、いよ／＼これが運命を決せられることとなり、被告たる広島市空鞆町青物行商N I 義一（四〇）は、廿日午後一時広島地方裁判所の陪審法廷に曳き出され、とゞろく胸を抑へて、しづかに判決をまつた。

やがて、宮脇裁判長は、『被告人N I 義一を懲役八年（求刑八年）に処す』と重々しい口調で言渡し、これに対し、頭の禿けたむ／＼しいほど打ちしほれた義一は、この懲役八年といふ言葉に、思はず頭を垂れ、やがては男らしくもなく、めそ／＼と泣きだした。

●「芸日」昭和四・一・一〇

年増仲居殺しが、陪審最初の上告審

来る二月十四日大審院第一部の

藤波裁判長係りで開廷

（東京発）陪審裁判に依る最初の上告申立てが、九日大審院に提出された。上告申立ては、窃盗殺人罪に問はれ、広島地方裁判所刑事部宮脇裁判長、櫻田検事係りで審理の結果、昨年十一月三十日懲役八年を宣告された、広島市空鞆町□□青物商N I 義一（三八）で、同人は禿頭で女にさらはれ、妻にも逃られ、久しく独身を続

広島における陪審裁判（二）

けてゐたが、たま／＼知り合になつた鷹匠町S E 飲食店に雇はれ中の酌婦O M ハマヨに、金品を与へて情交關係を続けてゐたが、ハマヨが他に情夫を作つて、意の如くならなくなつたため憤慨の結果、昨年八月六日深更鍛冶屋町T S 金物店の店頭にあつた匕首を盗み、その匕首をもつて翌朝広瀬神社鳥居前で、ハマヨの背後から斬り附けて即死せしめたものであるが、上告理由は、未だ申立て趣意書が届かないので不明であるが、大審院刑事一部藤波裁判長係りの下に、来る二月十四日第一回弁論を開き、上告を受理するや否やを決定する事になつた。

●「芸日」昭和四・二・一六

問題になつた裁判長の説示

陪審裁判の処女上告

各方面から重大視

（東京発）陪審裁判に対する判決を不服として大審院に上告して来たものは、全国で計五件に

達したが、最初の陪審上告、広島市空鞆町□□青物商N I 義一（三八）が昨年八月七日匕首を盗み、O M ハマヨといふ女を殺害した窃盗殺人事件は、広島地方裁判所で懲役八年を言渡されたものであつたが、いよ／＼来る三月一日、刑事一部藤波裁判長、

一六九（二六九）

三橋検事係、秦良一、森保祐昌の二弁護士立会で開廷されることは、既報の如くであるが、

陪審における処女上告して、法曹界並に一般から頗る注目されてゐた、問題の上告趣意書が、十二日午後大審院に到着し、裁判長並に検事の許へ、

廻付された。上告趣意書に挙げられた論点は、左の六項目であるが、今後の上告に対する指針ともなり、種々法律的に難かしい解釈の与へらる、陪審の重要な裁判であるが、殊にその趣意書の内容の争点は、陪審員の答申の根本をなすべき、陪審裁判長の説示に意見が加はつてゐるかどうかといふ重要性を帯びたものだけに、大審院の解釈並に判決は、頗るその結果如何を注目されてゐる。上告趣旨の六項目を要約すると、左の如くである。

一、裁判長の説示が、弁護士の弁論を四点に亘つて反駁してゐる。これは、「説示中に意見が加はること」で、判決の結果に重大な影響がある。

一、証人SEとめの証言は、陪審法の定むるところによつて、証拠とすることは出来ないにも拘はらず、裁判長の説示中に、証拠として採用し、述べたことは不当である。

一、当然証拠となることの内容をば、その要領をさへも説き及んでゐないことの不法がある。

一、問題となるべき事実につき、被告の利益となることを避けたる事実あり。

一、本件は、殺人窃盜の併合罪だとして取扱つてゐるが、窃盜、殺人と各々別個の犯罪として取扱ふべく、一罪としての取扱ひでない旨を説示で述べねばならぬ。ところが、それがなされてゐない。

一、裁判長は、記録から予審調査だけを取外して、陪審員に交付し、その際予審における被告の陳述と公判廷に於ける被告の陳述が違つてゐることを強調し、陪審員に理解せしめやうとした。陪審法第八十二条には、陪審員に対し証拠物や書類を交付することを許してあるが、それは単に見せるためにするのであつて、読ませるためにすべきではない。裁判長は、此の際読ませるためやつたのだから不当だ。

③「府中町の女髪結い殺し事件」昭和四・二・二〇判決

●「芸日」昭和四・一・一三夕刊

本年最初の陪審公判

府中町の殺人

芦品郡府中町生魚商N岩吉が、痴情の結果、予て醜関係のあつた同町なる女髪結を、病夫の目前で出刃庖丁を以て惨殺した事件は、その後尾道支部で予審終結有罪と決定したが、同人が殺意の点を否認してゐるので、法定陪審事件として広島地方裁判所に廻

附されたので、同裁判所では、本年最初の陪審事件として同所の公判に附されるが、これが準備公判を、来る十八日宮脇裁判長、榎田検事、官選林飛弁護士列席で開かれること、なった。

●「芸日」昭和四・一・一九夕刊

女髪結殺し、殺意否認

陪審予備公判

芦品郡府中町青物商NM岩吉（五二）が、昨年十一月十九日午前十時ごろ、同町の女髪結NIツル（二八）を、その内縁の夫の面前で、刺身庖丁をもって斬りつけて惨殺した、法定陪審事件の公判準備は、十八日広島地方裁判所で、宮脇裁判長、榎田検事係、林飛弁護士列席、開廷された。

岩吉は、妻子がなく淋しい身の上であるので、予て被害者たるツルをわが子の如く愛し、ツルの方でも子供になってみると云って居ったので、自分が晩酌をする時などは、いつも呼びに行つて、お酌をさせたりなどして居った。然るに、岩吉が余りに執えうに呼びつけるので、其後余りに同人方に行かないやうになつたので、岩吉は昨年十一月十五日の夜、自分の家で御詠歌をやるから是非来るやうにと云ったが、同夜も来なかつたので、内心快からず思つて居った矢先き、同月十九日午前十時

広島における陪審裁判（二）

ろ、酒三合を呷つてい、気持ちになつて青物行商から帰つて居つた折柄、ツルが内縁の夫たる病床のMM兼一におはぎを与へつつ睦まじく語つて居るのを見るや否や、着物の中に入れて居つた刺身庖丁を取り出し、病夫の面前で滅多斬りにし死に到らしめた事実で、

当日岩吉が殺意を否認したので、二月十八日、被害者の内縁の夫たるMM兼一外数人を証人として喚問すること、なった。

●「芸日」昭和四・二・九

犯行現場を検証し、同所で証人を喚問

広島の本年初の陪審公判

府中町の女髪結殺し

本年最初の陪審事件として、来る十八日広島地方裁判所で開廷される、芦品郡府中町青物行商NM岩吉（五三）に係る女髪結殺し事件につき、同地方裁判所の宮脇裁判長、河邊、本田兩判事、榎田検事並に山本書記の一行は、開廷に先立ち犯行現場を实地に検証し、同時に同所において被害者の内縁の夫MM兼一、及びNGサノの兩名を証人として喚問すべく、九日午前八時十二分広島駅発列車で、同地に出張、同日午後二時より開始することになった。

一七一（一七一）

●「芸日」昭和四・二・一九夕刊

『殺意はなかった』と徹頭徹尾否認

府中町女髪結殺し

陪審公判開廷さる

予審では殺意があったと認め、被告人は殺すつもりではなかったといふ、芦品郡府中町大字□□の女髪結殺し青物行商N.M岩吉(五三)にかゝる陪審公判事件は、十八日午前十時から広島地方裁判所で、宮脇裁判長、樫田検事、林飛弁護士列席、開廷。けふも、今村控訴院長をはじめ、伊藤所長、古森検事正以下多数その背後に陣取り、まづ抽籤によつて十二名の陪審員が選ばれたのち、樫田検事は、

被告人岩吉は、府中町大字□□□□□□番地に住むM.M兼一の内縁の妻N.Iツル(二八)が、病床に呻吟せる兼一につかゆることをあはれむと称し、昭和三年夏過ぎ頃より兼一夫婦を愛撫して居つたが、其後岩吉は屢自宅に呼び寄せ、なほツルが岩吉方に來訪せぬ時は粗暴の言動に出で、其態度が執えうであつた為め、ツルは遂にこれを嫌悪し岩吉をうとんずるに至つた折柄、同年十一月十五日夜岩吉はツル方に到り、同人に対し御詠歌聴聞の爲め自分方に来るやうにと求めたが、ツルがこれを拒み、且つ同人の妹婿M.O芳夫はこの事を聞知し其場に到り、岩

吉に対し暴行を加へた為め、同人はツル等の仕打ちは從來の厚意に背くものであると思ひ憤怒、その機を窺ふうち、同月十九日午前十一時過頃、行商の帰途兼一方を窺つたところ、ツルが同家台所に居つたのを目撃したので、直ちに其場に到り携へてゐた刺身庖丁をもつて、ツルの前胸部、左乳房右側外八ヶ所の刺傷を加へ、因つて同人をして其場に於て、同日午後一時ごろ該刺傷による出血の爲め死亡するに到らしめて、殺害の目的を遂げたのである。

と公訴事實を述べ、これに対し裁判長から、『検事の只今云はれたことに間違ひはないか』と、まづ総括的の尋問を發せられ、

自分は、初めから殺すつもりでやつたものではなく、たゞいためるつもりであつた。

と、まづ殺意を否認し、

昨年の六、七月頃、ツルが自分のところに来て、兼一の病氣はモウ駄目だからと医者が見離したからと云つたので、自分が行つて見たところ、まだまめになりそうであつたから、その後滋養になるものとか、また三度の御飯とかを持って行つて面倒を見てやつた結果、メキ／＼よくなつて來たやうだつた。

この時裁判長から、
殺されたツルは、お前の先妻によく似て居つたと云ふではないか。

と、漸く事件の中樞を触れ、

ツルは、死んだ先妻によく似て居り、あなたには子供がないから、私があなただの子供になつてやると云つたから、それを真にうけて、ますく／＼同人を愛するやうになつた。

木綿盲目縞の上下を着て、一見好々爺に見へる岩吉は、備後なまり丸出しで、

私がツルをしちこく寄びにゆくから、それが為めツルが私を嫌つたやうにも思はれぬ。昨年十一月十五日の夜、ツルの妹婿の芳夫から殴られたことについては、ツル達のさし金であるとは思はなかつたが、大変腹が立つて、ただ芳夫一人を怨んだ。しかし、ツルに対しては何とも思はず、その後も以前と同じやうな心でつきあつてゐた。

かくて、いよ／＼事件の核心に入り、
昨年十一月十九日午前十一時ごろ、行商の帰りにツル方の前を通つたところ、同人が台所のところ居るのが眼についたので、恰度その時刻身庖丁を持って居つたので、たゞ無我夢中でやつたもので、刺したのも最初の一突きしか覺て居ない。

裁判長から、『始めはツルが可愛かつたが、ツルの妹婿の芳夫から殴られて以来、ツルが憎くて悪くて堪らなくなつたので、殺す氣になつたのではないか』と、痛いところを畳みかけられ、

決してそんなことはありません。
と徹頭徹尾否認し、当日酒氣を帯てゐたことは事実であると認め、正午一先づ休憩に入る。

●「芸日」昭和四・二・一九

被害者の母は、不利な証言

一通りの審理を終る

女髪結殺し陪審公判

夕刊既報——女髪結殺しの被告声品郡府中町字□□□□□□番地青物行商NM岩吉(五三)にかゝる陪審事件の公判は、(十八日)午後一時再開、岩吉の内縁の妻KMシナ(五六)の証人調に入り、

ツルを殺したのは、妹婿の芳夫から殴られたからであらうと思ふ。岩吉とツルの間には、別に色気はないやうに自分は思つてゐるが、男と女の事であるから、そのところはどうとも判らぬが、人の話には鹿の子も買つて遣り、活動にも連れて行き、内証で金も借してあるといふから、

と、如何にも奥歯に物がはさまつてゐるやうな証言を為し、次で、岩吉と予て親交のある同町TD八三藏(五二)の証言に移つた。

岩吉がツルを口説いたといふことは聞いたことはないが、岩吉の内縁の妻のシナが大へんやきもちを焼くといふことは聞いたことがある。また、ツルからだまされた、ツルは自分の子になつてやると云つたのに、それが嘘だつた。自分は、日本一の馬鹿であると云つて、男泣きに泣いていた。酒は一升位も飲むが、

自分から喧嘩を買ふやうなことはない。しかし、酒癖はよくない方である。

と、どちらかと云へば稍有利な証言をなし、ついで、同町のSOヨシノ(五〇)の証言に入り、今度はどちらともつかぬ証言をなし、終つて、同町IDナツ(五七)の証人調に入り、それより、被害者NIツルの実母MOマツノ(四八)の証言に入った。

ツルの家に岩吉さんが果物などを持って行つて下さったといふことは聞いてゐたが、御飯とかお汁とかを持って行つて行ったといふことは聞いてゐたことはない。岩吉さんは、いつも娘のところに娘を呼びに来て、仕事なんかはほつて置いて来て、来なければ殴つてやるぞ、など、乱暴なことを云ひ、恩を知らぬものは犬であると、私がツルの処に行つた時にも大変毒ついた、など、さすがは肉親の親だけに、胸苦さを覚へるらしく、かすれる声をあげまして、不利の上なしの証言をなし、ついで、問題のツルの妹婿MO芳夫(五一)の証人調に移り、これ又被告に不利な証言をなし、ついで、FI九一、DI俊夫の証人調をなし、これにて一通りの審理を終つた。

●「芸日」昭和四・二・二〇

陪審員は殺意を認め

検事懲役十五年求刑
府中町の女髪結殺し

芦品郡府中町字□□□□番地青物行商NM岩吉(五三)に係る、女髪結殺し事件の陪審公判は、(十八日)午後七時四十分再開。裁判長は、被告人の陳述、各証人の証言並に弁護人の意見により、一々噛んでふくめるやうな同事件の説示をなし、その結果、左の如き問書を提出した。

主問

一、殺意をもつて殺したものであるか。

補問

一、殺害するの意思なく、刺傷を負はせ其出血により死に致らせたいものであるか。

これに対し、陪審員は別室において、最も冷静に最も公正に評議をなし、主問第一に対し『然り』といふ答申をなし、結局殺意があつたものであるといふことが明白になつたので、樫田検事は情状論の後、懲役十五年を求刑し、午後十時半閉廷した。判決言渡しは、二十日午前十時。

●「芸日」昭和四・二・二二夕刊

女髪結殺し、懲役十三年

求刑より軽く

女髪結殺しの被告青品郡府中町字□□青物行商N M岩吉(五三)に係る陪審公判は、広島地方裁判所宮脇裁判長、樫田検事係、審理中であつたが、廿日午前十一時、懲役十三年(求刑十五年)との判決言ひ渡しがあつた。

④「落合村の恨みの放火事件」昭和四・三・一八判決

(注) 本事件は、当初、「芸日」昭和四・一・一五夕刊において、「放火事件、頓に多く。県刑事課活動」と題して報道された。

●「芸日」昭和四・二・二三

落合村の放火未遂

陪審予備公判

安佐郡落合村大字□農新宅セツ(四七)にかゝる放火未遂事件は、法定陪審事件として広島地方裁判所の公判に附され、之が準備公判を廿二日午後、宮脇裁判長、樫田検事係、開いたが、同人が事実を否認したので、三月十五日証人四名を喚問し、公判開廷すること、なつた。

広島における陪審裁判(二)

●「芸日」昭和四・三・一六夕刊

腹たちまぎれに放火した女

犯罪を認め寛大な処置を願ふ

陪審廷に初めて女

広島地方裁判所のあたらしい陪審法廷に、けふ始めて女の被告が立ち、宮脇裁判長から放火未遂事件の審理をうけた、憐れな事件があつた。

広島県安佐郡落合村大字□日稼STセツ(四七)は、昨年の一月初ごろ居村のW玉市の妻から、糯米二升を買ふことにして、其前金として金四十銭を渡して置いたが、其後玉市の妻が数日の後入水自殺を企てたため、セツは玉市に対し前記四十銭の金を返して呉れるやうにと求めたところ、玉市は『お前のやうな貧乏人から金を借る筈はない、お前の方が自分の妻より借つて居るのだらう』と悪罵して応ぜず、其後セツの娘から送つて来た金十円の盗難に罹つた際、又も玉市は他人の面前で『お前が五円も十円も盗まれる事があるものか、他人の金を取りでもせねばそんなことはない筈だ』とさんざん侮辱したので、セツは玉市に対し遺恨骨髓に徹し、此上は同人方を焼き尽して怨みを晴さうと、本年一月十三日午前八時頃、炭団火一個と木炭火数個を硝子罎に入れて、玉市が居宅と隣接せるFM鐵雄所有の木小

一七五(一七五)

屋に到り、其中に積んであった杉葉の中に、前記の炭団火を投げたため、同小屋内にあつた板戸及古畳各一枚の一部を焼いたが、玉市等によって消し止めた事実で、

檜田検事が述べた公訴事実に対し、古びた木綿縞の袷に黒木綿の粗末な上張を纏ふた極貧そのもののやうなセツは、垢じみた手拭で顔をおほひ終始嗚咽の中に、

腹立ちまぎれのツイ出来心から、悪いことを致しました。

と陪審事件の被告にも似ず、最初から神妙に犯行を認め、

玉市が四十銭の金でも返へして呉れたなら、おたい夜に糯米の二升でも買ふて、子供たちに餅でも搗いて食べさせうにと思つたら、胸が一杯になって、前後の弁へもなく火をつけたのであります。

と声を立て、泣き崩れ、このほか病弱な夫の身の上、弟子や女中となつてゐる子供たちのあはれな境遇などを、ぼつり／＼と語り出し、この上は寛大な御処置をと、ひたすら哀願し、正午休憩した。

●「芸日」昭和四・三・一七夕刊

陪審員の答申は、被告に同情

落合村の放火未遂のセツに

検事は懲役三年求刑

安佐郡落合村大字□日稼STセツ(四七)に係る放火未遂事件の陪審公判は、昨報の如く、裁判長の説示の後、

主問一、

STセツは、W玉市に対する恨を霽らさんため、同人所有の柵を焼失せしめんとして、隣接せるFM鐵雄所有の木小屋に到り、納屋及住宅に延焼せしむるため、該小屋一面に積重ねありたる枯松葉の中に、炭団並に木炭を入れ置きたるより、松葉等に燃え移り、板戸及古畳の一部を焼きたるも、他の発見消止むる処となり、放火の目的を遂げざりしものなるや。

補問一、

セツは、前記納屋の一部が職場にして、貞夫が現在するも計り難きことを知りながら、住宅外に納屋を焼毀する為め、放火を為したるも、他人の発見消止むる処となり、其目的を遂げざりしものなりや。

補問二、

セツは、納屋のみを焼毀するの意思にて、OD貞夫が右納屋の一部を職場とし現在するやも計り難きことを知りながら、放火を為したるも、他の発見消止むる処となり、目的を遂げざりしものなるや。

補問三、

セツは、納屋のみを焼毀するの意思にて、OD貞夫が右納屋に現在することを知らずして、放火をなしたるも、他人の発見消止

「むる処となり、其目的を遂げざりしものなりや。」

との主問一補問三の問書を提出し、その結果、陪審員は補問三にのみ「然り」とし、その他に対しては何れも「然らず」との答申をなし、採択されて、被告に有利な結果となったので、樫田検事は情状論の後、懲役三年を求刑し、十五日午後十時閉廷した。判決は来る十八日。

●「芸日」昭和四・三・一九夕判

放火犯人、懲役二年

落合村の哀れな女

二口目には『貧乏人の癖に』と侮辱されたのを怨むの余り、納屋に放火して米や麦を焼かんとした、安佐郡落合村大字□日稼STセツ(四七)に係る放火未遂事件の陪審公判は、広島地方裁判所で審理中であつたが、十八日宮脇裁判長より、懲役二年(求刑三年)との判決言ひ渡しがあつた。

⑤「竹原町の手柄の放火事件」昭和四・四・二七判決

●「芸日」昭和四・四・二六夕判

放火したことは、さらさない

広島における陪審裁判(二)

手柄が現したさに放火した

薄ノロ理髮士の公判

薄ノロの理髮屋、賀茂郡竹原町字□石□□番地OT秀雄(二一)が、本年二月初旬ごろ旧節季の爲め、居村□□部落の青年団員の一人として夜警に従事中、何とかして功名を樹てたいと思つてゐた矢先、二月六日午後九時ごろ、その詰所たる居村のYU武雄方に赴く途中、胡神社とYOケイ方との間の路地に落松葉を積重ねてをったことを想ひ出し、これに放火したうゑ他人に先んじて其火災を發見した如く装ひ、而して推賞を得んと、薄ノロらしい決心をなし、同落葉に放火する時はケイ方の住宅を全焼せしむるに到るべきことを認識しながら、予て携へてゐたマッチで該松葉に点火し其場を立去つた所、その火は同松葉よりケイ方の住宅の一部たる西南側壁板に燃え移り、幅約四尺高さ一間半を焼いて目的を果さなかつた放火事件の陪審公判は、廿五日午前九時三十分から、広島地方裁判所で宮脇裁判長、樫田検事係、中場弁護士列席開かれた。

五尺足らずの小さい色の白い可愛い顔をした秀雄は、ケロリとして供述台に立ち、樫田検事が厳として述べた公訴事実を、『そんなことは全然やつた覚えがない。』とキツパリ否認し、

当夜七時頃自宅を出で、それからメリヤスなどを売つてゐると

一七七(一七七)

ころで遊び、その後胡神社の附近で、近所の子供たちと隠れんぼをして約三十分ばかり遊び、そしてまたNH回漕店に行つて暫く遊んだが、時間はハッキリせぬ。

と裁判長の尋問に対しては、なかなか薄ノロらしくなく、その云ふことその述べるところは、ハッキリして筋道が通り、かくていよく火災発見の場に移り、

胡神社のところのY〇ケイ方の横の壁が燃えて居つたので、火事だ、火事だ、と叫びながら、早速この事を附近の人々に知らせ、一方自分は夜警詰所に馳つて行つて、他の夜警の者を一緒に、再びやつて行つたが、その時には既に消へてしまつてゐた。

と、どこまでも否認で押し通して、同十一時四十分、一先づ休憩に入る。

●「芸日」昭和四・四・二六

相変わらず放火を否認

警察で誘導尋問と述べる

竹屋町の手柄放火事件

賀茂郡竹原町字□□理髪業〇T秀雄(二二)にかゝる放火事件の陪審公判は、午前引続き、午後一時十五分再開。徹底的に否認

する秀雄につき、警察署での誘導尋問の有無をただし、

はじめは巡査から調べられ、その次には警部補さんから調べられた。その際、焼けたのは壁板が少しばかりで、金にすると二、三円位のものであるから、お前が火をつけたと云つたら帰してやるから、と云はれるので、ほんとうに嘘でも自白をすれば帰して貰へるものと思つて、心にもないことを、たゞ警部補さんの云ふがまゝ、ハイ／＼と云ひました。

この時裁判長から、お前は、実地検証の際には、ちゃんと火をつけた時と同じやうに様子までして、写真に撮らせてゐるではないか。

とグツと急所を突き込まれ、

警部補さんが、自分に云つた時と同じやうに云はないと、検事さんは罪をつける人だから重くつけられるぞと云はれたので、致方なく前に警部補さんに云つた時と同じやうなことを云ひました。

と、さも尤もらしい否認を続け、休憩の後、当夜かくれんぼをしてゐたといふ居村のYMヒデ子外十二名の証人調をなしたが、終らなかつたで、午後七時閉廷。廿六日も続行の筈。

●「芸日」昭和四・四・二七夕判

手柄放火公判

三名の証人調べ

賀茂郡竹原町字□石□番地理髪職OT秀雄(二二)にかゝる放火の陪審公判は、前日に引き続き、廿六日午前九時三十分から、広島地方裁判所で、宮脇裁判長、樫田検事係、開廷。同村のNF貞雄ほか三名の証人調をなし、正午、一先づ休憩に入った。

●「芸日」昭和四・四・二七

検事有罪意見を述べ

手柄放火事件

賀茂郡竹原町字□□OT秀雄(二二)の放火陪審公判、第二日は、休憩の後、午後一時三十分再開。証人調の後、樫田検事は一時間半に亘り有罪意見をなし、これに対し、中場弁護士は無罪意見を述べた。

●「芸日」昭和四・四・二八夕刊

陪審員の答申で、手柄放火無罪

被告は放火したものでない

OTは全く青天白日

広島における陪審裁判(二)

青年団の一員として夜警に携はつてゐた際、お手柄顔がしたいばかりに、他人の家に火を放ち、これを逸早く発見して人々の推賞を買はんとしたといふ、賀茂郡竹原町字□石□番地理髪業OT秀雄(二二)にかゝる陪審続行公判、第二日の廿六日は、すべての審理を終つたので、裁判長は説示の後、

『主問』 被告人OT秀雄は、昭和四年二月六日午後六時頃、賀茂郡竹原町字□□YOケイ方住宅と恵美須神社との間なる路地内に於て、右ケイ方住宅の壁板に接触して積重ねてある落松葉に放火するときは、火は右壁板に延煙してケイ方住宅を焼燃するに至るべきことを知りながら、マッチを以て右落葉に点火し其場を立去りたる為め、火は右落葉よりケイ方住宅の一部たる前記壁板に延焼して、其幅三尺四寸乃至四尺三寸高さ約一間半を焼燃するに至りたるものなりや。

『補問』 被告人OT秀雄は、前記放火を為したるも、他人が消止めたる為、其火はケイ方住宅の一部たる壁板の前記部分を煙焦したるに止りたるものなりや。

との問書を交付し、これに対し陪審員は評議室にさがり、実に三時間余に亘つて慎重評議をなし、その結果、主問並に補問とも然らず(秀雄が放火したものではない)との答申をなし、裁判長は直に同答申を採択し、廿七日午前一時『被告人秀雄無罪とす』と厳として判決を宣告し、此時むねの鼓動を高鳴らせてゐた秀雄は、思はず頭をコクリとさげ、永い間焦燥と不安にとざされてゐた顔

を晴やかに微笑して退廷した。

⑥「三庄町の強盗傷人事件」昭和四・六・五判決

(注) 本事件は、当初、「芸日」昭和四・三・一四夕刊において、「三の庄に白昼強盗、難なく捕はる」と題して報道された。

●「芸日」昭和四・五・四

強盗傷人、公判準備

一部犯罪否認

本年三月十一日午後十時ごろ、御調郡三ノ庄町で通行人を一升徳利で殴りつけ、其ひるむに乗じて金時計及び錦紗兵古帯を強奪した、青森県生れ当時住所不定火夫H Y金作(二二)にかゝる事件は、強盗傷人として、三日、広島地方裁判所で公判準備を行ったが、一部の事実を否認したらしく、陪審公判事件として、六月三日開廷されることになった。

●「芸日」昭和四・六・五

因島の強盗懲役三年

青森県東津軽郡蟹田村大字□田□□□番地、当時御調郡三庄町OS鉄工所因の島工場三庄分工場船舶渠内TK丸火夫事件、TK丸HY金作(二二)が、本年三月十一日午後十時三十分ごろ、御調郡三ノ庄町字□□の街路を通行中のM I半三郎(三三)と出あひ、一升瓶又は割木で同人を殴りつけて、同人の金時計及び錦紗兵古帯を強奪した事件の陪審公判は、三日、広島地方裁判所で開廷審理の結果、裁判長は『強盗傷人か』又は『単なる傷害か』との問書を出し、結局強盗といふことになり、検事は懲役三年六月を求刑した。判決言ひ渡しは五日。

●「芸日」昭和四・六・六

三庄町の強盗判決

御調郡三庄町大字□□の街路で通行人に暴行を加へて、金時計及び錦紗の兵古帯を強奪した、青森県東津軽郡蟹田村大字□□、当時御調郡三庄町OS鉄工場三庄分工場ドック内TK丸火夫手伝ひHY金作(二二)に係る強盗傷人の陪審事件は、予て広島地方裁判所で審理中であつたが、五日、宮脇裁判長より懲役三年六月(求刑通り)との判決言ひ渡しがあつた。

⑦「木ノ江町の女房斬り事件」昭和四・七・三〇判決

(注) 本事件は、当初、「芸日」昭和四・五・一八夕刊において、「女房を斬りつけ、自殺を図る。些細の事から喧嘩を始め、豊田郡木ノ江の惨劇」と題して報道された。

●「芸日」昭和四・七・三〇夕刊

公判廷の傍聴人、何れも涙す

美人を鼻にかける気儘女房を

斬った男の陪審公判

緻谷を鼻にかけて気侃気隨に振舞ふ自分の妻に激怒の余り、カミソリで滅多斬りにして殺さうとした、豊田郡木ノ江町□□字□□料理業MO好一(二九)にかゝる殺人未遂の陪審公判は、廿九日、広島地方裁判所で、宮脇裁判長、樫田検事係、中場弁護士列席、開廷された。

好一とその妻マチヨとの仲が、兎角円満を欠き、マチヨがしばしば／＼実家に帰り、離別さえ迫ったことがあり、本年四月中には無断で家出したことがあったが、其都度仲裁者が来て、引続き同棲してゐたが、本年五月十六日午前十時過ぎごろ、好一が自宅で髻をそらんとしてゐた際、些細なことから口論をなし、そ

広島における陪審裁判(二)

の結果、好一はマチヨの態度に憤まんの情抑へ難く、同人を殺害せんと、直ちに携へてゐたカミソリをもつて、マチヨの頭部、頸部などに十一ヶ所の重傷を負はせたもので、

気が弱い真面目そうな好一は、今更の如く裁きの前にワナ／＼と打ち震え、あふれ出る涙を新しいハンカチでおさへながら、

マチヨとの仲には、二人の女の子があり、長女の方はマチヨが不注意から海に落ちて死に、次女はマチヨがかんしゃくを起してほり投げた為めひどく頭を打ち、それが原因となつてつひにこの世を去つた。こんなことから、根が気侃で、そして短気なマチヨは、つひにヒステリーとなり、二人の仲は兎角円満を欠くやうになつた。その後、マチヨはしば／＼無断で実家に帰り、本年の四月中にも家出して岡山あたりで仲居などをして居つたのを、仲裁する人があつて連れ帰り、再び元のやうに同棲してゐた。然るに、本年五月十六日午前十時ごろ、わづかのことから言ひ合ひを初め、其際マチヨの態度に腹が立つたので、其時丁度カミソリを持って居たので、嚇となつて一度は斬つたが、其後は何度何処を斬つたかは知れない。しかし、聞くところによると、合計十一ヶ所であるといふことであるが、勿論それは自分が無我夢中に斬りつけたものであるが、決して殺すつもりでやつたものではない。

と殺意を否認し、夭折した二人の子供などのことを聞かれる度毎に、満廷の傍聴人に涙をしばらせ、正午、一先づ休憩に入った。

一八一(二八一)

●「芸日」昭和四・七・三〇

廣瀬広島県議の見事な陪審振

証人に出た被害者を訊問す

木ノ江の女房斬り

夕刊所報に憤慨の余り、氣随氣俶な妻をカミソリで滅多斬にして殺さんとした、豊田郡木ノ江町字□料理屋業MO好一(二九)にかゝる殺人未遂事件は、午後一時再開。同事件の中心人物である被害者マチヨの証人調にはいり、顔面その他に大きな傷痕の残つてゐる、一見ヒステリー性に見える同人は、

好一からはいつもいぢめられ、ある時の如きは裁縫用の焼ごての柄のところ、ひどく殴られたことがあり、その他常に手荒いことをされて居つた。

と、不利そのもの、やうな証言をなし、この時陪審員席から、好一はいつも自宅で髻をそつて居たか、また髻をそる時にはカミソリを研いで居つたか、当日髻を前にカミソリを研いだやうな事実があるか、研いだとすればその時おどされたやうなことがあつたか。

と、裁判官でさえちよつと気がつかないやうなことをたづね、これに対しマチヨは、髻は床屋でそる時もあり、また自宅でそる時もある、一定し

てはゐなかつた。当日カミソリを研いでゐる時には、別におどされたやうなことはなかつた。

と、当時の記憶を呼び起して、ぼつり／＼と述べ、この時、同陪審員は、更に、

当日、好一は、髻をそらなければならぬやうに、のびて居つたか。

と、畳みかけの突き込むところがあり、髻がのびてゐたかどうかは、ハッキリしない。

とあやふやになつたので、この時、裁判長はすかさず、永く連れ添ふ夫の髻が、のびてゐたかどうかを知らないやうなものがあるか。

と、さも皮肉さうに詰よられ、結局、伸んでゐたとも、ゐないともハッキリせず。

この本もの、判官そののけの質問をこゝろみてゐた、陪審員は誰あらう——広島県の万年暦として重宝がられ、一方議場において正々堂々の論陣を張つてゐる、老闘士、佐伯郡選出の県會議員廣瀬定太郎その人であつた。

かくて、マチヨのみは好一に不利な証言をなしたが、他の五名の証人は大体に有利な証言をなし、これに対し櫻田検事は、

好一がカミソリを揮つた最初の一刺しは覚えてゐるが、其後は無我夢中であるとの供述は、責任を回避せん為めの弁解に過ぎず、同人はカミソリを揮つた瞬間、殺意を生じて、実に十一ヶ

所、而かも人体の枢要部である頸部其他を滅多斬にしたものである。

と、どこ迄も殺人未遂としての意見を述べ、これに対し中場弁護士は、

同事件は、世間にまゝある夫婦喧嘩のどの過ぎたもので、殺意など、は持つての外である。

と、単なる傷害意見を述べ、いよいよ最後のとゞめである、裁判長の説示に入った(午後九時)。

●「芸日」昭和四・七・三一夕刊

陪審員は殺意を認め、懲役三年の判決

榎田検事は懲役四年を求刑

木ノ江の女房斬り

兎角円満を欠いてゐた妻と口論の結果、かみそりで殺さんとした、豊田郡木ノ江町字□□料理業M〇好一(二二九)にかゝる陪審事件の公判は、二十九日、広島地方裁判所で、宮脇裁判長、榎田検事係、中場弁護士列席、開廷され、同裁判長は説示の後、

主問 被告人M〇好一は、昭和四年五月十六日午前十時頃、広島県豊田郡木ノ江町字□□の居宅に於て、其妻マチヨに対し殺意を以て、所携のかみそりにて同人に斬付け、同人の頭部、頸

広島における陪審裁判(二)

部右鎖骨部など十一ヶ所に創傷を加へたるも、マチヨが其場を逃避したる為め、殺害するに至らざりしものなるや。

補問 被告人M〇好一は、前記日時場所に於て、所携のカミ刀を以て、其妻マチヨに斬付け、因つて前記の創傷を被らしめたるものなるや。

との問書を提出し、陪審員の評議の結果、主問に対して『然り』との答申をなしたので、検事は情状ならびに刑の量定論の後、懲役四年を求刑し、一方裁判長は合議の結果直に懲役三年を判決言ひ渡した。時に三十日午前一時。

⑧「福山市の女給の殺人未遂事件」昭和五・五・一九判決

●「芸日」昭和五・四・八

女給の殺人未遂、陪審裁判と決定

恋愛苦から情夫と無理心中

広島地方裁判所で開く

福山市寺町□□番地KD茂方女給OZミッコ(二四)が、恵まれない家庭と恋愛苦のため、情夫を殺して自殺せんと、熟睡中の口中に硫酸を注ぎ込んだ、殺人未遂事件の公判準備は、七日、広島地方裁判所で小玉裁判長、北村検事係で行はれた。ミッコは、数年前よりTG武一(三三三)の情婦となつてゐたと

一八三(一八三)

ころ、昨年の夏頃から武一が家庭の事情でミッコとの関係を遠ざけんとするの素振りがあり、一方ミッコの方でも絶縁されるものと思つてゐた矢先き、ミッコの実母が死亡したため、病身の実父と実弟とを扶養しなければならぬ状態になり、その家庭が兎角面白くないやうになつたので、遂ひにミッコは、昨年十二月中旬頃武一を殺した上自殺をなさんと決意し、その後本年一月一日武一が年賀廻礼の帰途ミッコ方に立寄り、同夜同人と同きんするところとなつたので、ミッコは予て用意して居つた硫酸を武一の口中に注ぎ込んで、治療三週間を要する火傷を負はせ

た事実で、ミッコが極力殺意を否認し、

怪我をさすれば、自分のうちに四、五日泊めて、心ゆくまで介抱がしなかつたから、と

のろけ混りの弁解をしたらしく、結局陪審事件として、近く開廷されることになつた。

●「芸日」昭和五・五・一七夕刊

離れやうとする恋人に、毒薬を吞ませた女給

陪審公判廷に過去の情事を

あつさりさらけ出す

はなれんとする男の心と、それと暗い家庭とに、一層のこと男を殺して自分もまたその後を追はんと、先、同きん中の男の口中に硫酸を注ぎこんだ、沼隈郡鞆町大字□□、当時福山市寺町□□□□番地KD茂方女給OZミッコ(二四)にかゝる殺人未遂の陪審事件公判は、十六日午前九時三十分から、広島地方裁判所で、小玉裁判長、樫田検事係で開かれた。

大柄の錦紗のあはせに、フェルト草履を穿ち、白粉気さえないが、それでもスラリとした撫で肩に、髪をオールバックに束ねて、どことなく婀娜な所があり、型のやうな身分調の後、立会の樫田検事は、

ミッコは数年前よりTG武一の情婦となつて居つたところ、昨年夏ごろから武一は家庭の事情の爲め、ミッコから遠ざからんとして居つたので、ミッコは武一が自分との関係を断たんとしてゐるものであると邪推して過す折柄、ミッコの実母が同年十一月三日死亡し、これが爲め病身の父と弟はミッコの手によつて養育せねばならぬ状態となり、家庭は兎角面白からざるところから、ついにミッコは、同年十二月中旬ごろ武一を殺害したうえ自殺せんと決し、其手段に用ひんが爲め、

濃厚な硫酸を用意して居つたところ、偶々本年一月一日、武一が、年賀廻礼の帰途ミッコの許を訪れ同人と同きん中、同日正午過ころミッコは、其機会を利用して武一を殺害せんと、予て用意してゐた硫酸を武一の口中に注入したので、同人はこれに

驚いて飛び起き、ミツコの手から硫酸を奪ひ取り、其場を立ち出でたので、武一の顔面、口腔内いん喉等に治療三週間を要する火傷を負はせたのみで、殺害の目的を遂げなかつたのである。

と公訴事実を述べ、かくていよいよ事実審問に入った。

武一と關係を結んで四、五日してから、武一に妻子があるといふことを知つた。しかし、昨年夏ごろから武一が別れやうとしてゐたといふやうな事實はなかつた。

と、女給一流の甘つたるい艶のある言葉で、事實を冒頭より否認し、

母が病気で死んだので、病父と弟とを養はねばならなくなつたことは事實であるが、それが為め、武一を殺して自殺しやうと思つてゐたといふやうなことは、全然なかつた。

と、さては嚴肅な法廷で、艶なラヴシーンを展開させ、殺害の用に供しやうとした、硫酸の出所については、

あれは、予ねてから知つてゐたMYといふ洗濯屋から、昨年十二月二十五日に小さい瓶に三分の一ほど貰つて来たが、其の時には酢酸だとばかり思つて居つた。然るに、其後同月二十七日になつて、それが硫酸であるといふことが判つた。

同事件の争点となつてゐる殺意については、

硫酸といふ薬は、そんなにひどいものとは思つて居らず、たゞ腹をにがらすの程度だらうと思つて居たから、武一さんの口中

に入れる時にも、殺すつもりで入れたのではなく、腹をにがらして二、三日傍において、心ゆくまで介抱がしたかつた。と、この時はかりは、さすがに女給稼の女にも似ず、耳の根を真つ赤にしてヒヒツと苦笑した。

近代劇にでもありさうな、この罪の裁きを聴かんと傍聴席には、在広高等官婦人をもつて組織する広島婦人会の會員約三十名が、けふを晴と着飾つて、聞き耳を立てるなど、法廷は極度の緊張の中に華かな彩りを見せ、これでミツコに対する一応の事實

調を終り、ついで同事件と最も密接の關係を有し、尚同事件のセム明の鍵をも握つてゐるかのやうな、ミツコの情夫福山市中霞町製綿業TG武一(三三三)の証人調に移つた。

ミツコとは六、七年前から關係を結んで居つたが、そのうちに、うちわが面白くないところから、別れやうかと思つたことは一度や二度でなく、最後にそんな気が起つたのは、昨年十一月ごろであつたが、實際のところは別れるつもりではなかつた。今年元日の午前十一時頃、ミツコのところに行つて寝て居つた時、何かウキスキーか何か爛をしたやうなものを、口の中に

注ぎ込んだので、驚いて勿ね起きたが、それが硫酸であるといふことが判り、医者に走つて治療をうけた。その際、ミツコが死んではいけないと云つたやうであつた。

と、有利の上もない証言をなし、ついで同じ女給FI浅子の証言に入り、正午、一先づ休憩に入つた。

●「芸日」昭和五・五・一七

死の道づれに武一を選ぶ

樫田検事論告し、陪審員評議

女給の殺人未遂公判

(夕刊つゞき) 硫酸を睡眠中の情人の口中に注ぎ込んで殺さんとした、福山市寺町A D食堂女給O Zミッコ(二四)にかゝる事件は、休憩の後、午後一時再開。

ミッコの朋輩であつたといふ、福山市大黒町K Y旅館の仲居F I 浅子(二〇)、同市鍛冶屋町料理屋業H G 良藏方仲居M M 房江(二三)、及び同市霞町M Y 洗濯屋の小僧I D 龍志(一六)、その他M K 静子、被害者武一に応急手当を施したといふ医師K S 静夫ほか三名の証人、ならびに鑑定人の証言の後、すべての審理を終つたので、樫田検事は、

ミッコは、犯罪の事実の一部を否認してゐるが、同事件の中心点とするものは、硫酸を一部分だけ口の中に入れて、腹痛を起させて二、三日、

自分の手許に置き度いといふのであるか、それとも愛する男とは到底添ひ遂げられぬ、家庭は兎角面白くないから、愛する男を殺して自分も死なうと、所謂無理情死を企てんとしたものであるが、ミッコの弁解が果して事実でありとすれば、傷害罪の程

度である。然るに、硫酸といふ毒薬をブツかけて傷を負はす、これもまた傷害罪である。

と前提し、

ミッコは、裕かな家に育つたものではなく、鞆の漁師の娘として生れたもので、その家には病みの父と弟とが病床にやせ衰へてゐた矢先き、其杖とも柱とも頼むべき実母が病のためにこの世を去つてしまつた。その後のミッコは、今までとはクルリと變つて、つひには厭世觀をさゑ起すに到つた。これは、何人もが辿る一つの道程である。然し、愛人である武一は妻子があり、同人の妻も二人の仲を大いに理解し、自分が厭になつたなら自分を

離縁して、ミッコと夫婦になつて呉れ、自分を離縁することが出来なければ、キツパリミッコと絶縁して呉れ。これは何人もが要求するところである。好きな男には思ふやうにあへない、たよりとする母は死んでしまふ、恋の爲めに盲目になつて、男女が悲劇に陥つてしまひ、この終局に何人もが選ぶべきものは無理心中である。ミッコが、愛するが故に二、三日自分の傍らに置いて心ゆくまで介抱して見たかつたといふのには、余りに念が入り過ぎてゐる、余りに冒険であり危険である。要するに、ミッコは愛する男とは思ふやうに逢へないのみか、頼りとする母は死んでしまつた。こんな大きな悩みから、ついに厭世觀を起した結果、一層のことこの世を去りたい、しかし一人で死ぬ

のは淋しい、余りに心残りが多いからと、その道伴れに武一を選んで、無理心中をしゃやうと意を決して、やったものであると見なくてはならぬ。

と、詳細にわたり、殺人未遂罪を強調し、これに対し米田（規）弁護士は、検事とは全然異った立場から、傷害罪の意見を述べた。斯くて、愈々裁判長の説示に入り、『ミツ子は武一を殺した上自殺する考へであったか』の主問、及び『ミツ子は単に武一に傷を負はせる意りであったか』の意味の問書を提出し、これに対し、陪審員は別室に慎重評議をした。時に午後八時。

●「芸日」昭和五・五・二〇

傷害罪で懲役一年

福山A Dの女給

福山市寺町A D食堂の女給沼隈郡鞆大字□□〇Zミツコ（二四）にかゝる殺人未遂事件の陪審公判は、予て広島地方裁判所で、小玉裁判長、樫田検事係、審理中であつたが、十九日、裁判長は陪審員の答申を採択し、単なる傷害罪として懲役一年（求刑二年）との判決言渡しがあつた。

広島における陪審裁判（二）

⑨「福島町の実兄殺し事件」昭和六・三・一六判決

●「芸日」昭和六・三・一四夕刊

実兄殺しの罪を全部、酒になすりつける

福島町の実兄殺しN M豊三郎

けふ陪審公判を開廷

その職業からして殺伐な屠夫が、実兄と共に晩酌の後、さ細なことから口論をなし、その結果鋭利な肉切庖丁で斬りつけて、つひに死に到らしめた殺人事件の陪審公判は、十三日、広島地方裁判所で、小玉裁判長、樫田検事係、森保、秦阿弁護士列席、開かれた。

被告は、広島市福島町屠夫N M豊三郎（三九）とて、同人は独身生活をなし、食事のみは其隣家である実兄N M澤吉方でなして居つたところ、昨年九月九日午後六時ごろ、同家で澤吉と共に飲食し夕食を終つた際、豊三郎が毎夜の如くめいていして非常に酒癖が悪しき為め、澤吉より早く帰るやうにと注意を促されるや、澤吉が食物を吝むものであると誤解して、口論の末、一旦帰宅した後、殺意を生じ同人所有の肉切庖丁を携へて、同七時ごろ再び澤吉方に到り、同家の台所で同人の左腹部を同庖丁にて突き刺し、因つて腸管破裂による急性腹膜炎を起さしめて、同月十日遂に同人を死に致らしめた。

一八七（一八七）

と、いふ公訴事実で、荒い茶たて縞の丹前に黒木綿の帯をしめ口髯を貯へながら、樫田検事が陳述した前記公訴事実に対し、『あの通り、相違ありません』と、殺意を否認する被告にもあるまじき、意外な供述をなして、おろ／＼声になり、

あの日は、あちらこちらで大変酒を飲んで居ったので、兄から意見されたことも、また兄に斬りつけたことも、少しも記憶せぬ。

と、すべてを酒の酔ひになすり、

この事については、仮令死刑になつても、どうされても自分はちつともかまはないが、記憶しないことは、覚えてゐないと云ふより外はなく、自分は決して否認するものではない。

と、このところだけは男らしくキツパリ言ひはなち。これで、同人の一応の取調べを終り、ついで、兇行当日あちらこちらで酒を飲んだといふ、同町の洗湯兼日用品商M順一、その他兄澤吉の妻など九人の証人調べに入ったが、大体において何れも不利な証言をなし、正午、一先づ休憩に入る。

● 「芸日」昭和六・三・一四

「殺意があつた」と検事が強調

福島町の実兄殺し陪審公判

樫田検事堂々と述べ

(夕刊続き)——口論の結果、実兄を屠牛用の庖丁で斬りつけて死に致らしめた、広島市福島町屠夫N M 豊三郎(三九)にかゝる殺人事件の公判は、午後一時再開。午前中における証人九名のうち、残余の二名につき審理をなした後、樫田検事の意見に入り、

酒飲みは、常に酒に事よせて、責任を酒に転嫁せしめやうとする傾向がある。これが、何等事件が発生しない際ならば、それで済むかも知れぬが、事苟も刑事事件となつて現れた以上、そんなボンヤリしたことではいかぬ。豊三郎は、酒飲みであり、当夜総てを合すると一升ばかり飲んでゐる。

而し、この酒は、同場席で飲んでゐるものではなく、所謂梯子酒式の飲み方であつて、豊三郎等の如き晩酌だけでも五、六合は平気でやる者には、この酒は何の潤ひにもならず、決して酔てい状態に陥つてゐなかつたものである。最後に実兄澤吉と共に晩酌したのは、各二合づ、出し合せてゐるのだから、この酒でも、

豊三郎は、二合五勺以上に飲んでゐる。兇行に使用した肉切庖丁の如きも、日頃置かない処に置いてゐたのを、即座に取つて来てグツと突き刺してゐる。之が、若し同人が云ふが如く酔つてゐたものなら、決して即座に取つて来られるものではない。この事実よりしても、当時の精神状態は、ハッキリしてゐたと見るより外はない。こればかりではない、附近のF H 安吉といふ人のうちに、自首しなくてはなるまいと、相談してゐ

る事実がある。之でも、めいていして居つたと云はれ様か、當時同人は、これによつて見るも、常人の精神状態であつたといふことが明かである。これ等の事実及びやつてやると云つて、兇器を取りに行つた事実などから見ても、殺意があつたといふことは明瞭である。

と、声はげまして殺人意思を強調し、これに対し、森保弁護士は同検事と正反対の立場から、秦弁護士は検事とは全然異なつた立場から、小南博士の鑑定書にもとづいて弁ばくをなした後、森保弁護士の傷害致死意見に入り、

犬や猫でさえ、同じ親の腹から生れたものは、咬み合つたりするやうなことはない。然るに、同事件の被告は人間である。普通以上に兄弟仲の睦じかつた二人である。検事は、金十銭といふ僅かな事ですら、それが原因となつて殺人事件が起ると云はれたが、それは場合が違ふ。たゞ足を踏んだから人を殺すなど、云ふやうなことは、断じてあるべきものでない。その足を踏んだ男が、以前に自分の女房を奪つたやうな男であつたならば、その足を踏んだことが、

原因となつて、殺人事件といふやうな大それた事件が起ることがある。然し、日頃は非常に仲がよく、当日の如きも二人連れ合つて湯に入つて背中を擦り合つたやうな間柄にあるものが、兄を殺している、死んでもかまはぬといふやうなつもりでやつたものである（など有り得ない）。

と、あくまで傷害致死意見を強調した。

●「芸日」昭和六・三・一五夕刊

「傷害致死罪」で懲役七年を求刑

陪審員の答申を裁判長採用

福島町の実兄殺し

広島地方裁判所における、広島市福島町屠夫NM豊三郎（三九）にかゝる実兄殺し事件の陪審公判は、十三日夜、榎田検事の殺人意見の後、森保、秦両弁護士の傷害致死の主張があり、これに対し、小玉裁判長は一時間の長きにわたり、被告、証人、検事、弁護人とその供述並びに主張について説示をなし、その結果、『豊三郎は殺意をもつて澤吉を突き刺したものであるか』、それとも『たゞ傷つける意思で刺して死にいたらしめたものであるか』との問書を、

陪審員に交付したので、陪審員は評議室にとちこもつて、約一時間間にわたり評議を凝らしたうえ、森保、秦両弁護士が主張した通り、『たゞ傷つける意思で刺して死に致らしたものである』との答申、即ち殺人ではなく傷害致死と認定したのであるが、裁判長がこれを採用したので、榎田検事は第二次弁論たる刑の量定に入り、

兄に対して済まぬから、自分は死刑に処せられてもいと、法廷に於ける豊三郎はそれまでに悔悟してゐる。また、自首しやうではないかと他人に相談してゐる。而し、従来同人の如き粗暴なる言動の者は、それをなさざるやうに戒しめることが必要である。酒を飲んで喧嘩をする、骨肉の肉を殺ぐといふやうな

人間は、充分戒しめねばならぬ。同人は今衷心悔悟してゐるが、一旦死した兄は帰らぬ、その生命は取返へせぬ。その遺族、その妻はどうするか、七人の子供は如何。この罪状を償ふには、懲役七年が相当である。

と求刑し、これに対し、秦、森保両弁護士の減刑論があり、森保弁護士は、

豊三郎のやったことは酔狂である、刃物を持って暴れ廻ったその刃物が、過つて触れたのであるから過失傷害致死であり、それならば、懲役七年は重きに過ぎる。現今は、決して報復の時代ではない。一日も早く真人間になさしめ、兄の霊を慰めることが、法の

使命である。それには、半年なり一年なりで充分である。

と、熱弁大いにふるひ、午後十時廿分閉廷した。判決言渡しは十六日。

●「芸日」昭和六・三・一七

実兄殺しに懲役四年

直ちに服罪す

酒乱の結果、日頃仲のよかつた実兄を、肉切庖丁で斬りつけて、つひに死に致らしめた、広島市福島町屠夫NM豊三郎(三九)に係る陪審公判は、十三日、広島地方裁判所で、小玉裁判長、榎田検事係り、森保、秦両弁護士列席、開廷され、陪審員の答申の結果、傷害罪と認定されたが、十六日、

豊三郎は、犯行当時酒精中毒のため、神心耗弱の状態にあつたと、いふ理由のもとに、懲役四年(求刑七年)との判決を言渡され、この時裁判長に対し、『直ぐに服罪致します、上告も致しません』と、勇らしくその場で上訴権を放棄した。

⑩「段原町の一〇銭からの殺人事件」昭和六・三・二八判決

(注) 本事件は、当初、「芸日」昭和五・一一・二夕刊において、「僅か十銭の事から喧嘩、刺身包丁で刺殺す」と題して報道された。

●「芸日」昭和六・三・二十八夕刊

僅か十銭から殺人、被告は殺意を否認

司法官夫人連が傍聴して賑ふ

段原町殺人陪審公判

穴のあいた十銭の白銅一枚、せい／＼素うどん二はいしか食へない、僅かな金のことから、かけ代へのない人の生命を奪った、大阪市此花区上福島中□丁目、当時広島市段原町土木建築請負業YS金一方石工NG長造（二九）にかゝる殺人事件の陪審公判は、二十七日午前十時から、広島地方裁判所で、小玉裁判長係、樫田検事関与、森保、水田両弁護士列席、開かれた。これより先き、同事件を傍聴せんと、在広、

司法官夫人二十余名が、装ほひ華やかに傍聴席の一角を彩るなど、厳かな法廷にも似ず、実に和やかなふん囲気である。陪審員の抽籤の後、裁判長は陪審員としての注意心得などを、ねんごろに述ぶるところがあり、かくて樫田検事は、

長造は、昨年十月三十一日午後九時ごろ、金一方で飲酒酔ていし、同僚なるYI新吉と同人が金十銭を紛失したことから、口論となり、其際新吉より殴打されたので憤怒を燃やし、突如殺意を生じ、隠し持った出刃庖丁で、新吉の左胸部を突き刺して、殺害したものである。

広島における陪審裁判（二）

と、厳として公訴事実を述べ、いよ／＼審理に入り、

昨年十月卅一日は、勘定日であったが、自分は怪我をした、め長く仕事を休み、其間多額の負債を生じたので、当夜バクチを開帖して其てら銭を自分がもらふことになり、その際の賭場荒しに備へるために、出刃庖丁を懐ろにしてゐたものである。そして、同日午後九時ごろから、YI新吉外数名と酒を飲み、その後で新吉が金十銭を紛失し、

自分に対し、「お前が盗ったのではないか」と云つたので、「盗つたなら盗つたでい、ではないか、そんなにくどくど云ふな」と云つたところ、新吉が私を殴つたので、私は持つてゐた出刃庖丁を振り廻した。

この時、裁判長からそれならなぜ階下へおりなかつたか、と痛いところを畳みかけられ

下へおりようと思つても、人が沢山居つておりられなかつたので、庖丁を振り廻したもので、新吉は、その

庖丁にあたつて傷ついたもので、殺さうなどと云ふ大それた意思は、少しもありませんでした。

一見やさ男に見える長造は、聞き取りにくいまでの低声で、それでも身振手模様、表情たつぷりに、時々おえつをしながら、徹底的に殺意を否認し、これにて同人に対する一応の取調べを終了。ついで、当夜惨劇の

現場に居合せたといふ、広島市平塚町石工日一雄外数名の証人

一九一（一九一）

調べをなし、正午、一先づ休憩に入る。

●「芸日」昭和六・三・二八

殺す意志があつて殺害

梶田検事が峻烈なる論告をなす

段原町殺人事件公判

(夕刊つゞき) 広島地方裁判所における、NG長造(二一九)にかゝる殺人事件の陪審公判は、廿七日午後二時再開、証人及び証拠調べの後、梶田検事の意見に入り、

被告は、正当防衛であると抗弁し、自分が振り廻した刃物の尖端が触れて、思はざる殺人事件が起きたものであると云つてゐるが、

検事は、殺す意志があつたものであるとして起訴したものである、随つて本件は過失傷害致死といふ議論は起らない。人の息を止めてしまはなければならぬといふ力強きことを思つてゐなくつても、腹部或は頭部などに刃物を突き刺す時は、事によつては死ぬかも知れぬ、死んでも構はぬといふ意思のもとに行はれたものならば、殺人として見るより外はない。前日から考へて考へ抜いた末、殺したものは殺人であるが、突嗟の間に刹那的行はれたものは殺人ではないと云ふ観方は、過つた観方である。

犯罪者が、一度法廷に起つと、社会から兎角同情されるものである。法廷において、被告人が悔悟して居り、如何にも、その態度がしほらしいといふので、同情した観方をして、事件を見誤つてはいけない。被告人は、相手に謝つて見たがどうしても肯かない、自分よりも体格のい、男が殴りかゝつて来たので、懐ろに持つて居つた刃物を取出して振り廻して居つた際、その尖端が相手に当つて死んでしまつた、斯くの如く被告人が言ふが如くんば、同人の所為は正当防衛で無罪であるが、事實は全くこれに反してゐる。

と、証人の証言その他犯行の現場などを一々列挙して、殺人罪を強調し、これに対し、森保弁護士は、

とつさの場合には、この刃物で相手を刺せば、ひよつとしたなら死ぬかも知れぬ、とつさの場合などには、そんな呑気なことを考へる余裕は全然ない。若し、そんなことを考へて居つたものであるならば、こんな結果を生むやうな刃物は、ちゃんと窓から捨て、ある筈である。一体、喧嘩といふものは、止め方によつては、相手が往々怪我をすることがある。当夜、被告は相手になぐられたので、逃げればよかつたかも知れぬが、酒を一升近くも飲んでゐた被告としては、完全に逃げる事が出来なかつたに相違ない。正当防衛といふのは、逃げよと云つてゐるのではない。世の中は、逃げるより、かしこいことはない。逃げさへすれば、こんな刑事事件は起らなかつたのであらうが、

而しそうばかり行くものではない。聞くところによると、被害者といふのは、酒を飲めば非常に乱暴な者で、現に被告になぐりか、つて来たので、にげることは出来ず、それかといつて、見す見す危害を加へられるのに任せておくといふことは出来得るものではなく、時あたかも賭場荒しに備へるために出刃庖丁を懐ろにして居つたので、これを防ががため、窮鼠猫をかむ的に振り廻したものである。

と、検事の意見を根底から反ばくして、正当防衛意見を述べ、これに対し、裁判長は約一時間にわたる説示をなし、其結果、『被告人は殺すつもりで突き刺したものであるか、それとも単に傷つけるつもりで振廻した出刃庖丁が当つて、その結果死に致したものであるか』、との意味の問書を提出し、陪審員は別室なる評議室に退いて慎重評議するところがあつた。

●「芸日」昭和六・三・二十九夕刊

陪審員の答申は、傷害致死罪

榎田検事は懲役七年を求刑

段原町殺人事件公判

僅か十銭のことから同輩を殺した、大阪市上福島中通□丁目、当時広島市段原町Y S金一方石工N G長造(三〇)にかゝる陪審公

広島における陪審裁判(二)

判は、昨報の如く廿七日、広島地方裁判所で、小玉裁判長、榎田検事係、森保、水田両弁護士列席、開かれ、説示の後、同日午後九時、裁判長は陪審員に対し、

主問 被告は、殺意を以て刺身庖丁でY Iの左胸部を突刺し、内出血により死に致らしめたものであるか。

補問 若し然らずとせば、被告は、殺意なくして兇器を以てY Iの胸部を突刺し、内出血により死に致らしめたものであるか。

別問 被告は、Y Iより不法に殴打され、其上窓際に押付けられ、正に蹴殺されんとしたため、自己の身体生命を防衛するため、止むを得ず前記の行為に出でたものであるか。

との問書を提出したので、陪審員は約一時間にわたり別室で慎重評議をこらした結果、補問に対して然りと答申したので、裁判長は直ちにこれを採択し、結局傷害致死となり、榎田検事は、第二次の情状並びに刑の量定論をなし、

被告は終始殺意を否認し、陪審員もこれを認め、この点は被告も満足であらう。同人は、酒の爲めに前後の意識を喪つてゐたと云つてゐるが、当廷に於て当時の模様を、と供述して居り、然かも其供述と証人等の証言とが可なり合致してゐる。この点から見るも、当時意識を喪つてゐたとは云はれぬ。たゞ興奮の程度であつたと見るより外はない。被告が如何に改悛の情が顕著であらうとも、一旦死した被害者は帰らず、同一家は実に氣

の毒である。世の中には、一円五十銭を奪った強盗にも、五年の刑を科してゐる事実がある。まして、人の命を失はしたといふことは、決して軽々に取扱ふべきものではない。万一、これが軽く罰せられることになれば、人の命は極めて危険なものであるから、他戒の意味においても、懲役七年位が穩当であらうと、求刑し、これに対し、森保、水田両弁護士が軽減論があり、午後十時三十分閉廷した。

懲役五年

判決言渡さる

NG長造にかゝる殺人事件は、前記の如く陪審員の答申の結果、傷害致死と認定されたので、廿八日午前十時、小玉裁判長は懲役五年(求刑七年)との判決言渡しをなした。

⑪「呉市の放火事件」昭和九・三・一六判決

(注) 本事件は、当初、「芸日」昭和八・一〇・一において、「白昼、呉の大火、断水時間で出水が遅れたため、全焼十八戸に及ぶ」と写真二枚つきで報道された。

なお、この事件の陪審公判第一日目の記事が掲載された紙面は、見当たらない。

●「芸日」昭和九・三・一四夕刊

検事が法律的解釈を説明

呉市神田通り放火事件陪審裁判

被告は失火と弁明

呉市神田通り□丁目写真真業MI雅留(三〇)にかゝる放火事件の陪審裁判、第二日目は、十三日午前九時半から、広島地方裁判所で、福田裁判長係り、和田検事立会、高橋弁護士および陪審員列席の下に開廷。第一日で、事実および証拠調べを完了したので、この日は劈頭、検事の意見陳述あり。検事は、公訴事実通り被告は生活に窮し、保険金詐取のため放火したるものであると認め、その法律的解釈を陪審員にも解るやうに、一時間余にわたって詳述、ついで、弁護士及び被告は、何れも失火であると弁解し、午後零時十分休憩。

●「芸日」昭和九・三・一四

呉の怪火は放火と認定

懲役十五年を求刑さる

陪審公判の第二日目

広島地方裁判所における、呉市神田通□丁目写真業MI雅留(三〇)にかゝる放火事件の陪審公判、第二日目の十三日は、休憩後、午後一時十五分再開。福田裁判長より、約二時間半の長きに亘り、詳細なる説示の後、

主問『放火なりや』

補問『失火なりや』

との問書を提出し、これに対し、陪審員は約一時間の評議の結果、『主問然り』、即ち保険金詐取の目的で放火したものであるといふ認定をなしたので、和田検事は、

目貫の場所で、而かも早魃の時機を狙つて、放火するが如きは、其罪軽からずと、懲役十五年を求刑した。

判決言渡は十六日。

● 「芸日」昭和九・三・一七

放火写真屋、懲役十二年言渡し

三年振りに漸く判決

呉市神田通□丁目写真業MI雅留(三〇)にかゝる放火事件は、三年振りの陪審公判として、十二日、広島地方裁判所で、福田裁判長、和田検事係り開廷されたが、十六日、懲役十二年(求刑同十五年)との判決言渡があつた。

広島における陪審裁判(二)